一般廃棄物(ごみ)処理基本計画書

平成30年3月(2018年3月)

宮若市外二町じん芥処理施設組合

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画書

目標年次:平成44年度

(2032年度)

平成30年3月(2018年3月)

宮若市外二町じん芥処理施設組合

目 次

第1草	策定の目的	
第1節	計画の意義と目的	1
第2章	地域の概況	
第1節	社会·自然環境	2
1.	. 組合の概要	2
2.	. 地理的·地形的特性	3
3.	. 人の動き	9
第2節	将来構想	11
**** -		
第3草	ごみ処理の現況調査と評価	
第1節	ごみ処理体系の概要	14
第2節	ごみの性状及び発生量	15
1.	. ごみの発生概念	15
2.	. ごみ処理人口	16
3.	. ごみの排出量	20
4.	. ごみの排出原単位	24
5.	. ごみの性状	28
第3節	ごみの減量化・再資源化の取り組み	29
1.	. 分別収集の現況	29
2.	. 自家処理の現況	29
3.	. 資源回収事業による資源回収	30
4.	. 集団回収等の現況	32
第4節	収集運搬の現況	34
1.	. 収集区域	34
2.	. 収集頻度	34
3.	. 分別区分・運搬方法	35
4.	. 収集運搬体制	37

第5節	中間処理の現況	
1.	既存施設の概要	
2.	中間処理の実績	
3.	RDF受入施設(大牟田リサイクル発電所)の現状	
第6節	最終処分の現況	
	既存施設の概要	
2.	最終処分の実績	
第7節	ごみ処理体制	
	管理運営体制	
2.	処理・処分に関する施設等の関連	
第8節	剪定かす、野焼きや不法投棄等の現状	
1.	剪定かすの現状	
	野焼きの現状	
3.	不法投棄の現状	
第9節	前計画における目標の進捗状況	
	ごみ処理基本計画の策定	
第1節	基本方針	
	循環型社会の構築	
2.	廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	
第2節	計画目標年次の設定	
第3節	目標年次における基本フレーム	
	人口実績	
2.	将来人口	
第4節	ごみ排出量及び処理対象量の見込み	
1.	ごみ排出量の見込み	
2.		
	中間処理量の見込み	
4.	最終処分量の見込み	
第5節	減量化及び再資源化目標の設定	
1.	日川、T バモ次海川、の利 まは	
	減量化及び再資源化の計画値 計画値と県目標値	

第6節	ごみ排出量及び処理対象量の計画値	71
1.	ごみ排出量の計画値	71
2.	排出原単位の計画値	75
3.	中間処理量の計画値	79
4.	最終処分量の計画値	81
第7節	減量化・再資源化計画	82
1.	各主体の役割と連携	82
2.	減量化・再資源化に関する取り組み	83
第8節	収集運搬計画	85
1.	ごみの分別区分	85
2.	計画収集区域と実施主体	85
3.	収集運搬方式	
4.		
5.	収集運搬に関する計画	87
第9節	中間処理計画	
1.		
2.	中間処理の方式	
3.	中間処理に関する計画	89
第 10 節	最終処分計画	
1.	計画処分区域と実施主体	
2.		
3.	最終処分に関する計画	90
第 11 節	ごみ処理に関するその他計画	91
1.	野焼き及び剪定かすの処理について	
2.	廃棄物の不法投棄について	
3.	適正処理困難物について	91
	災害廃棄物処理計画	
	基本的事項	
2.		
	組織体制・指示命令系統	
3.	情報収集・連絡	99
3. 4.	情報収集・連絡 協力・支援体制	99
	情報収集・連絡 協力・支援体制	99
4. 5. 6.	情報収集・連絡	99 102 104
4. 5. 6.	情報収集・連絡	99 102 104
4. 5. 6. 7.	情報収集・連絡	99 102 104 105 119

第1章 策定の目的

第1節 計画の意義と目的

高度成長期における経済社会活動は、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられ 生活様式の多様化や利便性の向上をもたらした。一方、廃棄物の大量排出をはじめ とした環境負荷の増大及び天然資源の枯渇が大きな社会問題となっている。

このため、これからの社会は廃棄から循環・再利用へと転換し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会を形成する必要がある。このような社会情勢を受けて、平成12年6月に「循環型社会形成推進法」が施行され、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進により循環型社会の形成を構築することが理念として掲げられた。

- ① 廃棄物となるものの発生を抑制する。 · · · · · · · リデュース (Reduce)
- ② 使い終わったものも繰り返して再利用する。 ·····・リユース(Reuse)
- ③ 再利用できないものでも再資源化する。 ····・・・・ リサイクル (Recycle)

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においても、廃棄物の排出抑制・適正な処理・処分を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることが目的とされている。

この中で国民の責務・事業者の責務・国及び地方公共団体の責務が定められており、市町村は当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画「一般廃棄物処理計画」を定めなければならないとされている。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律:第六条)

宮若市外二町じん芥処理施設組合(以下、「本組合」と表記)圏域においては、 宮若市では第2次宮若市総合計画、鞍手町では第5次鞍手町総合計画、小竹町では 第5次小竹町総合計画を策定している。

それらの計画では、各市町共にキャッチフレーズ、基本方針及び柱を設け、住民・ 事業者・行政が一体となって、それぞれの役割(責務)を果たすことに努めている。

このような理念に基づき、行政と地域住民が協働して廃棄物の減量化及び資源化を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び廃棄物処理における循環型社会の構築を目指して『一般廃棄物処理計画』〔一般廃棄物(ごみ)処理基本計画〕を策定する。

本計画の計画期間は平成30年度(2018年度)から15年間とするものであり、計画の目標期年次を平成44年度(2032年度)とする。なお、本計画は概ね5年ごとに必要に応じて改定するとともに、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合にも見直しを行うものである。

第2章 地域の概況

第1節 社会・自然環境

1. 組合の概要

宮若市外二町じん芥処理施設組合(以下、「本組合」と表記)は宮若市、鞍手町及び小竹町の1市2町の構成からなっており、福岡市と北九州市の両政令指定都市のほぼ中間に位置している。

本組合における、構成市町の位置を図2-1-1に示す。

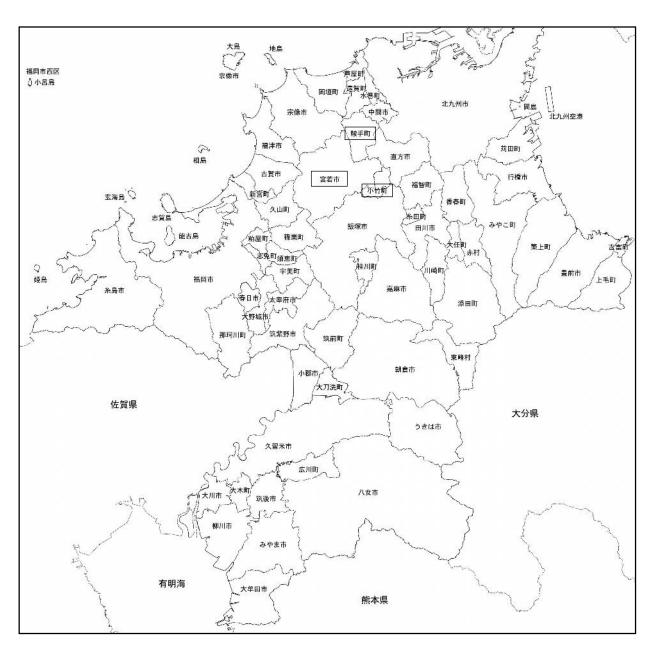


図2-1-1 本組合圏域の位置

2. 地理的•地形的特性

(1) 地形・水象

山岳地は、宮若市の西部から南部にかけては西山(645m)、犬鳴山(584m)、鉾 立山 (663m)、笠置山 (425m) などの大宰府県立自然公園に指定されている三郡山 系が連なり、その中に平地や小丘陵が広く分布した盆地となっている。

鞍手町の北東部から中心部にかけては、沖積平野を囲むように西部を標高130m程 度の丘陵地が南北に伸び、南東部には六ヶ岳(338.9m)による山塊がある。小竹町 東西は丘陵地となっており、東の丘陵地は標高100m未満のなだらかな地形となって いる。

本組合圏域を流れる河川として宮若市では犬鳴川があり、その支流として八木山 川、倉久川、山口川及び黒丸川がある、これらの河川は宮若市内を流下し、直方市 で一級河川の遠賀川に合流している。鞍手町においては西川があり、この河川は鞍 手町内を流下し、芦屋町で一級河川の遠賀川に合流している。小竹町においては遠 賀川が南北に流れている。

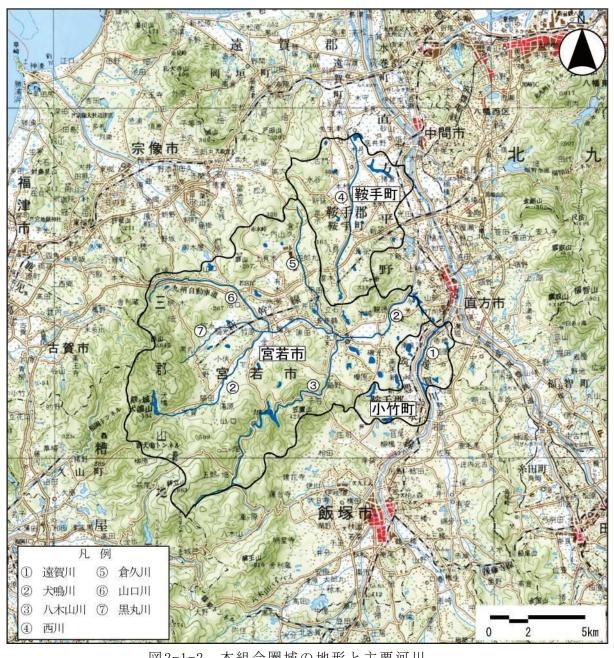


図2-1-2 本組合圏域の地形と主要河川

(2)交通

本組合圏域にはJR山陽新幹線及び九州自動車道が東西に走っており、九州自動車道の若宮インターチェンジ及び宮田スマートインターチェンジ、鞍手インターインターチェンジがある。

また、公共交通機関としては、JR九州バス、西鉄バス筑豊、JR九州筑豊本線及び平成筑豊鉄道が運行されており、周辺都市を結ぶ交通手段としての役割を担っている。

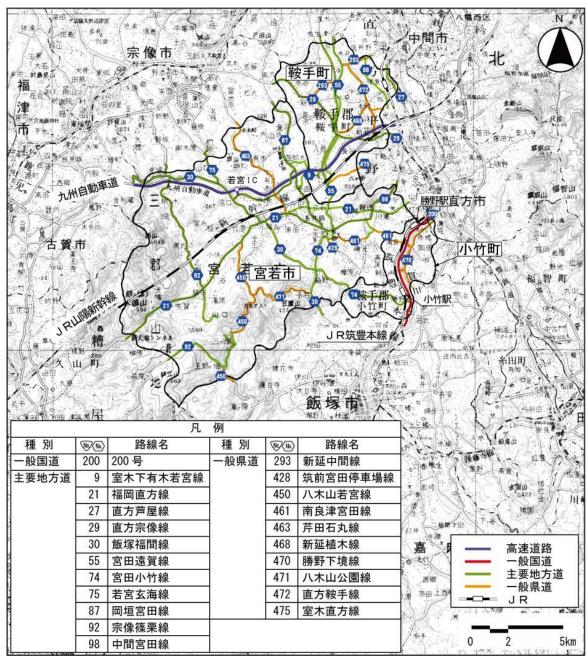


図2-1-3 本組合圏域の交通

(3)土地利用

本組合圏域における民有地の土地利用状況を表2-1-1に示す。

本組合圏域における民有地の土地利用状況は、田 (24.42%)、畑 (5.05%)、宅 地 (13.40%)、山林 (40.89%)を合わせると全体の約8割にあたる。

なお、田畑は全体の約3割を占めている。

表2-1-1 民有地の土地利用状況

(単位: ha)

総数			地 目					
	花奴	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
<i>₩</i>	7, 372. 5	1, 707. 3	325. 3	846.0	3, 555. 8	342.7	594. 6	0.8
宮若市	100.00%	23. 15%	4.41%	11.48%	48. 23%	4.65%	8.07%	0.01%
鞍手町	2, 492. 8	767. 4	199. 4	401.3	692. 4	215. 4	213. 9	3.0
牧子叫	100.00%	30. 78%	8.00%	16. 10%	27. 78%	8.64%	8. 58%	0.12%
小竹町	885.0	150.6	17.8	193.3	147.6	105.9	269.8	0.0
\1,\1 ₪1	100.00%	17.02%	2.01%	21.84%	16. 68%	11.97%	30. 48%	0.00%
組合圏域	10, 750. 3	2, 625. 3	542.5	1, 440. 6	4, 395. 8	664.0	1, 078. 3	3.8
合計	100.00%	24. 42%	5. 05%	13.40%	40.89%	6. 17%	10.03%	0.04%

出典) 福岡県統計年鑑

(4) 気象

本組合圏域における気温、降水量の平年値を表2-1-2、図2-1-4に示す。

地域の気候は、内陸盆地型特有の気候を示しており、気温は温暖であるが寒暖の 差が大きいのが特徴である。

			ALTE MANDE (TIE)					
気温			降水量					
平均(℃)	日最高(℃)	日最低(℃)	(mm)					
1981年	1981年	1981年	1981年					
~2010年	~2010年	~2010年	~2010年					
5.0	9. 3	1.0	71.6					
5.9	10.6	1.6	80. 5					
9.0	14.0	4.2	126.8					
14. 1	19.7	8.9	129.3					
18.6	24. 2	13.7	163. 2					
22.4	27.2	18.5	295. 5					
26.4	30.8	23. 1	331.3					
27.1	31.9	23. 5	168.9					
23.2	28. 1	19. 5	182.0					
17.4	23.0	12.8	74.8					
12.0	17. 3	7. 3	82.9					
7.2	12.0	2.7	60.3					
15. 7	20.7	11.4	1, 767. 1					
	1981年 ~2010年 5.0 5.9 9.0 14.1 18.6 22.4 26.4 27.1 23.2 17.4 12.0 7.2	平均(℃) 日最高(℃) 1981年 ~2010年	平均(℃) 日最高(℃) 日最低(℃) 1981年					

表2-1-2 気象状況(平年値)

出典) 気象庁気象データ (飯塚特別地域気象観測所調べ)

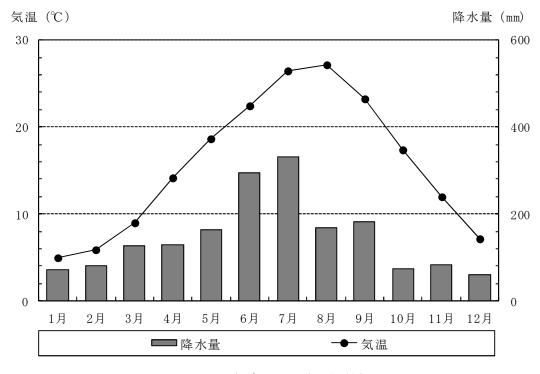


図2-1-4 気象状況(平年値)

(1) 地形·地質

宮若市の周辺に分布する地質は、二畳紀三郡変成岩類・堆積岩類、後期白亜紀花 崗岩類、前期白亜紀堆積岩類(関門層群)、古代三紀夾炭層及び犬鳴川による沖積 層である。市域の中央には沖積層が分布し、周縁の山地は北西-南東方向に伸長し た岩盤類からなる。また、周辺には北西-南東方向に卓越した断層が多く分布して おり、地形にもリニアメント**が顕著に認められる。

鞍手町に周辺に分布する地質は、前期白亜紀堆積岩類(関門層群)、後期白亜紀 花崗岩類、古代三紀夾炭層、遠賀川の堆積物による沖積層であり、西部の丘陵地は 古代三紀層からなり、南東部の山塊は後期白亜紀堆積岩類からなる。

小竹町に周辺に分布する地質は、古代三紀の夾炭層及び遠賀川の堆積物による沖積層であり、東西の丘陵地は古代三紀層からなる。また、西部は宮若市へつながる前期白亜紀堆積岩類(関門層群)の山体に連続している。

※)直線的な地形の特長(線状模様)のことを言う。崖、尾根の傾斜急変部、谷や尾根の屈曲 による直線的な地形、土壌や植生の境目などが直線的に現れる部分にあたる。

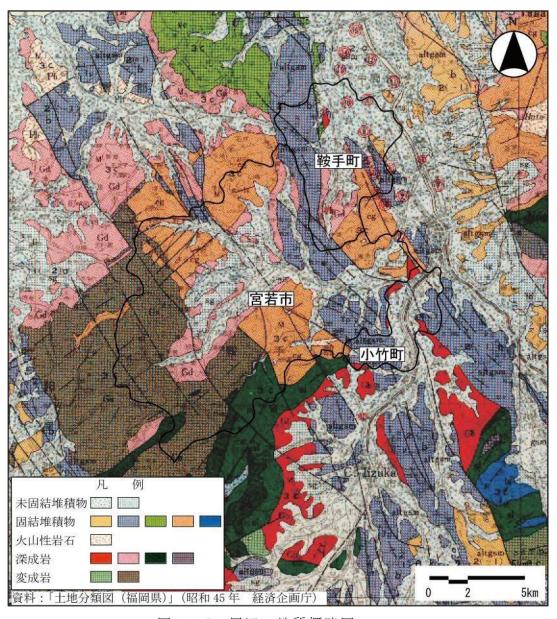


図2-1-5 周辺の地質概略図

3. 人の動き

(1)人口数の推移

本組合圏域における人口数とその推移を表2-1-3及び図2-1-6に示す。 本組合圏域の人口は平成28年度で53,172人となっており、減少傾向を示している。

表2-1-3 人口数

年度	宮若市	鞍手町	小竹町	合 計
+12	(人)	(人)	(人)	(人)
平成19	31, 372	18, 492	9, 409	59, 273
平成20	31, 388	18, 234	9, 217	58, 839
平成21	31, 228	17, 968	9, 054	58, 250
平成22	30, 861	17, 703	8, 881	57, 445
平成23	30, 282	17, 507	8, 733	56, 522
平成24	30, 134	17, 229	8, 577	55, 940
平成25	29, 834	17, 089	8, 392	55, 315
平成26	29, 324	16, 980	8, 237	54, 541
平成27	28, 947	16, 734	8, 152	53, 833
平成28	28, 617	16, 530	8, 025	53, 172

出典) 住民基本台帳(各年度10月1日現在) 外国人住民を含む

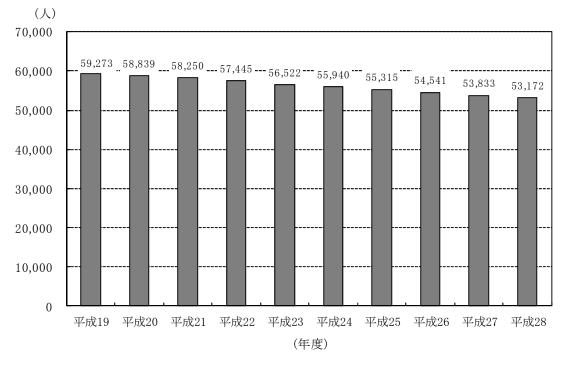


図2-1-6 人口数の推移

(2) 階級別人口

本組合圏域における階級別人口とその推移を表2-1-4及び図2-1-7に示す。

各階級ともに平成22年から平成27年の5年間にわずかな増減が見られる。15歳未満の階級は減少し、65歳以上の階級においては増加しており、少子高齢化の傾向を示している。

表2-1-4 階級別人口

年齢区分	平成22	2年	平成27年		
中断区为	人口(人)	人口割合(%)	人口(人)	人口割合(%)	
15歳未満	6,640	11.9%	6,007	11.6%	
15~64歳	32,874	59.0%	28,102	54.2%	
65歳以上	16,250	29.1%	17,746	34.2%	
総数	55,764	100.0%	51,855	100.0%	

出典) 国勢調査

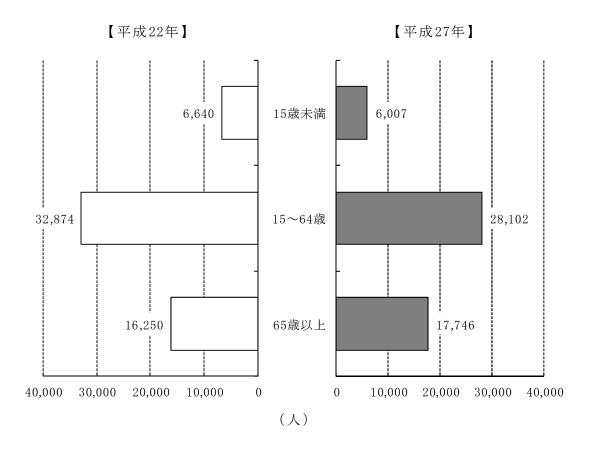


図2-1-7 階級別人口の推移

(3) 産業別人口

本組合圏域におけ産業別人口とその推移を表2-1-5及び図2-1-10に示す。

全体としては、第3次産業の人口が約63%、第2次産業の人口が約32%を占めており、第1次産業の人口は約5%となっている。平成22年と平成27年を比較すると、第2次産業の人口割合が減少し、第3次産業の人口割合が増加している。

表2-1-5 產業別人口

年齢セハ	平成22	2年	平成27年		
年齢区分	人口(人)	人口割合(%)	人口(人)	人口割合(%)	
第1次産業 就業者数	1,083	4.7%	1,039	4.8%	
第2次産業 就業者数	7,317	31.9%	6,903	31.6%	
第3次産業 就業者数	14,552	63.4%	13,900	63.6%	
総数	22,952	100.0%	21,842	100.0%	

出典) 国勢調査

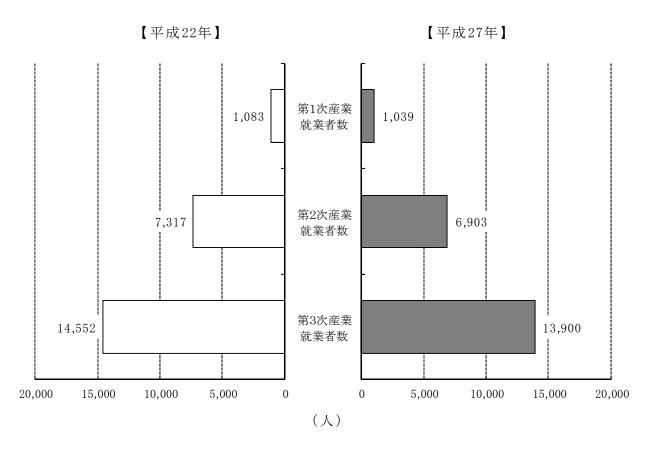


図2-1-8 産業別人口の推移

第2節 将来構想

1. 宮若市

平成30年2月に策定した「第2次宮若市総合計画」において、まちの将来像とそれを実現するための基本的な施策の大網と重点的に取り組む主要施策を定めている。 また、将来像とする「ひと・みどり・産業が輝く ふるさと宮若」の実現を目指すため、まちづくりの基本目標と基本的施策の方向を定めている。

「まちづくりの基本目標」

市民・地域・産業が賑わう住みよいまちを目指して

市 民 : 個性が輝く 健康で元気な市民

地 域 : 自然と共生した 安全・安心で便利な地域

産業: 雇用を創出し活力を生む産業

「まちづくりの基本的施策」

1. 自然環境

豊かなみどりが輝くふるさとを守るため、自然と共生したまちづくりを進めます

2. 生活基盤·都市基盤

安全・安心で便利な暮らしを確保する生活基盤・都市基盤づくりを進めます

3. 產 業

企業誘致と立地企業の発展を支援し、活力ある産業を育て、雇用を生み出すまちづくりを進めます

4. 保健·福祉

市民が健康に暮らし、高齢者や子どもを支え合う、安心な暮らしを高める社会づくりを進めます

5. 教育・文化

子どもの「生きる力」を育てる学校教育と多彩な市民交流を生む社会教育の充実 を図ります

6. 市民協働・コミュニティ

市民とともに地域の課題解決に向け取り組んでいく協働のまちづくりを進めます

2. 鞍手町

鞍手町では、平成28年3月に策定した「第5次鞍手町総合計画」において、まちの将来像とそれを実現するための基本的な施策の大網と重点的に取り組む主要施策を以下のように明らかにした。

将来像とする「新たな力で躍動するまち くらて ~未来につなぐ つながる 希望の 芽~」の実現を目指すため、まちづくりの基本目標と基本的施策の方向を定めた。

「まちづくりの柱」

○ まちに賑わいを : 人と自然が調和する快適生活拠点都市

地域で支え合う安全・安心なまち

○ ひとに輝きを : 地域で人を育てるまち

「知・徳・体」の調和を目指した教育の充実

ライフステージに応じた生涯学習の推進

健康に暮らせるまち

○ しごとの創出を : 創業支援と企業誘致

○まちの魅力を全国に: 情報発信力の強化

「まちづくりの基本施策」

・ みんなが住みたい住みよいまちを創生

- ・ 人が安心して暮らせる環境づくり
- ・ 将来を見据えたライフラインを整備
- ・ みんなで支え合い安心して暮らせるまちづくり
- ・ 人と人が支え合う地域づくり
- ・ 子育てに向けた世代のライフステージを応援
- ・ 生きる力を育む教育環境を整備
- ・ 生涯現役、あなたの興味と好奇心を満足させる
- 人にやさしく、人がやさしいまちづくり
- ・ 住み慣れた地域でともに暮らせるまちづくり
- いつまでも健康で、いきいきと暮らせるまち
- ・ 地域農業を支えるまちづくり
- ・ 人や地域を支える地域産業を応援
- ・ 地域資源を活かし、魅力的な観光を推進
- ・まちの知名度を向上

3. 小竹町

小竹町では、平成29年3月に策定した「第5次小竹町総合計画」において、まちの将来像とそれを実現するための基本的な施策の大網と重点的に取り組む主要施策を以下のように明らかにした。

将来像とする「住みたい!育てたい!訪ねたい!あなたが主役 幸せ実感 小竹町」 の実現を目指すため、まちづくりの基本目標と基本的施策の方向を定めた。

「まちづくりの柱」

- 優しさを感じ 住みたいと思える町
- 活力に満ち 発展を続ける町
- 安全・安心を実感し 快適に暮らせる町
- みんなが主役 絆によって集う町
- 町民の信頼に応え 住み続けられる町

「まちづくりの基本施策」

- ・ 子どもたちが伸び伸び育つまちづくり
- ・ 生涯現役のまちづくり
- ・ 暮らしをともに支えるまちづくり
- こころとからだを守るまちづくり
- ・ 笑顔に満ちたふれあいのまちづくり
- 自然と共生する環境のまちづくり
- ・ 快適で緑豊かなまちづくり
- ・ 地産地消を推進する農業の振興
- ・ 事業拡大を目指す工業の振興
- ・ 地域に密着した商業の振興
- ・ 歴史と創造による観光の振興
- ・ 利便性の高い交通通信体系
- ・ 迅速な対応、体制の強化推進
- ・ 水資源の確保と快適な居住空間の創出
- ・ ふるさとを守る住環境の創出
- ・ 心豊かな子どもたちの育成
- ・ 自ら学ぶ生涯学習の推進
- ・ 生きがいづくりの創出
- ・ まちづくりへの町民参画
- ・ 地域を経営していく効率的な行政運営
- ・ 広域連携の推進

第3章 ごみ処理の現況調査と評価

第1節 ごみ処理体系の概要

本組合圏域におけるごみ処理は、鞍手町に整備している「泉水最終処分場資源ごみ・粗大ごみ処理施設」(以下、「泉水資源化処理施設」と表記)で資源ごみ(ビン・カン、ペットボトル)及び燃えないごみ(不燃物、粗大ごみ)の中間処理を行い、可燃ごみ(固形燃料用ごみ)については、宮若市に整備している「くらじクリーンセンター」で中間処理をしている。

本組合圏域のごみは「可燃ごみ」、「資源ごみ」、「燃えないごみ」の3分類5分別として、分別収集している。

収集した可燃ごみは「くらじクリーンセンター」でごみ固形燃料(RDF)化処理し、「大牟田リサイクル発電所」等に処理を委託している。資源ごみ及び燃えないごみは「泉水資源化処理施設」で資源化処理を行っている。また、資源化処理施設で発生する資源化残渣(不燃性)及びRDF不適物(不燃性)は「宮若市外二町じん芥処理施設組合泉水最終処分場」(以下、「泉水最終処分場」と表記)において埋立処分している。

本組合圏域におけるごみ処理状況を図 3-1-1 に示す。

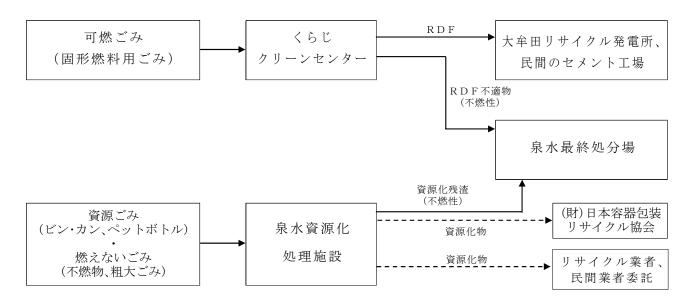


図 3-1-1 ごみ処理状況

固形燃料用ごみを「可燃ごみ」、資源ごみ (ビン・カン、ペットボトル)を「資源ごみ」、燃えないごみ (不燃物、粗大ごみ)を「燃えないごみ」として表現する。

第2節 ごみの性状及び発生量

1. ごみの発生概念

一般廃棄物は図3-2-1に示すように、住民の生活活動に伴って発生する「家庭系ごみ」と生産・流通・販売等の事業活動に伴って発生する「事業系ごみ」に分けられる。一般的には、一般家庭から発生したごみ及び事業所から発生したごみは構成市町が委託した収集運搬業者が収集して、「収集ごみ」として処理施設に搬入される。その他にごみとして排出される前に、資源物拠点回収や住民による集団回収等による資源回収、や事業者による自主回収等がある。

事業者により自主回収されるごみや自家処理されるごみについては、実態の把握を しておらず、ここでは行政が処理や回収を行う家庭系及び事業系の収集ごみの発生量 と集団回収等による資源回収量について述べる。

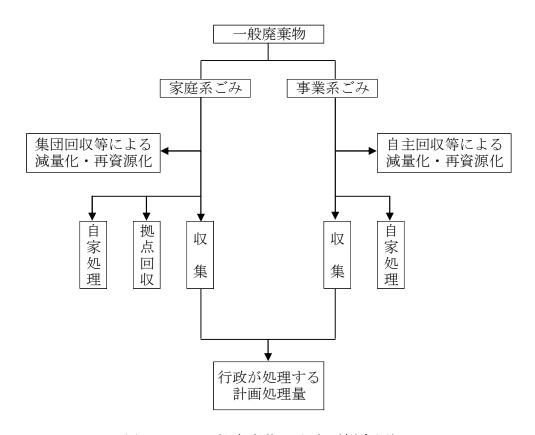


図 3-2-1 一般廃棄物の発生(概念図)

2. ごみ処理人口

平成19年度から28年度までの本組合圏域におけるごみ処理人口とその推移を表3-2-1及び図3-2-2に示す。

平成28年度の総人口は53,172人で、本組合においては各市町全区域を収集の対象としているため、総人口=ごみ処理人口(収集人口)とする。

年度	宮若市	鞍手町	小竹町	合 計		
1/2	(人)	(人)	(人)	(人)	増減	増減率
平成19	31, 372	18, 492	9, 409	59, 273	_	_
平成20	31, 388	18, 234	9, 217	58, 839	-434	-0.73%
平成21	31, 228	17, 968	9, 054	58, 250	-589	-1.00%
平成22	30, 861	17, 703	8, 881	57, 445	-805	-1.38%
平成23	30, 282	17, 507	8, 733	56, 522	-923	-1.61%
平成24	30, 134	17, 229	8, 577	55, 940	-582	-1.03%
平成25	29, 834	17, 089	8, 392	55, 315	-625	-1.12%
平成26	29, 324	16, 980	8, 237	54, 541	-774	-1.40%
平成27	28, 947	16, 734	8, 152	53, 833	-708	-1.30%
平成28	28, 617	16, 530	8, 025	53, 172	-661	-1.23%

表 3-2-1 組合圏域のごみ処理人口

出典) 住民基本台帳(各年度10月1日現在) 外国人住民を含む

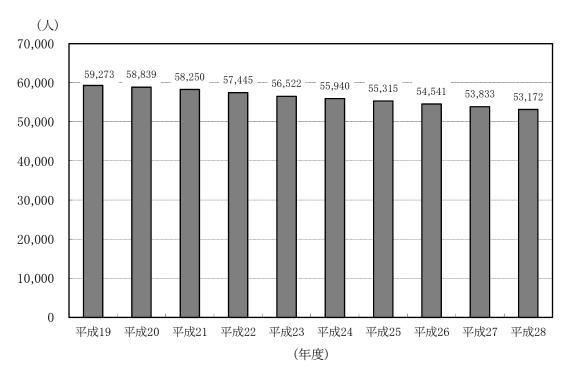


図 3-2-2 ごみ処理人口の推移(組合圏域)

表 3-2-2 宮若市のごみ処理人口

年度	人口		
1 2	(人)	増減	増減率
平成19	31, 372	-	_
平成20	31, 388	16	0.05%
平成21	31, 228	-160	-0.51%
平成22	30, 861	-367	-1.18%
平成23	30, 282	-579	-1.88%
平成24	30, 134	-148	-0.49%
平成25	29, 834	-300	-1.00%
平成26	29, 324	-510	-1.71%
平成27	28, 947	-377	-1.29%
平成28	28, 617	-330	-1.14%

出典) 住民基本台帳(各年度10月1日現在) 外国人住民を含む

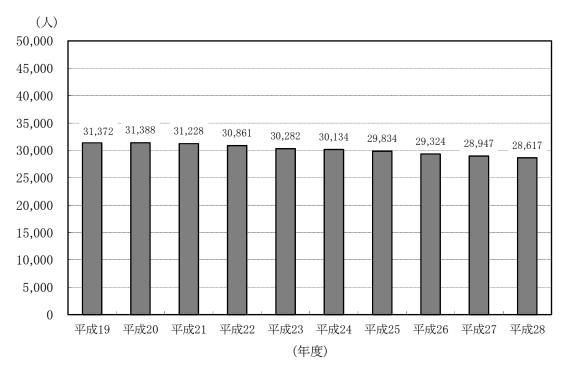


図 3-2-3 ごみ処理人口の推移(宮若市)

表 3-2-3 鞍手町のごみ処理人口

	-		
年度	人口		
1/2	(人)	増減	増減率
平成19	18, 492	-	_
平成20	18, 234	-258	-1.40%
平成21	17, 968	-266	-1.46%
平成22	17, 703	-265	-1.47%
平成23	17, 507	-196	-1.11%
平成24	17, 229	-278	-1.59%
平成25	17,089	-140	-0.81%
平成26	16, 980	-109	-0.64%
平成27	16, 734	-246	-1.45%
平成28	16, 530	-204	-1.22%

出典) 住民基本台帳(各年度10月1日現在) 外国人住民を含む

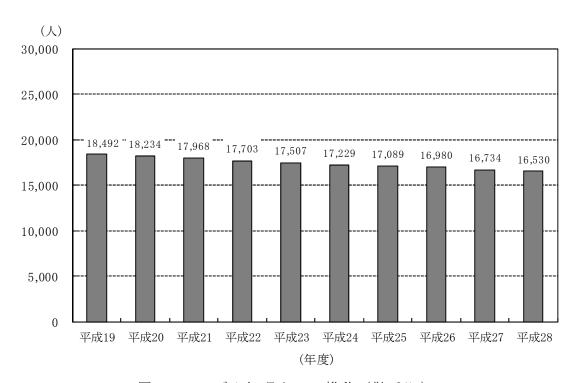


図 3-2-4 ごみ処理人口の推移(鞍手町)

表 3-2-4 小竹町のごみ処理人口

年度	人口		
,	(人)	増減	増減率
平成19	9, 409	-	_
平成20	9, 217	-192	-2.04%
平成21	9,054	-163	-1.77%
平成22	8,881	-173	-1.91%
平成23	8, 733	-148	-1.67%
平成24	8, 577	-156	-1.79%
平成25	8, 392	-185	-2.16%
平成26	8, 237	-155	-1.85%
平成27	8, 152	-85	-1.03%
平成28	8, 025	-127	-1.56%

出典) 住民基本台帳(各年度10月1日現在) 外国人住民を含む

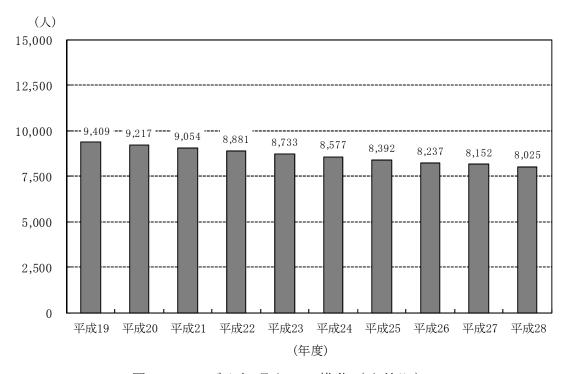


図 3-2-5 ごみ処理人口の推移(小竹町)

3. ごみの排出量

平成24年度から平成28年度までの本組合圏域におけるごみ排出量とその推移を表3-2-5及び図3-2-6に示す。

ごみの排出量は、平成24年度に対して平成28年度は減少しており、平成28年度では可燃ごみ 12,387 t、燃えないごみ 1,319 t、資源ごみ 583 t であり、合計で14,289 t となっている。

年度	可燃ごみ	燃えないごみ	資源ごみ	合 計	
+/X	(t)	(t)	(t)	(t)	
平成24	13, 076. 90	1, 251. 69	720.84	15, 049. 43	
平成25	13, 152. 34	1, 310. 13	683.41	15, 145. 88	
平成26	13, 070. 40	1, 290. 76	648.81	15, 009. 97	
平成27	12, 838. 56	1, 359. 13	609.82	14, 807. 51	
平成28	12, 386. 77	1, 318. 75	583.04	14, 288. 56	

表 3-2-5 組合圏域のごみ排出量

出典)組合集計資料

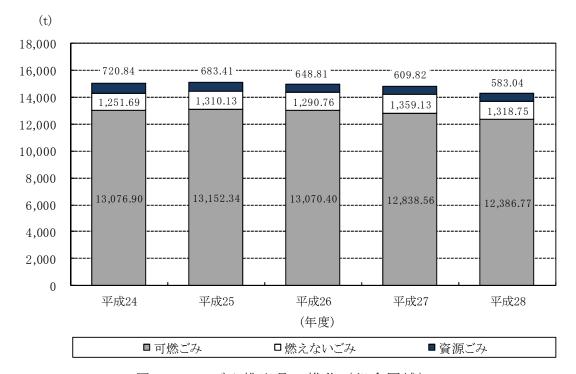


図 3-2-6 ごみ排出量の推移(組合圏域)

備考)家庭系ごみ及び事業系ごみの収集は、同一の収集車により行っており、中間処理 時における家庭系ごみと事業系ごみの判断が不可能なため、家庭系ごみ及び事業 系ごみを一括りとして収集ごみとした。

表 3-2-6 宮若市のごみ排出量

年度	可燃ごみ	燃えないごみ	資源ごみ	合 計
	(t)	(t)	(t)	(t)
平成24	7, 125. 37	728. 96	422. 19	8, 276. 52
平成25	7, 198. 23	766. 13	393.99	8, 358. 35
平成26	7, 125. 03	734.01	368.87	8, 227. 91
平成27	7, 055. 45	791.66	348.08	8, 195. 19
平成28	6, 754. 70	742.43	322.37	7, 819. 50

出典)組合集計資料

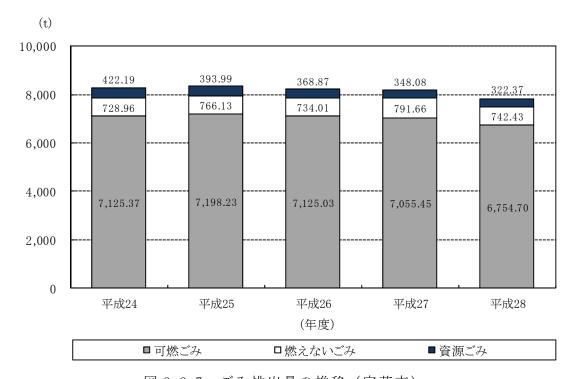


図 3-2-7 ごみ排出量の推移(宮若市)

表 3-2-7 鞍手町のごみ排出量

年度	可燃ごみ	燃えないごみ	資源ごみ	合 計
,	(t)	(t)	(t)	(t)
平成24	3, 974. 78	345.06	194.89	4, 514. 73
平成25	3, 977. 83	358.75	192.87	4, 529. 45
平成26	3, 913. 02	367.76	184.90	4, 465. 68
平成27	3, 825. 91	369.30	168. 15	4, 363. 36
平成28	3, 781. 38	367.13	168. 58	4, 317. 09

出典)組合集計資料

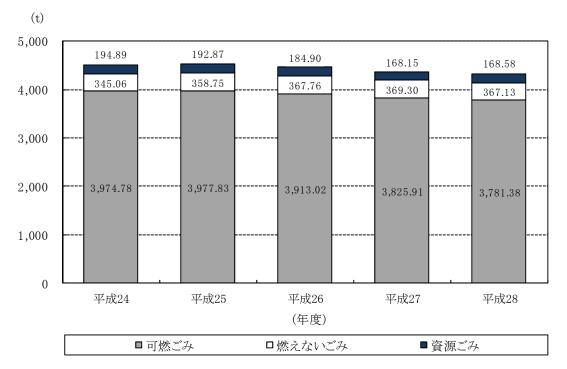


図 3-2-8 ごみ排出量の推移(鞍手町)

表 3-2-8 小竹町のごみ排出量

年度	可燃ごみ	燃えないごみ	資源ごみ	合 計
,	(t)	(t)	(t)	(t)
平成24	1, 976. 75	177.67	103.76	2, 258. 18
平成25	1, 976. 28	185. 25	96.55	2, 258. 08
平成26	2, 032. 35	188.99	95.04	2, 316. 38
平成27	1, 957. 20	198. 17	93. 59	2, 248. 96
平成28	1, 850. 69	209. 19	92.09	2, 151. 97

出典)組合集計資料

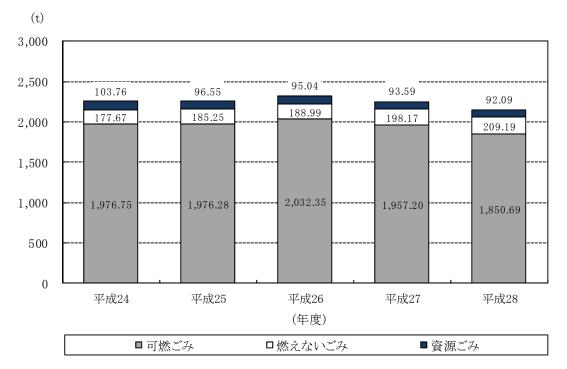


図 3-2-9 ごみ排出量の推移(小竹町)

4. ごみの排出原単位

ごみの排出原単位は、1人1日当たりの排出量(g/人·日)で表現する。

ごみの排出原単位 (g/人・日) = ごみ排出量 $(t/年) \div 365(日) \div ごみ処理人口(人)$

平成24年度から平成28年度までの本組合圏域における、ごみの排出原単位とその推移を表3-2-9及び図3-2-10に示す。

ごみの排出原単位は、平成24年度に対して平成28年度は増加しており、平成28年度では、736.2g/人・日となっている。

なお、資源ごみを除くごみの排出原単位は、706.2g/人·日となっている。

我 0 2 0 M L 国 数 0 F H M 平 E							
年度	ごみ処理人口	ごみ排出量 資源ごみ		資源こみ		排出原単位	排出原単位 (資源ごみ除く)
	(人)	(t)	(t)	(g/人・日)	(g/人・日)		
平成24	55, 940	15, 049. 43	720.84	737. 1	701.8		
平成25	55, 315	15, 145. 88	683.41	750. 2	716. 3		
平成26	54, 541	15, 009. 97	648.81	754.0	721. 4		
平成27	53, 833	14, 807. 51	609.82	753. 6	722. 6		
平成28	53, 172	14, 288. 56	583.04	736. 2	706. 2		

表 3-2-9 組合圏域の排出原単位

出典)組合集計資料

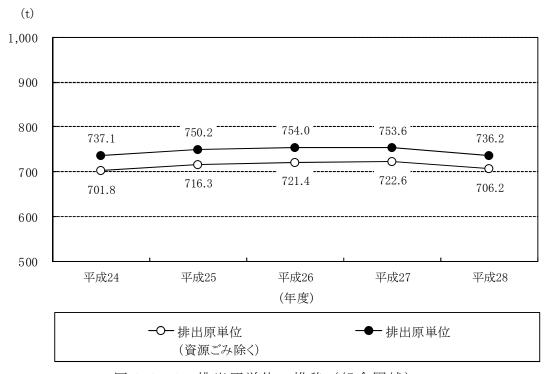


図 3-2-10 排出原単位の推移(組合圏域)

表 3-2-10 宮若市の排出原単位

	ごみ処理人口	ごみ排出量		排出原単位	排出原単位
年度	a //c/±/(//	- / J/ III =	資源ごみ	1/1 Ed//// 1 E	(資源ごみ除く)
	(人)	(t)	(t)	(g/人・目)	(g/人・日)
平成24	30, 134	8, 276. 52	422.19	752.5	714.1
平成25	29, 834	8, 358. 35	393.99	767. 6	731.4
平成26	29, 324	8, 227. 91	368.87	768. 7	734.3
平成27	28, 947	8, 195. 19	348.08	775. 6	742.7
平成28	28, 617	7, 819. 50	322.37	748.6	717.8

出典)組合集計資料

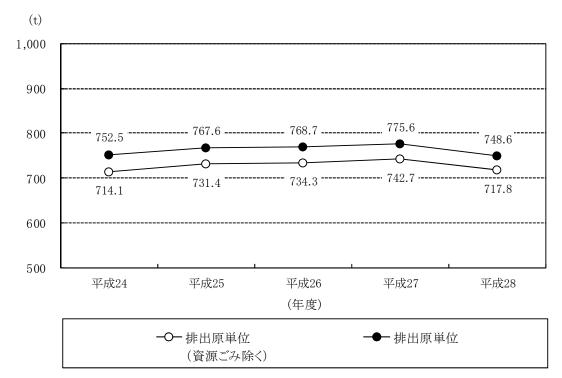


図 3-2-11 排出原単位の推移(宮若市)

表 3-2-11 鞍手町の排出原単位

年度	ごみ処理人口 (人)	ごみ排出量 (t)	資源ごみ (t)	排出原単位 (g/人・日)	排出原単位 (資源ごみ除く) (g/人・日)
平成24	17, 229	4, 514. 73	194.89	717. 9	686. 9
平成25	17, 089	4, 529. 45	192.87	726. 2	695. 2
平成26	16, 980	4, 465. 68	184.90	720. 5	690.7
平成27	16, 734	4, 363. 36	168.15	714. 4	686.8
平成28	16, 530	4, 317. 09	168.58	715. 5	687.6

出典)組合集計資料

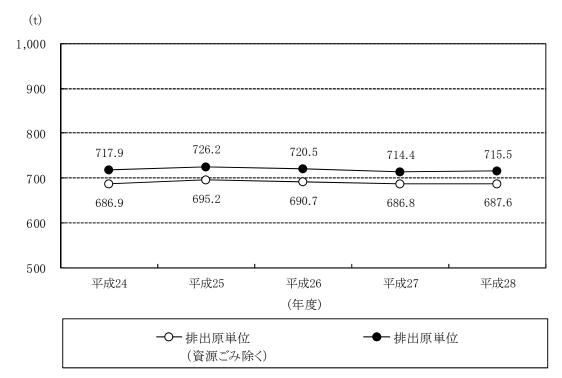


図 3-2-12 排出原単位の推移(鞍手町)

表 3-2-12 小竹町の排出原単位

for the	ごみ処理人口	ごみ排出量	Virgi Mari — N m	排出原単位	排出原単位
年度			資源ごみ		(資源ごみ除く)
	(人)	(t)	(t)	(g/人・目)	(g/人・目)
平成24	8, 577	2, 258. 18	103.76	721.3	688.2
平成25	8, 392	2, 258. 08	96.55	737. 2	705.7
平成26	8, 237	2, 316. 38	95.04	770. 5	738.8
平成27	8, 152	2, 248. 96	93.59	755.8	724.4
平成28	8, 025	2, 151. 97	92.09	734.7	703. 2

出典)組合集計資料

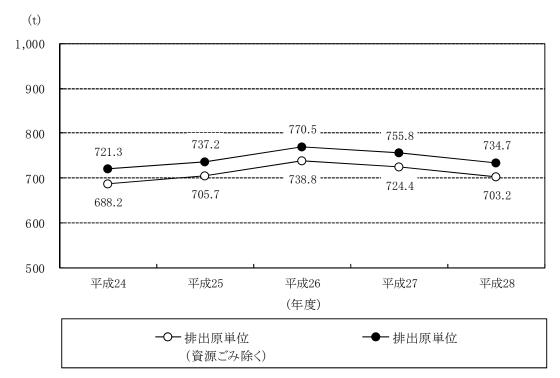


図 3-2-13 排出原単位の推移(小竹町)

5. ごみの性状

本組合圏域における可燃ごみの性状を表3-2-13に示す。

経年傾向を見ると、組成では紙・布類の割合が減少しており、この影響もあり三成分の可燃分の割合が減少している。なお、低位発熱量は可燃分の割合の減少に比例して、低位発熱量が低くなっている傾向にある。

表 3-2-13 可燃ごみの性状

	平成25年度 平成26年度											
項	測定	至年 月										1
-'A	н		4月	7月	10月	1月	平均	4月	7月	10月	1月	平均
	紙•布類	%	43.5	54.9	50.5	48.0	49.2	51.2	36.3	57.5	66.5	52.9
組	ビニール・合成樹脂類	%	19.0	25.9	28.3	22.2	23.9	29.5	36.1	21.8	19.6	26.8
,,	木・竹・わら	%	11.4	6.4	3.6	6.3	6.9	2.7	7.9	6.2	1.3	4.5
	厨芥類	%	17.1	8.5	15.1	18.1	14.7	10.2	14.4	9.4	11.1	11.3
成	不燃物類	%	2.6	1.7	0.2	1.7	1.6	0.6	1.1	2.3	0.1	1.0
	その他	%	6.4	2.6	2.3	3.7	3.8	5.8	4.2	2.8	1.4	3.6
単位	体積重量	kg/m^3	215	206	189	218	207	209	202	216	202	207
Ξ	水 分	%	39.4	38.8	39.2	49.7	41.8	47.1	44.1	43.4	44.6	44.8
成	灰 分	%	54.7	54.6	55.6	44.3	52.3	47.8	49.6	49.8	51.6	49.7
分	可燃分	%	5.9	6.6	5.2	6.0	5.9	5.1	6.3	6.8	3.8	5.5
低位	発熱量(計算値)	kcal/kg	2,229	2,219	2,269	1,701	2,105	1,870	1,971	1,980	2,050	1,968
	測定	年 月	平成27年度				平成28年度					
項	目		4月	7月	10月	1月	平均	4月	7月	10月	1月	平均
	紙•布類	%	38.0	48.8	49.0	45.5	45.3	48.3	44.5	41.1	49.3	45.8
組	ビニール・合成樹脂類	%	38.0	30.2	25.3	28.4	30.5	28.9	32.8	30.2	25.1	29.3
水丘	木・竹・わら	%	3.7	2.9	13.4	5.8	6.5	7.7	9.1	3.3	5.8	6.5
	厨芥類	%	12.9	14.4	9.8	14.7	13.0	11.7	10.5	22.7	16.4	15.3
成	不燃物類	%	2.0	0.1	0.5	2.5	1.3	0.6	1.3	0.6	1.4	1.0
	その他	%	5.4	3.6	2.0	3.1	3.5	2.8	1.8	2.1	2.0	2.2
単位	体積重量	kg/m ³	176	221	218	229	211	203	243	248	234	232
三	水分	%	48.8	45.3	42.7	40.1	44.2	42.6	44.5	48.1	45.2	45.1
成	灰分	%	46.8	50.9	52.1	54.0	51.0	52.5	49.9	48.0	49.9	50.1
分	可燃分	%	4.4	3.8	5.2	5.9	4.8	4.9	5.6	3.9	4.9	4.8
低位	発熱量(計算値)	kcal/kg	1,811	2,021	2,090	2,191	2,028	2,109	1,980	1,870	1,971	1,983

出典)組合集計資料

第3節 ごみの減量化・再資源化の取り組み

1. 分別収集の現況

本組合圏域における収集の対象となるごみの種類及び出し方は表3-3-1のとおりである。なお、本組合圏域では、「可燃ごみ」、「燃えないごみ」、「資源ごみ」の3分類5分別で収集を行っている。

区分	種類	指定袋及び証紙
可燃ごみ	固形燃料用ごみ	指定袋
燃えないごみ	不燃物	指定袋
	粗大ごみ	証紙
資源ごみ	ビン・カン	指定袋
	ペットボトル	

表 3-3-1 ごみの種類及び出し方

2. 自家処理の現況

(1) 宮若市

家庭生活の中から排出される生ごみを住民自らが減量することを目的として、生ごみ処理機器購入補助金制度を平成10年度より設けており、生ごみを家庭で処理できる生ごみ処理容器の購入に対して補助金を交付することにより各家庭による生ごみの堆肥化を推進している。

(2) 鞍手町

家庭生活の中から排出される生ごみを住民自らが減量することを目的として、生ごみ処理容器購入費補助金交付制度を平成10年度より設けており、生ごみを家庭で処理できる生ごみ処理容器の購入費に対して補助金を交付することにより、各家庭による生ごみの堆肥化を推進している。

(3) 小竹町

家庭生活の中から排出される生ごみを住民自らが減量することを目的として、生ごみ処理容器購入費補助金を平成25年度より設けており、各家庭による生ごみの堆肥化を推進している。

3. 資源回収事業による資源回収

本組合の「くらじクリーンセンター」のストックヤードにおいて、資源物の拠点回収を実施している。平成24年度から平成28年度までの本組合圏域における、資源回収事業における資源回収量を表3-3-2に示す。

(資源物の回収対象物)

・新聞紙 ・雑誌 ・その他の紙 ・ダンボール ・牛乳パック

・衣類 ・缶 ・びん ・ビニール袋 ・小型家電

・食品用トレイ類 ・発泡スチロール ・蛍光管 ・水銀体温計

・水銀血圧計 ・ペットボトル ・ペットボトルキャップ

表 3-3-2 組合圏域の資源回収量(資源回収事業)

年度	資源回収事業における資源回収量 (t)
平成24	38.72
平成25	54.97
平成26	54.55
平成27	57.75
平成28	60.23

出典)組合集計資料

(1) 宮若市

資源回収事業における資源回収量は増加傾向にあり、平成28年度では34.03 t となっている。

表 3-3-3 宮若市の資源回収量(資源回収事業)

年度	資源回収事業における資源回収量 (t)
平成24	23.70
平成25	33.10
平成26	32.50
平成27	32.79
平成28	34.03

出典)組合集計資料

(2) 鞍手町

資源回収事業における資源回収量は増加傾向にあり、平成28年度では20.09 t となっている。

表 3-3-4 鞍手町の資源回収量(資源回収事業)

年度	資源回収事業における資源回収量 (t)
平成24	11.37
平成25	14.40
平成26	17.26
平成27	20.11
平成28	20.09

出典)組合集計資料

(3) 小竹町

資源回収事業における資源回収量は増加傾向にあり、平成28年度では6.11 t となっている。

表 3-3-5 小竹町の資源回収量(資源回収事業)

年度	資源回収事業における資源回収量 (t)
平成24	3.65
平成25	7.47
平成26	4.79
平成27	4.85
平成28	6.11

出典)組合集計資料

4. 集団回収等の現況

組合圏域の各自治体においては、それぞれに集団回収事業を行っている。各自治体 における集団回収の取り組みと集団回収による資源回収量を以下に示す。

(1) 宮若市

資源物拠点回収事業及び古紙等集団回収補助金事業における資源回収量は減少傾向 にあり、平成28年度では680.37 t となっている。

なお、古紙等集団回収補助金事業においては、150団体が登録しており、平成28年度 においては、87団体が活動を行っている。

(資源物拠点回収事業における資源物の回収対象物)

・空き缶〔スチール、アルミ〕・布類

• 小型家電

・空きビン〔無色、茶色、その他〕 ・ペットボトル ・ビニール袋

• 水銀器具(蛍光管等)

・食品トレイ類 ・牛乳パック

・紙類〔新聞、雑誌、牛乳パック、その他〕 ・衣類 ・ダンボール

(古紙等集団回収補助金事業における資源物の回収対象物)

新聞紙

雑誌

段ボール

・布類

表 3-3-6 宮若市の集団回収等による資源回収量

年度	資源物拠点回収事業 における資源回収量 (t)	古紙等集団回収補助金事業 における資源回収量 (t)	合計 (t)
平成24	97.74	712.76	810.50
平成25	95.37	687.70	783.07
平成26	88.33	613.49	701.82
平成27	88.09	636.32	724.41
平成28	82.32	598.05	680.37

出典) 宮若市集計資料

(2) 鞍手町

集団回収等における資源回収量は減少傾向にあり、平成28年度では327.97 t となっ ている。

(集団回収等における資源物の回収対象物)

- 新聞紙
- 雑誌
- 段ボール
- 布類

表 3-3-7 鞍手町の集団回収等による資源回収量

12 . 4	* //*
年度	集団回収等 における資源回収量 (t)
平成24	548.04
平成25	432.57
平成26	374.72
平成27	380.34
平成28	327.97

出典) 鞍手町集計資料

(3) 小竹町

集団回収等における資源回収量は増加傾向にあり、平成24年度は136.89 t に対して 平成28年度では146.04 t となっている。

(集団回収等における資源物の回収対象物)

- 新聞紙
- 雑誌
- ・段ボール・布類

表 3-3-8 小竹町の集団回収等による資源回収量

年度	集団回収等 における資源回収量 (t)
平成24	136.89
平成25	127.63
平成26	140.29
平成27	147.06
平成28	146.04

出典) 小竹町集計資料

第4節 収集運搬の現況

1. 収集区域

収集区域は、構成市町の行政区域内の全域としている。

2. 収集頻度

本組合圏域におけるごみの収集頻度は表3-4-1~表3-4-3のとおりである。

本組合圏域における収集回数は、可燃ごみは週2回、資源ごみと燃えないごみはそれ ぞれ月1回である。

表	3-4-1	宮若市の収集頻度	:
1	0 1		

区分	種類	指定袋及び証紙	収集頻度
可燃ごみ	固形燃料用ごみ	指定袋	2 回/週
燃えないごみ	不燃物	指定袋	1 回/月
	粗大ごみ	証紙	
資源ごみ	ビン・カン	指定袋	1 回/月
	ペットボトル		

表 3-4-2 鞍手町の収集頻度

区分	種類	指定袋及び証紙	収集頻度
可燃ごみ	固形燃料用ごみ	指定袋	2 回/週
燃えないごみ	不燃物	指定袋	1 回/月
	粗大ごみ	証紙	
資源ごみ	ビン・カン	指定袋	1 回/月
	ペットボトル		

表 3-4-3 小竹町の収集頻度

	<u> </u>		
区分	種類	指定袋及び証紙	収集頻度
可燃ごみ	固形燃料用ごみ	指定袋	2 回/週
燃えないごみ	不燃物	指定袋	1 回/月
	粗大ごみ	証紙	
資源ごみ	ビン・カン	指定袋	1 回/月
	ペットボトル		

3. 分別区分·運搬方法

本組合圏域におけるごみの収集方法は表3-4-4~表3-4-6のとおりである。

(1) 宮若市

収集される可燃ごみ、燃えないごみ及び資源ごみは、各家庭や事業所の前にごみ を出してもらい収集を行う戸別収集方式としている。

なお、事業所から排出されるごみは、指定ごみ袋による排出方法となっており、 ごみの収集運搬は、行政が許可業者に委託して行っている。

区分	種類	収集方式
可燃ごみ	固形燃料用ごみ	戸別収集方式
燃えないごみ	不燃物	戸別収集方式
	粗大ごみ	
資源ごみ	ビン・カン	戸別収集方式
	ペットボトル	
事業系ごみ		戸別収集方式

表 3-4-4 宮若市の収集運搬方式

(2) 鞍手町

一般家庭から排出されるごみについては、可燃ごみ、燃えないごみ及び資源ごみは、各家庭の前にごみを出してもらい収集を行う戸別収集方式としている。

なお、事業所等から排出されるごみは、収集計画に添って排出する場合は、指定袋に入れてごみを出してもらい収集を行う戸別収集方式としている。収集計画を超えて排出する場合は、指定袋に入れたうえで、収集は許可業者と事業所が個別に契約して行っている。

区分	種類	収集方式
可燃ごみ	固形燃料用ごみ	戸別収集方式
燃えないごみ	不燃物	戸別収集方式
	粗大ごみ	
資源ごみ	ビン・カン	戸別収集方式
	ペットボトル	
事業系ごみ		戸別収集方式、又は 事業者が許可業者と個別に契約

表 3-4-5 鞍手町の収集運搬方式

(3) 小竹町

一般家庭から排出されるごみについては、可燃ごみ、燃えないごみ及び資源ごみは、各家庭や事業所の前にごみを出してもらい収集を行う戸別収集方式としている。 なお、事業所等から排出されるごみについては、収集計画を超えて排出する場合は、指定袋に入れたうえで、収集は許可業者と事業所が個別に契約して行っている。

表 3-4-6 小竹町の収集運搬方式

区分	種類	収集方式
可燃ごみ	固形燃料用ごみ	戸別収集方式
燃えないごみ	不燃物	戸別収集方式
	粗大ごみ	
資源ごみ	ビン・カン	戸別収集方式
	ペットボトル	
事業系ごみ		戸別収集方式、又は 事業者が許可業者と個別に契約

4. 収集運搬体制

本組合圏域における収集運搬体制は、各自治体がごみの収集運搬を業者委託により 行っている。

(1) 宮若市

収集運搬を委託している業者を以下に示す。

(収集運搬業者)

- 西鞍手浄化槽管理 有限会社
- 有限会社 サン・フレッシュサービス
- 有限会社 宮田環境
- 友永清掃 株式会社
- 株式会社 エーアンドシー
- 株式会社 クリーンサービス若宮

(2) 鞍手町

収集運搬を委託している業者を以下に示す。

(収集運搬業者)

○ 有限会社 深草環境サービス

(3) 小竹町

収集運搬を委託している業者を以下に示す。

(収集運搬業者)

- 有限会社 寺岡環境サービス
- 株式会社 エーアンドシー
- 友永清掃 株式会社

第5節 中間処理の現況

1. 既存施設の概要

本組合圏域における中間処理施設は「くらじクリーンセンター」、「泉水資源化処理施設」である。くらじクリーンセンターにおいては、可燃ごみをごみ固形燃料(RDF)化処理後「大牟田リサイクル発電所」等へ処理を委託している。

また、泉水資源化処理施設においては、燃えないごみ及び資源ごみの破砕及び資源 化処理を行っている。

各施設の概要は次のとおりである。

(1) ごみ固形燃料化施設

くらじクリーンセンターの概要を表 3-5-1 に、処理フローを図 3-5-1 に示す。

表 3-5-1 くらじクリーンセンターの概要

施 設 名 くらじクリーンセンター 施 設 の 種 類 B DF)化施設 所 在 地 福岡県宮若市本城 1593 番地 38 施 設 所 管 宮若市外二町じん芥処理施設組合	
所 在 地 福岡県宮若市本城 1593 番地 38 施 設 所 管 宮若市外二町じん芥処理施設組合	
施 設 所 管 宮若市外二町じん芥処理施設組合	
敷 地 面 積 9,720 m²	
建 築 延 床 面 積	
竣工年月平成14年9月	
処 理 対 象 物 可燃ごみ、可燃性粗大ごみ	
処 理 能 力 66 t /日(16h)	
受入設備 ピット&クレーン方式	
供給設備 破袋機、一次破砕機、磁選機	
· 整 操 設 備 乾燥機	
設備破砕選別設備 不燃・可燃選別機、磁選機、アルミ選別機、異物選	別機
成 形 設 備 消石灰サイロ、定量供給機、成形機	
冷却出荷設備 冷却機、固形燃料貯留サイロ	
R形状円柱状	
D 成形サイズ φ20 mm×50 mm	
性 含 水 率 10%程度	
状	

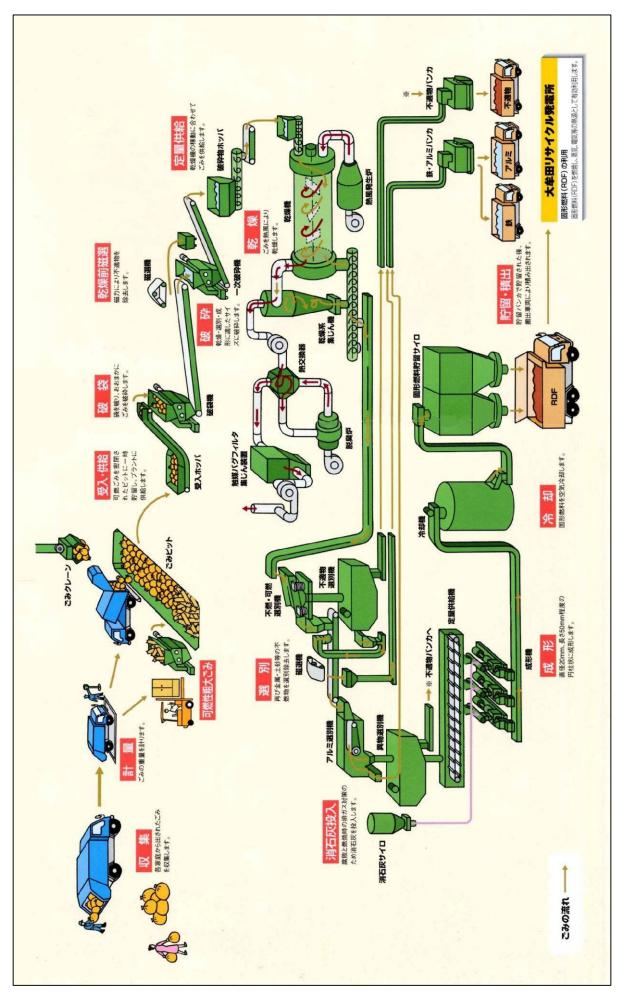


図 3-5-1 くらじクリーンセンター処理フロー

(2)資源化処理施設

泉水資源化処理施設の概要を表 3-5-2 に、処理フローを図 3-5-2 に示す。

		1	(002 水水黄冰山及经池散り帆安
施	設	名	泉水最終処分場
施	設の種	類	資源ごみ・粗大ごみ処理施設
所	在	地	福岡県鞍手郡鞍手町大字新延 1296 番地 8
施	設 所	管	宮若市外二町じん芥処理施設組合
敷	地 面	積	5,650 m²
竣	工 年	月	昭和 62 年 1 月
処	理 対 象	物	資源ごみ、燃えないごみ
処	理能	力	資源ごみ処理施設 : 25t/5h
<u>Xu</u>	生 化	/)	不燃物・粗大ごみ処理施設 : 15t/5h
選	別方	法	資源ごみ : ターンテーブルにて 6 種選別
送	נים או	14	不燃物・粗大ごみ : 竪型破砕機で処理後 3 種選別
そ	の他施	設	ストックヤード、トラックスケール、管理棟

表 3-5-2 泉水資源化処理施設の概要

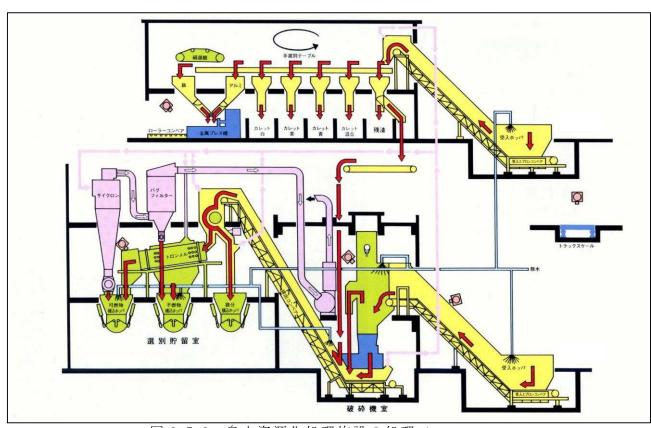


図 3-5-2 泉水資源化処理施設の処理フロー

2. 中間処理の実績

本組合圏域における中間処理は、くらじクリーンセンターでのごみ固形燃料(RDF)化処理、泉水資源化処理施設での資源化処理である。

(1) ごみ固形燃料化施設

くらじクリーンセンターは、可燃ごみの中間処理施設であるとともに、ごみ固形燃料(RDF)の製造施設でもあり、製造されたごみ固形燃料は大牟田リサイクル発電所等で燃料として再利用している。

また、処理対象量に対するごみ固形燃料 (RDF) 製造量の割合は5割程度となっており、処理対象物から取り除いた不適物については、泉水最終処分場において埋立最終処分を行っている。

本組合圏域における、ごみ固形燃料 (RDF) 製造量とその推移を表 3-5-3 及び 図 3-5-3 に示す。

我 0 0 0 0 C 在 内 家 量 C C 小 圖 加 然 中 (R D I)						
	処理対象量	RDF製造量	処理対象中の			
年度	处理对家里	KDF 製垣里	金属類	不適物		
	(t)	(t)	(t)	(t)		
平成24	13, 161. 60	7, 123. 83	20.47	110.42		
平成25	13, 453. 10	7, 251. 92	20.00	119. 19		
平成26	13, 322. 20	7, 109. 49	19.93	126. 13		
平成27	13, 424. 30	7, 200. 72	21.01	103. 79		
平成28	13, 002. 90	7, 078. 07	21. 28	101. 23		

表 3-5-3 処理対象量とごみ固形燃料 (RDF) 製造量

出典)組合集計資料

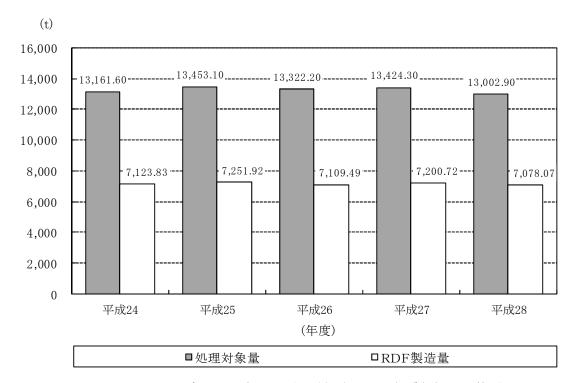


図 3-5-3 処理対象量とごみ固形燃料 (RDF) 製造量の推移

(2) 資源化処理施設

泉水資源化処理施設で処理対象となるものは、資源ごみや燃えないごみであり、 資源ごみから金属類やペットボトル及びガラス等の資源物を手選別により回収して いる。また、燃えないごみは破砕して、磁力選別機を用いて磁性物(金属)を資源 回収している。

処理に伴って生じる可燃性残渣は、くらじクリーンセンターで処理し、不燃性残渣については泉水最終処分場にて埋立最終処分を行っている。

本組合圏域における処理対象量と資源回収量及びその推移を表 3-5-4 及び図 3-5-4 に示す。

	<u> </u>							
	処理対象量	資源回収量						
年度	处理对家里	鉄類	アルミ類	ペットボトル	空きびん	有価物	合計	
	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	
平成24	1, 972. 53	337. 27	54.41	50. 20	212.22	9.49	663. 59	
平成25	1, 993. 54	339. 92	53.88	52. 51	188.54	19. 22	654. 07	
平成26	1, 939. 57	375.09	49.40	46. 94	213.79	16. 18	701.40	
平成27	1, 968. 95	342.33	57. 75	45. 15	186.75	58.85	690.83	
平成28	1, 901. 79	295. 81	54. 97	42.77	204. 25	87. 94	685. 74	

表 3-5-4 処理対象量と資源回収量



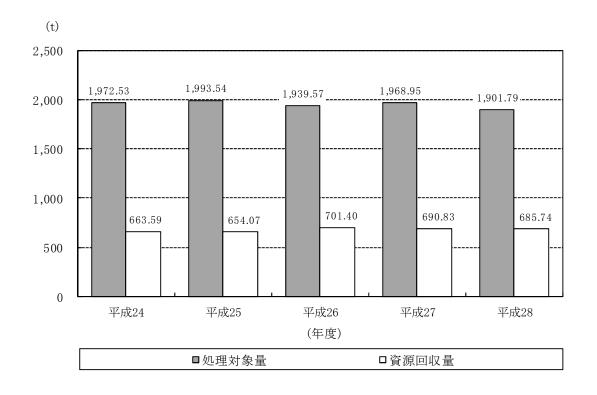


図 3-5-4 処理対象量と資源回収量の推移

3. RDF受入施設 (大牟田リサイクル発電所) の現状

大牟田リサイクル発電所は、大牟田エコタウンの一画に位置している。ここでは大牟田RDF発電事業として、ごみ焼却によるダイオキシン類対策と余熱発電(サーマルリサイクル)を目的とし、RDF(Refuse Derived Fuel:ごみ固形化燃料)の焼却施設と発電施設を設けることにより、小規模市町村等において製造されたごみ固形燃料(RDF)を広域的に収集し、単独の市町村では対応が難しかった高温で安定的な連続焼却を行っている。

(1) RDF受入施設設置の目的

- ・広域的な一般廃棄物の処理システムを確立し、資源循環型社会を目指して、ごみ の再資源化(熱回収、焼却灰の活用)を図る。
- ・市町村のごみ焼却におけるダイオキシン類、最終処分場問題への対応を図る。
- ・県民、行政の省資源化への意識改革を図る
- ・リサイクル技術の開発、環境産業の振興を促進する。

(2) 大牟田RDF発電事業への参加市町村

- ・宮若市外二町じん芥処理施設組合(宮若市、鞍手町、小竹町)
- ・ふくおか県中央環境施設組合(嘉麻市、飯塚市)
- ・ 須恵町外二ヶ町清掃施設組合 (篠栗町、須恵町、粕屋町)

(※) ごみ処理委託:志免町、宇美町

- ・うきは久留米環境施設組合(うきは市、久留米市)
- 阿蘇広域行政事務組合(阿蘇市、南阿蘇村、高森町、産山村)

(※) 平成29年度末で事業脱退

- 菊池市
- ・大牟田・荒尾清掃施設組合(大牟田市、荒尾市)

(3) 事業期間

平成 14 年 12 月 1 日 ~ 平成 35 年 3 月 31 日

(4) 平成 35 年度以降のRDF受入施設について

大牟田リサイクル発電所が平成 34 年度末で事業が終了することが決定していることから、平成 35 年度以降のRDF受入施設として、民間のセメント工場を予定している。

また、ごみ固形燃料(RDF)をセメント製造工場の助燃材として活用し、化石燃料の削減に寄与するとともに、資源循環型社会を目指すことの継続を図る。

第6節 最終処分の現況

1. 既存施設の概要

最終処分は、くらじクリーンセンターからのRDF不適物及び資源ごみ・粗大ごみ処理施設からの不燃性残渣を泉水最終処分場に埋立処分している。

施設の概要を表 3-6-1、図 3-6-1 に示す。

表	3-6-1	泉水最終処分場の概要

_						
施	設		名	泉水最終処分場		
所	在		地	福岡県鞍手郡鞍手町大字新延 1296 番地 8		
施	設	所	管	宮若市外二町じん芥処理施設組合		
埋	<u>1</u>	面	積	10, 565 m²		
埋	立	容	量	64, 223 m³		
竣	エ	年	月	昭和 62 年 1 月		
処	理対	象	物	不燃物		
浸出	出 液	処理	力式	生物処理(回転円板法)+凝集沈殿+砂ろ過		
処理	施 設	処理	能力	65 ㎡/日		



図 3-6-1 泉水最終処分場

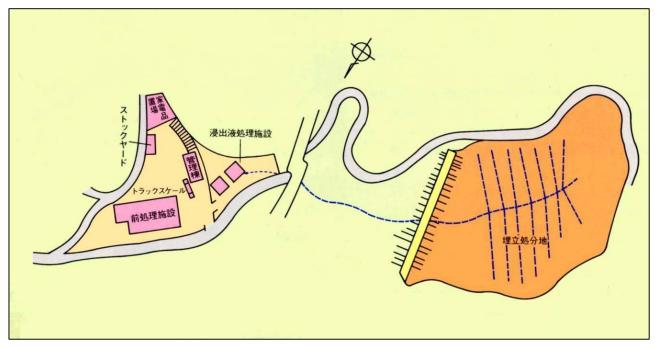


図 3-6-2 泉水最終処分場 (最終処分場配置図)

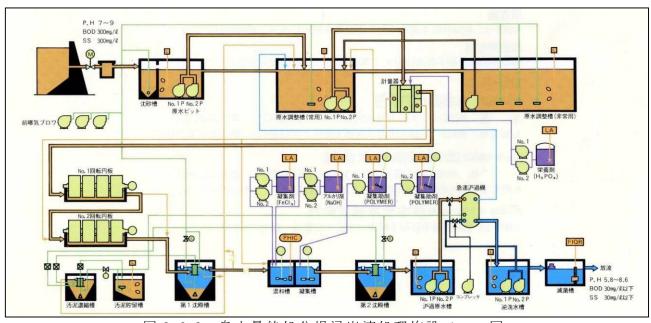


図 3-6-3 泉水最終処分場浸出液処理施設フロー図

2. 最終処分の実績

本組合圏域における埋立最終処分量とその推移を表 3-6-2、図 3-6-4 に示す。

泉水最終処分場では、くらじクリーンセンターから生じるRDF不適物や泉水資源 化処理施設から生じる処理残渣等の不燃物の埋立処分を行っている。

また、構成市町のし尿処理施設から持ち込まれる、し渣及び汚泥等を焼却処理した際に生じる焼却残渣の埋立処分を行っている。

	我 5 6 2 全立取帐 起力 重						
年度	RDF不適物	資源化 処理残渣	小 計	し尿処理施設 焼却灰	合 計		
	(t)	(t)		(t)	(t)		
平成24	110. 42	572.77	683.19	95.07	778. 26		
平成25	119. 19	541.01	660.20	96.74	756. 94		
平成26	126. 13	549.37	675.50	86.70	762. 20		
平成27	103. 79	522. 50	626. 29	91.14	717. 43		
平成28	101. 23	500.45	601.68	83. 98	685.66		

表 3-6-2 埋立最終処分量

出典)組合集計資料

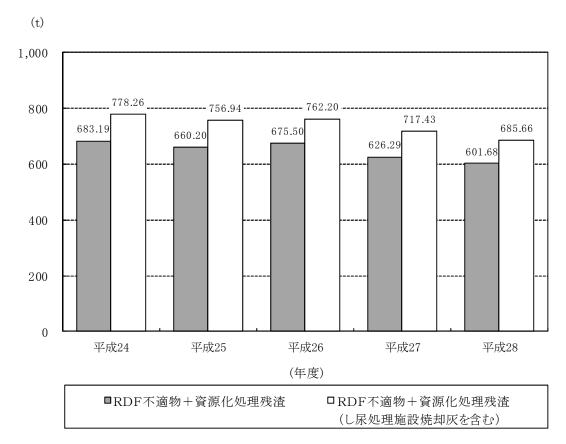


図 3-6-4 埋立最終処分量の推移

第7節 ごみ処理体制

1. 管理運営体制

本組合におけるごみの管理・運営体制を表 3-7-1 に示す。

収集・運搬は宮若市、鞍手町、小竹町の各市町で行っており、中間処理及び最終処分は1市2町で構成する宮若市外二町じん芥処理施設組合において、共同で処理・処分を行っている。

項目	管理	運 営			
		家庭系ごみ:行政が業者に委託			
収集·運搬	各市町	事業系ごみ:行政が業者に委託、又は			
		事業者が許可業者と個別に契約			
		くらじクリーンセンター :委託			
	宮若市外二町 じん芥処理施設組合	(RDF化処理施設)			
中間処理		泉水資源化処理施設 :委託			
		(資源化処理施設)			
E 46 An /\	宮若市外二町	泉水最終処分場 : 委託			
最終処分	じん芥処理施設組合	(最終処分場)			

表 3-7-1 本組合における管理運営体制

2. 処理・処分に関する施設等の関連

宮若市外二町じん芥処理施設組合が管理・運営を行っている、中間処理施設及び最終処分場の関連性を図 3-7-1 に示す。

くらじクリーンセンターで製造したごみ固形燃料(RDF)は、大牟田リサイクル発電所等に引き渡している。また、RDF不適物は泉水最終処分場で埋立処分している。泉水資源化処理施設で回収した資源物は、各リサイクル業者に引き渡している。また、資源化処理施設から生じる処理残渣等は泉水最終処分場で埋立処分している。

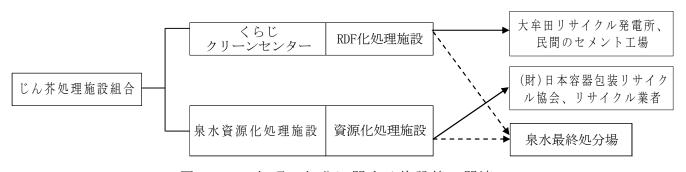


図 3-7-1 処理・処分に関する施設等の関連

第8節 剪定かす、野焼きや不法投棄等の現状

1. 剪定かすの現状

剪定かすについては、一般家庭分は指定袋に入れての排出や、粗大ごみとして排出 するケースがある。

また、一般家庭より臨時ごみとして剪定かすを排出する場合は、受入れを行っており、一般家庭以外から排出される剪定かすについては、原則として受入れていない。 これら受入れていない剪定かすについては、民間の処理業者の活用を図っている。

しかしながら、民間の処理業者を活用すれば経費の負担が生じることで、普及が進まない恐れがある。また、現在では野焼きを法律で禁止しているため、更なる剪定かすの適正な処理について啓発を図る必要がある。

2. 野焼きの現状

野焼きについては、依然として行われているようである。しかしながら、ごみを燃やすケースは減少してきているが、焼却炉を設置している家庭が見受けられるため、 自家処理について否定はできない。

また、各市町担当窓口に寄せられる苦情としては、草刈りで発生したものを敷地内の畑等で焼却し、その煙で近隣の民家から通報を受けていることが多く、それに対し「昔から燃やしていた。」、「燃やしてはいけないとは知らなかった。」という言い訳が多数見受けられる。今まで燃やしていたのに、わざわざ有料の指定ごみ袋を使って、刈草を排出するということに抵抗感があるからではないかと思われる。

今後も、野焼きについては、禁止(例外規定は中止)するように積極的に周知を図っていくと同時に、処理方法については、民間の処理業者の活用等を紹介し、生活環境の保全に努めることが必要である。

建築廃材等の産業廃棄物の不法焼却については、警察及び福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所との連携を取りながら取締りを行うと共に、いっそうの強化を図る必要がある。

3. 不法投棄の現状

不法投棄については、投棄物が産業廃棄物であれば福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境 事務所と連携して対応し、一般廃棄物の場合でも多量に投棄された場合や住民からの 情報を得た場合については、警察に捜査を依頼し、各市町において、その後の巡回の 強化等についても協力をお願いしている。

一方では、自治会等による地域清掃活動も頻繁に行われており、その回収分は各市 町で収集を行っている。

しかしながら、不法投棄対策について構成市町単独で実施することは困難であるため、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、警察及び各管理者(道路については道路管理者、河川については河川管理者)と連携を図って不法投棄を未然に防止できるように協力体制を強化、パンフレット等による啓発活動を実践し不法投棄防止に努める必要がある。

第9節 前計画における目標の進捗状況

平成20年3月策定の前回の一般廃棄物(ごみ)処理基本計画においては、ごみの減量化等の対策後における計画目標値(見込み)を示している。前計画の計画目標値と現状における目標の達成状況を以下に整理する。

	前回のごみぬ	0.理基本計画		
	平成18年度	平成28年度	平成28年度	平成28年度
		減量化対策後		
	実績値	目標値	実績値	実績値-目標値
ごみ総排出量**1	22,002 t/年	17,412 t/年	15,503 t/年	-1,909 t/年
1人1日当たり 排出量 ^{※2}	758 g	737 g	706 g	-31 g
再生利用率	50%	59%	58%	-1%
最終処分量	931 t/年	907 t/年	602 t/年	-305 t/年

表 3-9-1 組合圏域における目標進捗状況

- ※1) 資源物回収(組合:資源回収事業)及び集団回収を含む。
- ※2) 資源ごみを控除した量
 - ・ごみ総排出量=ごみ排出量〔可燃ごみ、燃えないごみ、資源ごみの合計〕+集団回収量
 - ・1人1日当り排出量= (ごみ総排出量-資源ごみ) ÷処理人口÷365日
 - 再生利用率=(中間処理に伴う資源回収量+集団回収量)÷ごみ総排出量
 - ・最終処分量=中間処理後最終処分量[RDF不適物、資源化処理残渣の合計]

ごみ排出量は、実績値(平成28年度)において前計画の目標値を上回る減量を達成しており、大幅にごみ排出量が削減されている。

1人1日当たり排出量は、実績値(平成28年度)において前計画の目標値を上回る減量を達成しており、ごみ排出量の削減は人口減少によるものだけではなく、1人当たりのごみ排出量の削減が図られていることを示している。

再生利用率は、実績値(平成28年度)において前計画の目標値を下回っており達成できていない。集団回収量の低下が主な要因であり、ごみ排出量の減少とともに集団回収量も目標値より回収量が低下したと考えられる。

最終処分量は、実績値(平成28年度)において前計画の目標値を上回る減量を達成しており、大幅に最終処分量が削減されている。

表 3-9-2 宮若市における目標進捗状況

	前回のごみ気	0.理基本計画		
	平成18年度	平成28年度	平成28年度	実績値-目標値
		減量化対策後		
	実績値	目標値	実績値	
ごみ総排出量**1	10,185 t/年	9,543 t/年	8,534 t/年	-1,009 t/年
1人1日当たり 排出量 ^{※2}	795 g	769 g	718 g	-51 g
再生利用率	58%	58%	58%	± 0%
最終処分量	489 t/年	494 t/年	335 t/年	-159 t/年

^{※1)} 資源物回収(組合:資源回収事業)及び集団回収を含む。

表 3-9-3 鞍手町における目標進捗状況

	前回のごみ気	0.理基本計画		
	平成18年度	平成28年度	平成28年度	平成28年度
	安建体	減量化対策後	安建体	安建体 日播体
	実績値	目標値	実績値	実績値-目標値
ごみ総排出量**1	9,118 t/年	5,537 t/年	4,665 t/年	-872 t/年
1人1日当たり 排出量 ^{※2}	733 g	712 g	688 g	-24 g
再生利用率	40%	61%	58%	-3%
最終処分量	302 t/年	284 t/年	172 t/年	-112 t/年

^{※1)} 資源物回収 (組合:資源回収事業) 及び集団回収を含む。

表 3-9-4 小竹町における目標進捗状況

	前回のごみ気	0.理基本計画		
	平成18年度	平成28年度	平成28年度	平成28年度
		減量化対策後		
	実績値	目標値	実績値	実績値-目標値
ごみ総排出量**1	2,699 t/年	2,332 t/年	2,304 t/年	-28 t/年
1人1日当たり 排出量 ^{※2}	686 g	655 g	703 g	+48 g
再生利用率	58%	59%	57%	-2%
最終処分量	140 t/年	129 t/年	94 t/年	-35 t/年

^{※1)} 資源物回収 (組合:資源回収事業) 及び集団回収を含む。

^{※2)} 資源ごみを控除した量

^{※2)} 資源ごみを控除した量

^{※2)} 資源ごみを控除した量

第4章 ごみ処理基本計画の策定

第1節 基本方針

今後の施策の方向性については、総合計画の基本施策を考慮し、次のとおりとする。

- 1. 循環型社会の構築
- 2. 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

1. 循環型社会の構築

私たちの暮らしや経済が持続的に発展していくためには、資源の消費をできるだけ抑制し、限りある資源を持続的に利用していく循環型の社会の構築を目指していくことが必要であり、廃棄物をできるだけ発生させない(Reduce:リデュース)、使えるものは繰り返し使う(Reuse:リユース)、再び資源として利用する(Recycle:リサイクル)の順番で取り組み、「循環型社会の構築」を形成していくことが必要である。このためには、自ら考え解決に向けて行動する力を育むような人づくり、そして、人づくりを支え、それらの行動を地域全体に広げ、地域に根差したものにしていく地域づくりにも取り組んでいく必要がある。

2. 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

発生した廃棄物は、住民や事業者においては分別を徹底し、定められたルールに基づいて排出するとともに、廃棄物の処理において、生活環境保全上の支障が生じないよう、廃棄物処理法等の関連法規を遵守し、しっかりした管理体制を整備し、適正に処理を行っていかなければならない。また、不適正処理事案については、適切な指導や厳正な処分で臨むとともに、住民・行政・事業者の連携による、監視指導に係る取組みの一層の充実強化が必要である。

第2節 計画目標年次の設定

本計画は、平成30年度(2018年度)から15年間を計画期間とし、計画の目標年次を平成44年度(2032年度)とするものである。なお、本計画は概ね5年ごとに必要に応じて改定するとともに、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合にも見直しを行うものである。

目 標 年 次 平成 44 年度 (2032 年度)

第3節 目標年次における基本フレーム

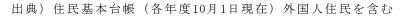
1. 人口実績

平成19年度から28年度までの本組合圏域におけるごみ処理人口とその推移を表 4-3-1及び図4-3-1に示す。

平成28年度の総人口は28,617人で、本組合においては各市町全区域を収集の対象としているため、総人口=ごみ処理人口(収集人口)とする。

年度	宮若市	鞍手町	小竹町	合 計		
+/X	(人)	(人)	(人)	(人)	増減	増減率
平成19	31, 372	18, 492	9, 409	59, 273	-	-
平成20	31, 388	18, 234	9, 217	58, 839	-434	-0.73%
平成21	31, 228	17, 968	9, 054	58, 250	-589	-1.00%
平成22	30, 861	17, 703	8, 881	57, 445	-805	-1.38%
平成23	30, 282	17, 507	8, 733	56, 522	-923	-1.61%
平成24	30, 134	17, 229	8, 577	55, 940	-582	-1.03%
平成25	29, 834	17,089	8, 392	55, 315	-625	-1.12%
平成26	29, 324	16, 980	8, 237	54, 541	-774	-1.40%
平成27	28, 947	16, 734	8, 152	53, 833	-708	-1.30%
平成28	28,617	16, 530	8, 025	53, 172	-661	-1.23%

表 4-3-1 ごみ処理人口



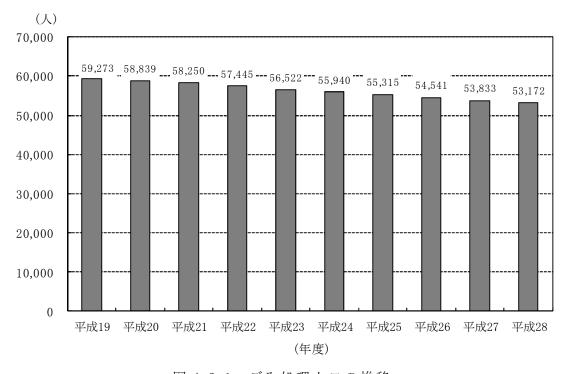


図 4-3-1 ごみ処理人口の推移

2. 将来人口

将来人口の推計にあたっては、平成 19 年度から平成 28 年度までの過去 10 年間に おける、住民基本台帳(各年度の 10 月 1 日現在)の人口に基づき推計を行っている。 計画の目標年次(平成44年度)において、将来人口は44,397人を見込んでいる。

表 4-3-2 ごみ処理人口の推計結果

	年度	宮若市	鞍手町	小竹町	組合圏域 合計
	平成19	31,372	18,492	9,409	59,273
	平成20	31,388	18,234	9,217	58,839
	平成21	31,228	17,968	9,054	58,250
	平成22	30,861	17,703	8,881	57,445
実績	平成23	30,282	17,507	8,733	56,522
値	平成24	30,134	17,229	8,577	55,940
	平成25	29,834	17,089	8,392	55,315
	平成26	29,324	16,980	8,237	54,541
	平成27	28,947	16,734	8,152	53,833
	平成28	28,617	16,530	8,025	53,172
	平成29	28,452	16,328	7,742	52,522
	平成30	28,209	16,132	7,628	51,969
	平成31	27,965	15,939	7,513	51,417
	平成32	27,721	15,747	7,399	50,867
	平成33	27,473	15,558	7,283	50,314
	平成34	27,226	15,372	7,168	49,766
	平成35	26,978	15,187	7,052	49,217
推計	平成36	26,731	15,005	6,937	48,673
値	平成37	26,483	14,825	6,821	48,129
	平成38	26,237	14,647	6,704	47,588
	平成39	25,992	14,471	6,588	47,051
	平成40	25,746	14,298	6,471	46,515
	平成41	25,501	14,126	6,355	45,982
	平成42	25,255	13,957	6,238	45,450
	平成43	25,008	13,789	6,125	44,922
	平成44	24,762	13,624	6,011	44,397

第4節 ごみ排出量及び処理対象量の見込み

1. ごみ排出量の見込み

ごみ排出量の見込みを表4-4-1及び図4-4-1に示す。

ごみの排出量は、ごみ処理人口の減少が大きく影響して減少していくことが見込まれる。

	11 4	4 1 _ 0 > 191		、 (
年度		可燃ごみ (t)			ごみ排出量 合計 (t)
実 績	平成28	12, 386. 77	1, 318. 75	583. 04	14, 288. 56
	平成34	11, 546	1, 315	515	13, 376
見込み	平成39	10, 869	1, 275	468	12, 612
	平成44	10, 214	1, 231	427	11, 872

表4-4-1 ごみ排出量の見込み (組合圏域)

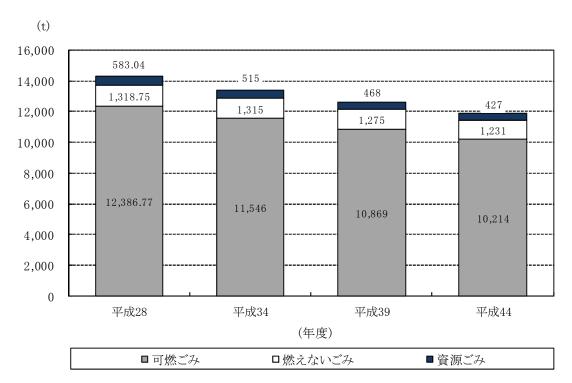


図 4-4-1 ごみ排出量の見込み (組合圏域)

表4-4-2 ごみ排出量の見込み (宮若市)

年度		可燃ごみ (t)	燃えないごみ (t)	資源ごみ (t)	ごみ排出量 合計 (t)
実 績	平成28	6, 754. 70	742. 43	322. 37	7, 819. 50
	平成34	6, 430	755	288	7, 473
見込み	平成39	6, 138	731	256	7, 125
	平成44	5, 848	714	235	6, 797

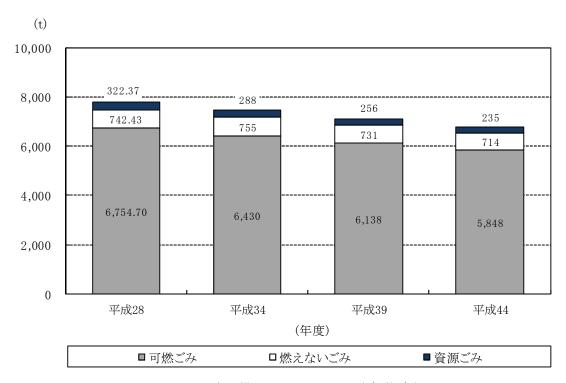


図 4-4-2 ごみ排出量の見込み (宮若市)

表4-4-3 ごみ排出量の見込み (鞍手町)

年	三度	可燃ごみ (t)	燃えないごみ (t)	資源ごみ (t)	ごみ排出量 合計 (t)
実 績	平成28	3, 781. 38	367. 13	168. 58	4, 317. 09
	平成34	3, 462	359	146	3, 967
見込み	平成39	3, 211	349	137	3, 697
	平成44	2, 979	333	124	3, 436

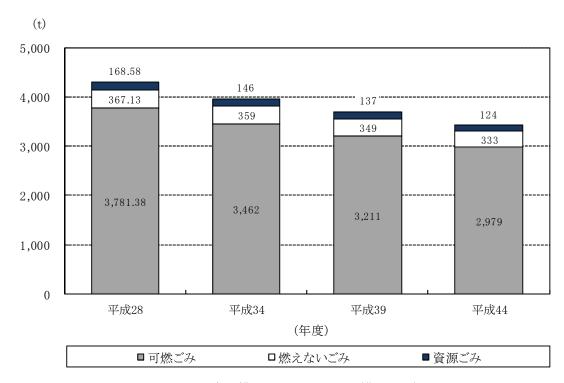


図 4-4-3 ごみ排出量の見込み (鞍手町)

表4-4-4 ごみ排出量の見込み (小竹町)

年度		可燃ごみ (t)	燃えないごみ (t)	資源ごみ (t)	ごみ排出量 合計 (t)
実 績	平成28	1, 850. 69	209. 19	92. 09	2, 151. 97
	平成34 1,654		201	81	1, 936
見込み	平成39	1, 520	195	75	1,790
	平成44	1, 387	184	68	1, 639

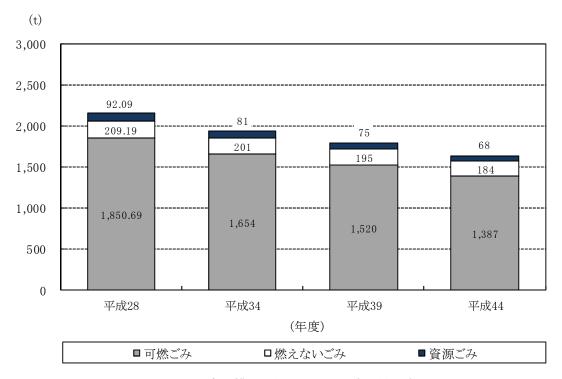


図 4-4-4 ごみ排出量の見込み (小竹町)

2. 排出原単位の見込み

ごみの排出原単位の見込みを表4-4-5及び図4-4-5に示す。 ごみの排出原単位は、実績値の傾向からやや減少していくことが見込まれる。

ごみの排出原単位 (g/人・日) = ごみ排出量 $(t/年) \div 365(日) \div ごみ処理人口(人)$

表4-4-5 排出原単位の見込み (組合圏域)

年度		ごみ処理人口 (人)	ごみ排出量 (t)	資源ごみ (t)	排出原単位 (g/人・日)	排出原単位 (資源ごみ除く) (g/人・日)
実績	平成28	53, 172	14, 288. 56	583.04	736. 2	706. 2
	平成34	49, 766	13, 376	515	736	708
見込み	平成39	47, 051	12, 612	468	734	707
	平成44	44, 397	11, 872	427	733	706

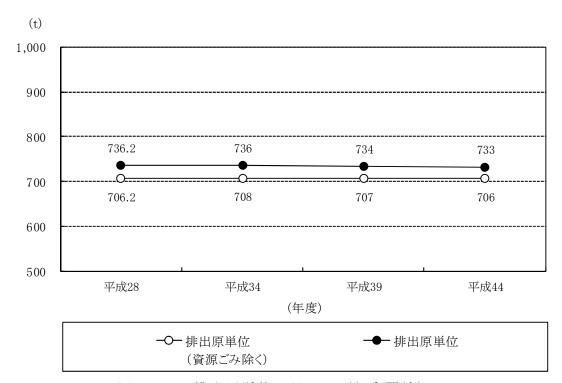


図 4-4-5 排出原単位の見込み (組合圏域)

表4-4-6 排出原単位の見込み (宮若市)

年度		ごみ処理人口 (人)	ごみ排出量 (t)	資源ごみ (t)	排出原単位 (g/人・日)	排出原単位 (資源ごみ除く) (g/人・日)
実績	平成28	28, 617	7, 819. 50	322.37	748.6	717.8
	平成34	27, 226	7, 473	288	752	723
見込み	平成39	25, 992	7, 125	256	751	724
	平成44	24, 762	6, 797	235	752	726

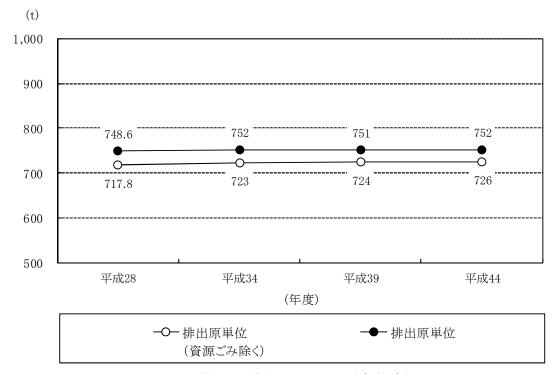


図 4-4-6 排出原単位の見込み (宮若市)

表4-4-7 排出原単位の見込み (鞍手町)

年度		ごみ処理人口 (人)	ごみ排出量 資源ごみ (t) (t)		排出原単位 (g/人・日)	排出原単位 (資源ごみ除く) (g/人・日)
実 績			4, 317. 09	168.58	715. 5	687.6
	平成34	15, 372	3, 967	146	707	681
見込み	平成39	14, 471	3, 697	137	700	674
	平成44	13, 624	3, 436	124	691	666

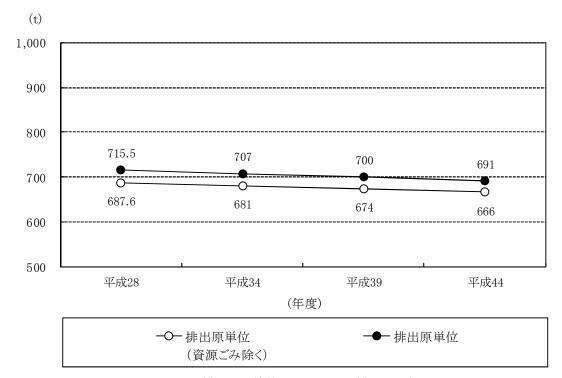


図 4-4-7 排出原単位の見込み (鞍手町)

表4-4-8 排出原単位の見込み (小竹町)

年度		ごみ処理人口 (人)	ごみ排出量 (t)	資源ごみ (t)	排出原単位 (g/人・日)	排出原単位 (資源ごみ除く) (g/人・日)
実績	平成28	8, 025	2, 151. 97	92.09	734. 7	703. 2
	平成34	7, 168	1, 936	81	740	709
見込み	平成39	6, 588	1, 790	75	744	713
	平成44	6, 011	1, 639	68	747	716

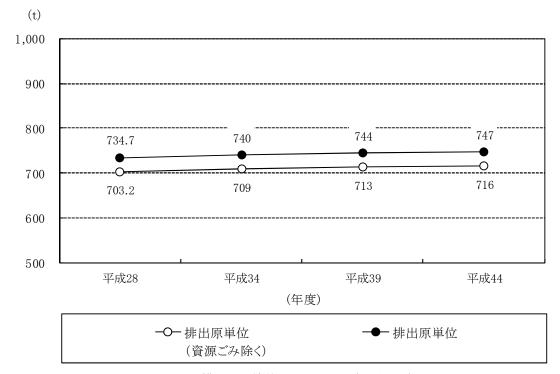


図 4-4-8 排出原単位の見込み (小竹町)

3. 中間処理量の見込み

(1) ごみ固形燃料化施設における処理対象量の見込み

くらじクリーンセンターにおける、処理対象量とごみ固形燃料製造量の見込みを表4-4-9及び図4-4-9に示す。

くらじクリーンセンターへの搬入量は、ごみ排出量の減少に伴い減少していくことが見込まれ、施設における処理対象量とごみ固形燃料(RDF)製造量は減少していくことが見込まれる。

1244	9 处归	三列 豕 里 こ この	大回 形然代 (K	DT/表坦里	元元の	
		処理対象量	RDF製造量	処理対象中の		
年度	芰	处理对家里	KDF 製垣里	金属類	不適物	
		(t)	(t)	(t)	(t)	
実 績	平成28	13, 002. 90	7, 078. 07	21. 28	101. 23	
	平成34	12,074	6, 572	20	95	
見込み	平成39	11, 372	6, 190	18	88	
	平成44	10, 693	5, 820	17	83	

表4-4-9 処理対象量とごみ固形燃料(RDF)製造量の見込み

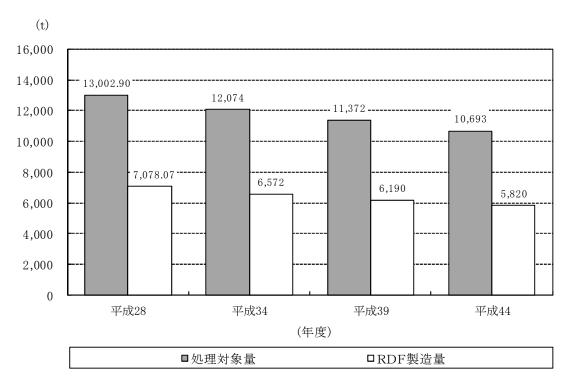


図 4-4-9 処理対象量とごみ固形燃料 (RDF) 製造量の見込み

(2) 資源化処理施設における処理対象量の見込み

泉水資源化処理施設における、処理対象量と資源回収量の見込みを表4-4-10及び図 4-4-10に示す。

泉水資源化処理施設への搬入量は、ごみ排出量の減少に伴い減少していくことが見込まれ、施設における処理対象量と資源回収量は減少していくことが見込まれる。

_		X1110								
ſ		·	加州公布具	資源回収量						
	年度	Ę	処理対象量	鉄類	アルミ類	ペットボトル	空きびん	有価物	合計	
L			(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	
	実 績	平成28	1, 901. 79	295. 81	54. 97	42.77	204. 25	87.94	685.74	
Ī		平成34	1,830	285	53	38	196	84	656	
	見込み	平成39	1,743	271	51	33	187	80	622	
		平成44	1,658	258	47	30	178	77	590	

表4-4-10 処理対象量と資源回収量の見込み

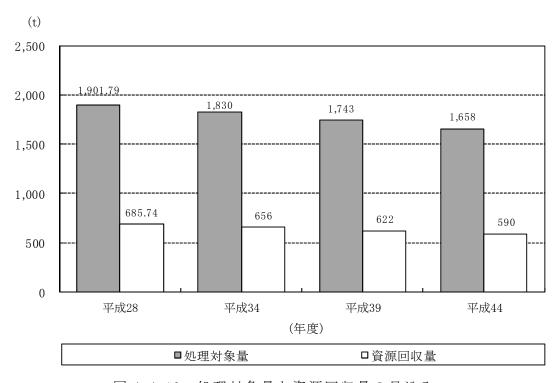


図 4-4-10 処理対象量と資源回収量の見込み

4. 最終処分量の見込み

(1) 最終処分量の見込み

最終処分量の見込みを表4-4-11及び図4-4-11に示す。 最終処分量は、ごみ排出量の減少に伴い減少していくことが見込まれる。

表4-4-11 最終処分量の見込み

年度	步之	RDF不適物 (t)	資源化 処理残渣 (t)	最終処分量
実績	平成28	101.23	500.45	601.68
	平成34	95	481	576
見込み	平成39	88	459	547
	平成44	83	436	519

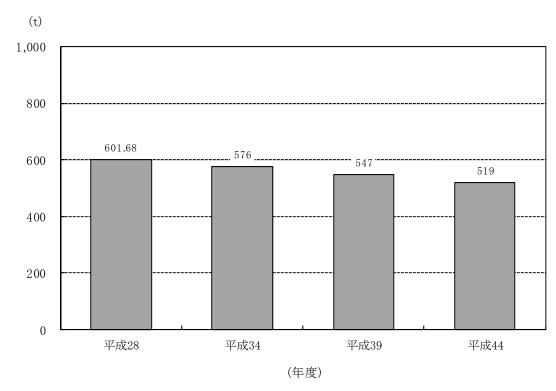


図 4-4-11 最終処分量の見込み

第5節 減量化及び再資源化目標の設定

本計画の目標を定めるにあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5第1項の規定に基づき定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即して策定された、「福岡県廃棄物処理計画(平成28年3月)」に記載されている、廃棄物の減量化の目標等を参考にごみの減量化及び再資源化の計画値を設定する。

1. 減量化及び再資源化の計画値

ごみ発生量は、人口数の低下とともに減少していくことが見込まれるが、住民及び事業者がそれぞれに廃棄物をできるだけ発生させない(Reduce:リデュース)、使えるものは繰り返し使う(Reuse:リユース)、ごみとして排出される資源物を再び資源として利用する(Recycle:リサイクル)取り組みを推進していくため、1人1日当たり排出量を抑制し、分別排出の徹底や集団回収等の取り組みによって、更に再生利用率の向上していくように、下記に示すとおり減量化及び再資源化目標となる計画値を設ける。

見込み 実 績 平成28年度 平成34年度 平成39年度 平成44年度 推計値 推計値 対H28比 対H28比 推計值 対H28比 ごみ発生量 -6% -11% -16% 15,503 t 14,590 t 13,826 t 13,086 t 1人1日当たり 708 g | +0.3% +0.1% $\pm 0\%$ 706 g707 g706 g排出量 58% 58% 58% 再生利用率 58% $\pm 0\%$ $\pm 0\%$ $\pm 0\%$ -4% -9% -14% 最終処分量 602 t 576 t 547 t 519 t

表4-5-1 ごみ発生量等の見込みと計画値(組合圏域)



	実 績	計画値						
	平成28年度	平成34	平成34年度		年度	平成44年度		
		計画値	対H28比	計画値	対H28比	計画値	対H28比	
ごみ発生量	15,503 t	14,504 t	-6%	13,713 t	-12%	12,951 t	-16%	
1人1日当たり 排出量	706 g	703 g	-0.5%	701 g	-0. 7%	698 g	-1.2%	
再生利用率	58%	59%	+1%	59%	+1%	60%	+2%	
最終処分量	602 t	553 t	-8%	517 t	-14%	484 t	-20%	

ごみ発生量 = ごみ排出量+集団回収等量

再生利用率 = (中間処理後資源回収量+集団回収等量)÷ごみ発生量×100

最終処分量 = 中間処理後最終処分量[し尿処理施設から搬入される焼却灰を除く]

ただし、1人1日当たり排出量は、資源ごみ及び集団回収等を控除した量

表4-5-2 ごみ発生量等の見込みと計画値(宮若市)

	実 績	見込み						
	平成28年度	平成34年度		平成39年度		平成44年度		
		推計値	対H28比	推計値	対H28比	推計値	対H28比	
ごみ発生量	8,534 t	8, 187 t	-4%	7,839 t	-8%	7,511 t	-12%	
1人1日当たり 排出量	718 g	723 g	+1%	724 g	+1%	726 g	+1%	
再生利用率	58%	58%	± 0%	58%	± 0%	58%	± 0%	
最終処分量	335 t	327 t	-2%	310 t	-8%	298 t	-11%	



	実 績	計画値					
	平成28年度	平成34年度		平成39	年度	平成44年度	
		計画値	対H28比	計画値	対H28比	計画値	対H28比
ごみ発生量	8,534 t	8,138 t	-5%	7,782 t	-9%	7,439 t	-13%
1人1日当たり 排出量	718 g	718 g	±0%	718 g	±0%	718 g	±0%
再生利用率	58%	59%	+1%	59%	+1%	60%	+2%
最終処分量	335 t	314 t	-6%	295 t	-12%	279 t	-17%

------ごみ発生量 = ごみ排出量+集団回収等量

再生利用率 = (中間処理後資源回収量+集団回収等量)÷ごみ発生量×100

最終処分量 = 中間処理後最終処分量[し尿処理施設から搬入される焼却灰を除く]

ただし、1人1日当たり排出量は、資源ごみ及び集団回収等を控除した量

表4-5-3 ごみ発生量等の見込みと計画値(鞍手町)

	実 績	見込み						
	平成28年度	平成34年度		平成39年度		平成44年度		
		推計値	対H28比	推計値	対H28比	推計値	対H28比	
ごみ発生量	4,665 t	4,315 t	-8%	4,045 t	-13%	3, 784 t	-19%	
1人1日当たり 排出量	688 g	681 в	-1%	674 g	-2%	666 g	-3%	
再生利用率	58%	58%	± 0%	58%	± 0%	58%	± 0%	
最終処分量	172 t	161 t	-6%	154 t	-10%	144 t	-16%	



	実 績	計画値						
	平成28年度	平成34年度		平成39年度		平成44年度		
		計画値	対H28比	計画値	対H28比	計画値	対H28比	
ごみ発生量	4,665 t	4, 293 t	-8%	4,013 t	-14%	3,749 t	-20%	
1人1日当たり 排出量	688 g	677 g	-2%	668 g	-3%	659 g	-4%	
再生利用率	58%	59%	+1%	59%	+1%	59%	+1%	
最終処分量	172 t	155 t	-10%	145 t	-16%	135 t	-21%	

ごみ発生量 = ごみ排出量+集団回収等量

再生利用率 = (中間処理後資源回収量+集団回収等量)÷ごみ発生量×100

最終処分量 = 中間処理後最終処分量[し尿処理施設から搬入される焼却灰を除く]

ただし、1人1日当たり排出量は、資源ごみ及び集団回収等を控除した量

表4-5-4 ごみ発生量等の見込みと計画値(小竹町)

	実 績		見込み						
	平成28年度	平成34	平成34年度		年度	平成44	年度		
		推計値	対H28比	推計値	対H28比	推計值	対H28比		
ごみ発生量	2,304 t	2,088 t	-9%	1,942 t	-16%	1,791 t	-22%		
1人1日当たり 排出量	703 g	709 g	+1%	713 g	+1%	716 g	+2%		
再生利用率	57%	57%	± 0%	58%	+1%	58%	+1%		
最終処分量	94 t	88 t	-7%	83 t	-12%	77 t	-18%		



	実 績	計画値							
	平成28年度	平成34	平成34年度		平成39年度		年度		
		計画値	対H28比	計画値	対H28比	計画値	対H28比		
ごみ発生量	2,304 t	2,073 t	-10%	1,918 t	-17%	1,763 t	-23%		
1人1日当たり 排出量	703 g	703 g	±0%	703 g	±0%	703 g	±0%		
再生利用率	57%	59%	+2%	59%	+2%	59%	+2%		
最終処分量	94 t	84 t	-11%	77 t	-18%	70 t	-26%		

ごみ発生量 = ごみ排出量+集団回収等量

再生利用率 = (中間処理後資源回収量+集団回収等量)÷ごみ発生量×100

最終処分量 = 中間処理後最終処分量[し尿処理施設から搬入される焼却灰を除く]

ただし、1人1日当たり排出量は、資源ごみ及び集団回収等を控除した量

2. 計画値と県目標値

「福岡県廃棄物処理計画」では、平成26年度を基準年として平成32年度の目標値を 設定している。下表は、県目標値と本計画における計画値とを対比したものである。

表4-5-5 本計画における計画値と県目標値(組合圏域)

ATO O THE COOP OF ELECTRIC (METERS)										
	県計画	実	実 績		み	計画				
	平成32年度	平成26年度	平成28年度	平成32	年度	平成32	年度			
	目標値	(県基準年)		推計値	対H26比	計画値	対H26比			
ごみ排出量	平成26年度比 -2%	16, 281 t	15, 503 t	14,898 t	-8%	14,800 t	-9%			
1人1日当たり 排出量	平成26年度比 -1%	721 g	706 g	708 g	-2%	703 g	-3%			
再生利用率	23%	56%	58%	58%	+2%	59%	+3%			
最終処分量	平成26年度比 -2%	676 t	602 t	586 t	-13%	566 t	-16%			

ごみ発生量 = ごみ排出量+集団回収等量

再生利用率 = (中間処理後資源回収量+集団回収等量)÷ごみ発生量×100

最終処分量 = 中間処理後最終処分量[し尿処理施設から搬入される焼却灰を除く]

ただし、1人1日当たり排出量は、資源ごみ及び集団回収等を控除した量

表4-5-6 本計画における計画値と県目標値(宮若市)

	県計画	実	績	見込	み	計 画	
	平成32年度	平成26年度	平成28年度	平成32年度		平成32年度	
	目標値	(県基準年)		推計値	対H26比	計画値	対H26比
ごみ発生量	平成26年度比 -2%	8,962 t	8,534 t	8, 312 t	-7%	8, 271 t	-8%
1人1日当たり 排出量	平成26年度比 -1%	734 g	718 g	722 g	-2%	718 g	-2%
再生利用率	23%	58%	58%	58%	± 0%	59%	+1%
最終処分量	平成26年度比 -2%	348 t	335 t	330 t	-5%	319 t	-8%

表4-5-7 本計画における計画値と県目標値(鞍手町)

	県計画	実	績	見込	み	計員	蓟
	平成32年度	平成26年度	平成28年度	平成32	年度	平成32	年度
	目標値	(県基準年)		推計値	対H26比	計画値	対H26比
ごみ発生量	平成26年度比 -2%	4,858 t	4,665 t	4, 440 t	-9%	4, 394 t	-10%
1人1日当たり 排出量	平成26年度比 -1%	691 g	688 g	685 g	-1%	677 g	-2%
再生利用率	23%	58%	58%	58%	± 0%	59%	+1%
最終処分量	平成26年度比 -2%	177 t	172 t	167 t	-6%	161 t	-9%

表4-5-8 本計画における計画値と県目標値(小竹町)

	県計画	実	績	見込	み	計画	
	平成32年度	平成26年度	平成28年度	平成32年度		平成32年度	
	目標値	(県基準年)		推計値	対H26比	計画値	対H26比
ごみ発生量	平成26年度比 -2%	2,461 t	2,304 t	2, 146 t	-13%	2, 135 t	-13%
1人1日当たり 排出量	平成26年度比 -1%	739 g	703 g	707 g	-4%	703 g	-5%
再生利用率	23%	57%	57%	57%	+0%	59%	+2%
最終処分量	平成26年度比 -2%	91 t	94 t	89 t	-2%	86 t	-6%

ごみ発生量 = ごみ排出量+集団回収等量

再生利用率 = (中間処理後資源回収量+集団回収等量)÷ごみ発生量×100

最終処分量 = 中間処理後最終処分量[し尿処理施設から搬入される焼却灰を除く]

ただし、1人1日当たり排出量は、資源ごみ及び集団回収等を控除した量

第6節 ごみ排出量及び処理対象量の計画値

1. ごみ排出量の計画値

ごみ排出量の計画値を表4-6-1及び図4-6-1に示す。

年度		可燃ごみ (t)	燃えないごみ (t)	資源ごみ (t)	ごみ排出量 合計 (t)					
実 績	平成28	12, 386. 77	1, 318. 75	583. 04	14, 288. 56					
	平成34	11, 546	1, 229	515	13, 290					
計画	平成39	10,869	1, 162	468	12, 499					
	平成44	10, 214	1, 096	427	11,737					

表4-6-1 ごみ排出量の計画値(組合圏域)

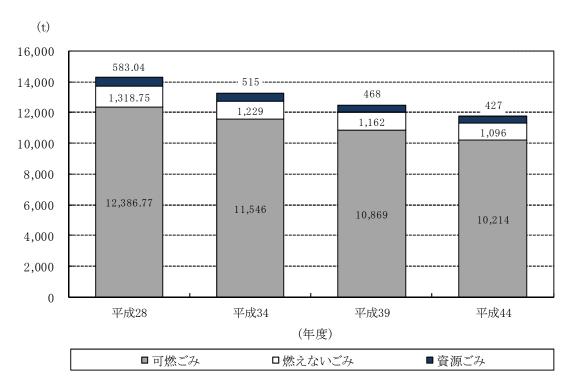


図 4-6-1 ごみ排出量の計画値(組合圏域)

表4-6-2 ごみ排出量の計画値(宮若市)

年度		可燃ごみ (t)	燃えないごみ (t)	資源ごみ (t)	ごみ排出量 合計 (t)
実 績	平成28	6, 754. 70	742. 43	322. 37	7, 819. 50
	平成34	6, 430	706	288	7, 424
計画	平成39	6, 138	674	256	7, 068
	平成44	5, 848	642	235	6, 725

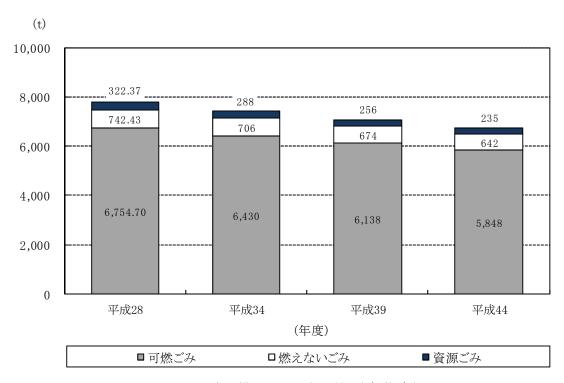


図 4-6-2 ごみ排出量の計画値(宮若市)

表4-6-3 ごみ排出量の計画値(鞍手町)

年度		可燃ごみ (t)	燃えないごみ (t)	資源ごみ (t)	ごみ排出量 合計 (t)
実 績	平成28	3, 781. 38	367. 13	168. 58	4, 317. 09
	平成34	3, 462	337	146	3, 945
計画	平成39	3, 211	317	137	3, 665
	平成44	2, 979	298	124	3, 401

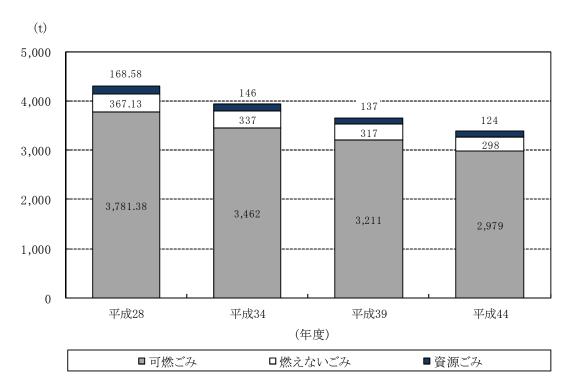


図 4-6-3 ごみ排出量の計画値(鞍手町)

表4-6-4 ごみ排出量の計画値(小竹町)

年度		可燃ごみ (t)	燃えないごみ (t)	資源ごみ (t)	ごみ排出量 合計 (t)
実 績	平成28	1, 850. 69	209. 19	92. 09	2, 151. 97
	平成34	1,654	186	81	1, 921
計画	平成39	1,520	171	75	1, 766
	平成44	1, 387	156	68	1, 611

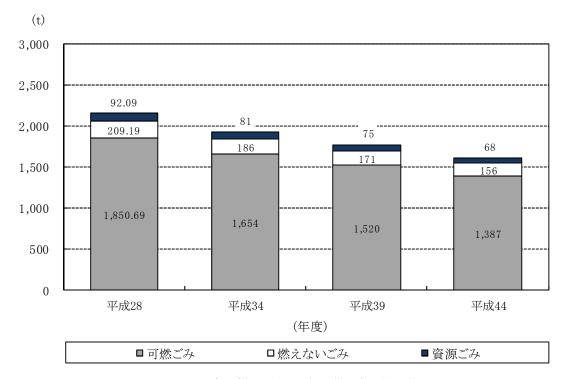


図 4-6-4 ごみ排出量の計画値(小竹町)

2. 排出原単位の計画値

ごみの排出原単位の計画値を表4-6-5及び図4-6-5に示す。

ごみの排出原単位 (g/人・日) = ごみ排出量 $(t/年) \div 365(日) \div ごみ処理人口(人)$

表4-6-5 排出原単位の計画値 (組合圏域)

年度		ごみ処理人口 (人)	ごみ排出量 (t) 資源ごみ (t)		排出原単位 (g/人・日)	排出原単位 (資源ごみ除く) (g/人・日)	
実	績	平成28	53, 172	14, 288. 56	583.04	736. 2	706. 2
		平成34	49, 766	13, 290	515	732	703
計	画	平成39	47, 051	12, 499	468	728	701
		平成44	44, 397	11, 737	427	724	698

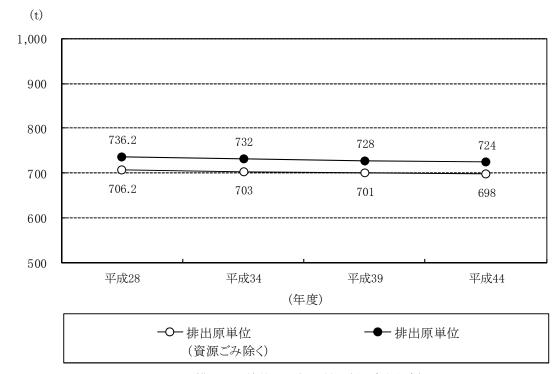


図 4-6-5 排出原単位の計画値 (組合圏域)

表4-6-6 排出原単位の計画値(宮若市)

	年度		ごみ処理人口 (人)	ごみ排出量 (t)	貸限しみ		排出原単位 (資源ごみ除く) (g/人・日)
実	績	平成28	28, 617	7, 819. 50	322.37	748.6	717.8
		平成34	27, 226	7, 424	288	747	718
計	画	平成39	25, 992	7, 068	256	745	718
		平成44	24, 762	6, 725	235	744	718

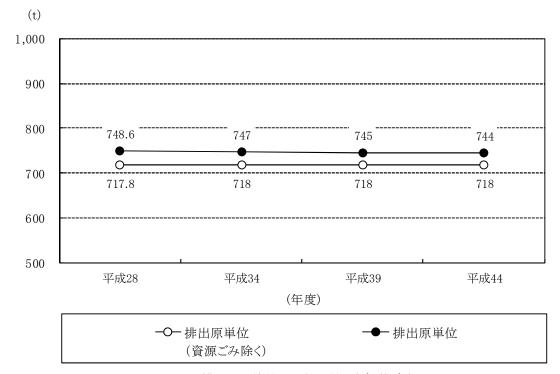


図 4-6-6 排出原単位の計画値(宮若市)

表4-6-7 排出原単位の計画値(鞍手町)

年度		ごみ処理人口 (人)	ごみ排出量 (t)	資源ごみ (t)	排出原単位 (g/人・日)	排出原単位 (資源ごみ除く) (g/人・日)	
実	績	平成28	16, 530	4, 317. 09	168.58	715. 5	687.6
		平成34	15, 372	3, 945	146	703	677
計	画	平成39	14, 471	3, 665	137	694	668
		平成44	13, 624	3, 401	124	684	659

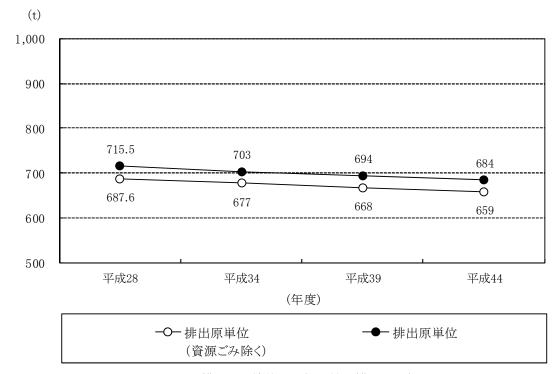


図 4-6-7 排出原単位の計画値(鞍手町)

表4-6-8 排出原単位の計画値(小竹町)

年度		ごみ処理人口 (人)	ごみ排出量 (t)	資源ごみ (t)	排出原単位 (g/人・日)	排出原単位 (資源ごみ除く) (g/人・日)	
実	績	平成28	8, 025	2, 151. 97	92.09	734. 7	703. 2
		平成34	7, 168	1, 921	81	734	703
計	画	平成39	6, 588	1, 766	75	734	703
		平成44	6, 011	1,611	68	734	703

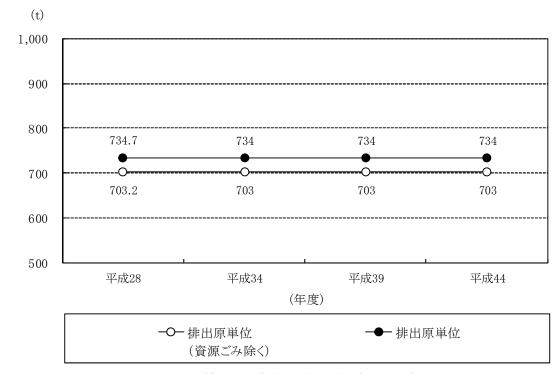


図 4-6-8 排出原単位の計画値(小竹町)

3. 中間処理量の計画値

(1) ごみ固形燃料化施設における処理対象量の計画値

くらじクリーンセンターにおける、処理対象量とごみ固形燃料(RDF)製造量の計画値を表4-6-9及び図4-6-9に示す。

表 4-6-9	処理対象量	レブみ 固形 燃料 (R	DF)製造量の計画値
18 T U D			

			処理対象量	RDF製造量	処理対象中の	
	年度	F	处连对家里	KDF 殺垣里	金属類	不適物
			(t)	(t)	(t)	(t)
実	績	平成28	13, 002. 90	7, 078. 07	21.28	101.23
		平成34	12,050	6, 559	20	94
計	画	平成39	11, 340	6, 172	18	88
		平成44	10, 654	5, 799	17	83

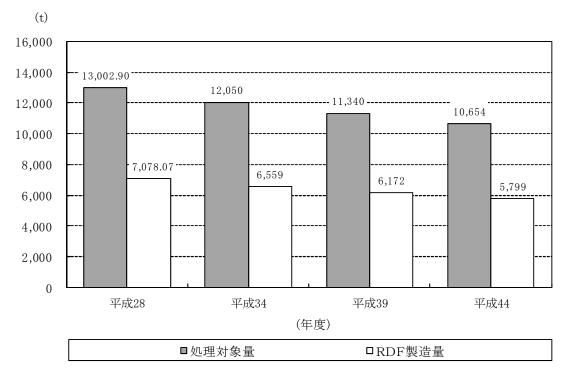


図 4-6-9 処理対象量とごみ固形燃料 (RDF) 製造量の計画値

(2) 資源化処理施設における処理対象量の計画値

泉水資源化処理施設における、処理対象量と資源回収量の計画値を表4-6-10及び図 4-6-10に示す。

	年度		加加力	資源回収量					
			処理対象量	鉄類	アルミ類	ペットボトル	空きびん	有価物	合計
			(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)
実	績	平成28	1,901.79	295. 81	54. 97	42.77	204. 25	87.94	685.74
		平成34	1,744	272	51	38	188	232	781
計	画	平成39	1,630	254	47	33	175	221	730
		平成44	1, 523	237	43	30	163	209	682

表4-6-10 処理対象量と資源回収量の計画値

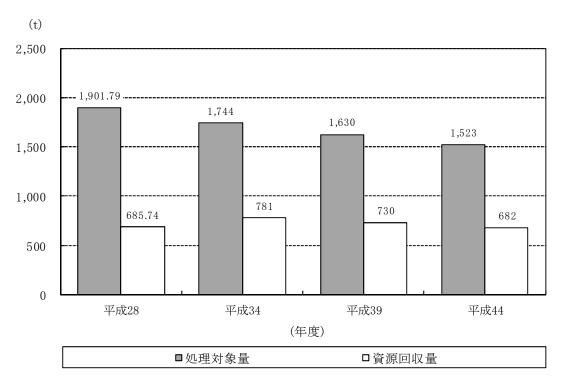


図 4-6-10 処理対象量と資源回収量の計画値

4. 最終処分量の計画値

(1) 最終処分量の計画値

最終処分量の計画値を表4-6-11及び図4-6-11に示す。

表4-6-11 最終処分量の見込み

年月	变	RDF不適物 (t)	資源化 処理残渣 (t)	最終処分量
実績	平成28	101. 23	500.45	601.68
	平成34	94	459	553
計画	平成39	88	429	517
	平成44	83	401	484

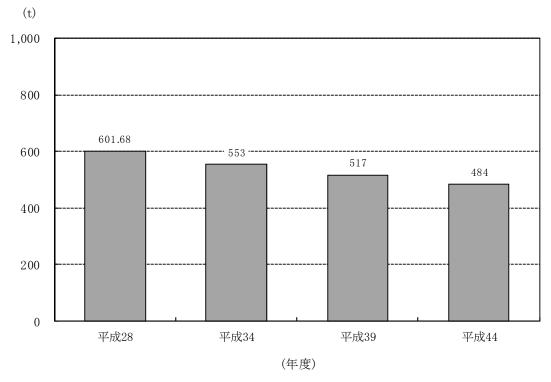


図 4-6-11 最終処分量の見込み

第7節 減量化 再資源化計画

1. 各主体の役割と連携

廃棄物は諸々の主体の様々な活動に伴い発生するものであることから、廃棄物に関する問題の解決のためには、住民や排出事業者等のそれぞれの主体が、自らの活動形態や立場に応じた対策に行政とも連携して取り組む必要がある。

行政は、自らも排出事業者としての取組みを進めるとともに、適切な施策の実施により各主体の取り組みや連携を支援・促進し、総合的な解決策を推進していく必要がある。また、本計画の目標を達成するために、それぞれの主体に期待される主な役割や連携について次に示す。

(1)住民に期待される主な役割

- 日常の生活(商品や食品等の購入、使用、廃棄)において、ごみの排出抑制(リデュース)をはじめ、いったん使用された製品等の再使用(リユース)や、再生利用(リサイクル)のための分別収集の取組みに協力する。
- 大量消費型のライフスタイルから循環を基調としたライフスタイルへの転換に伴い、過剰包装の辞退や詰替用製品の購入等を図る。
- ごみを決められた場所に捨てる(ポイ捨てしない)など、適正な処理に努める。
- 行政が行う調査や施策に協力するとともに、地域における環境美化やリサイクル活動等の実施、参加に努める。

(2) 事業者(排出事業者)に期待される主な役割

- 製品の製造や販売に当たっては、資源の消費をできる限り抑制し、資源生産性を向上させるよう、特に再使用(リユース)や再生利用(リサイクル)、ごみの排出抑制に留意する。
- 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する責任を自覚 し、資源の循環利用に留意しながら、法令に基づいて適正な処理を行う。
- 商品の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が消費された後に、廃棄物の発生抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、再生利用・処分への配慮、修繕体制の整備、消費者への必要な情報提供等に努める。
- 行政機関が行う調査や施策に協力するとともに、地域における環境美化やリサイク ル活動等の実施、参加に努める。

(3) 行政の主な役割

- 一般廃棄物の状況を適切に把握した上で、法令の遵守と適正な執行を原則に住民や 事業者の理解と協力、適切な役割分担や関係行政機関との連携のもと、ごみの減量 化・再資源化を推進し、適正な資源の循環利用を計画的に行う。
- 処理処分しなければならない一般廃棄物については、適正な中間処理及び最終処分 を確保する。
- 廃棄物に関して、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより、住民 の自主的な取組みを促進する。

2. 減量化・再資源化に関する取り組み

(1)普及啓発活動

さらなるごみの減量化・再資源化を図るため、普及啓発の活動を行い、住民の意識 啓発を図っていく。

(啓発活動の推進)

ごみ処理方法に対する啓発活動を推進するため、広報紙や公式ホームページ、パンフレット等を通じて、ごみの正しい出し方について啓発を行っていく。

(教育活動の充実)

子供たちへの教育活動として、ごみ処理施設への社会見学や自治会等による資源物の拠点回収を活用した取り組みを通じて、資源として活用できるごみの分別排出に対する教育やごみの排出に対するモラルの向上を図っていく。

(減量化・再資源化に対する意識の向上)

一般の住民についてもごみ処理施設の見学や視察を受入れ、施設見学を通じてごみ 処理に関する認識を高めるための環境教育とごみの減量化・再資源化に対する意識の 向上を図っていく。

(2) ごみの減量化、再資源化活動の推進

ごみの減量化・再資源化を図るための活動を推進し、取り組みを実行していく。

(マイバッグ運動)

買い物袋や買い物かごの持参の運動を積極的に支援し、レジ袋等の容器包装廃棄物の発生抑制、消費者の意識啓発を図り、ごみ排出の削減を促進する。

(生ごみ減量化の支援)

生ごみ処理容器等の購入に対する助成を行い、日常の生活で生じる生ごみを家庭菜園等の肥料として有効活用することで、家庭から排出するごみの削減に取り組む住民を支援していく。

(リサイクル活動団体の育成・支援)

各家庭でごみとして排出されている資源を回収、再資源化している自治会等の団体を支援するとともに、新たに活動しようとする団体の育成や取り組みに対する支援を行っていく。

(資源物回収の推進)

既存の資源物拠点回収における回収物の種類を増やす、回収拠点を増加する等の検討を行い、利用者の拡大につなげられるような措置を講じていく。

(資源ごみ分別排出の徹底)

ごみとして排出される資源ごみの分別排出や正しい出し方について、住民及び事業者(排出事業者)に適正に実施するよう要請し、個別指導等の必要な対策を検討して講じていく。

(多量排出事業者への要請)

多量に一般廃棄物を排出する事業者に対しては、ごみの減量化や再資源化の推進を要請し、必要に応じてごみの適正処理に対する指導強化を図っていく。

(食品廃棄物・食品ロス)

食品ロスとは、食べられる状態にあるにもかかわらず廃棄される食品を言う。

事業所における多量の食品廃棄や、一般家庭における買いすぎ・作りすぎ等による 食品の廃棄が、排出されるごみにおいて、紙・布類やプラスチック製の廃棄物に次い で多いことから、食品廃棄物の削減及びリサイクルの推進が求められている。

多量に食品廃棄物を排出する飲食店や食料品販売店等の事業所に対しては、食品ロスの有効活用や食品廃棄物を飼料や堆肥化などとして再生利用するように情報の収集、提供や関係者と連携して食品廃棄物の排出削減を啓発していく。

また、家庭における食品の買いすぎや作りすぎの防止、生ごみの水切りの徹底等、 食品廃棄物の発生抑制を啓発していくとともに、生ごみ処理容器等の普及による食品 廃棄物のリサイクルの推進を図っていく。

(事業系ごみ排出量の実態把握)

ごみの収集運搬の過程において、家庭系ごみと事業系ごみは混在しているため、家庭系ごみと事業系ごみの内訳及び排出量の増減が把握されていない。ごみ排出抑制の対策を講じるにあたっては、一般家庭や事業所等の排出先の実態を把握する必要があり、地域の産業状況や経済活動に伴って変動するために挙動が把握し難いとされている、事業系ごみにおける排出量の実態を知る必要がある。

事業系ごみの排出量を把握するため、先進事例としてある、事業系ごみ専用の指定袋の導入や収集運搬車両別によって収集ごみの区分が把握できるように、収集運搬方法やごみ計量システムの再構築を図る等の措置を講じ、事業系ごみ排出量の実態把握をじん芥処理施設組合や構成市町及び関係者と協議し、措置を講じていく。

第8節 収集運搬計画

1. ごみの分別区分

可燃ごみ、燃えないごみ、資源ごみの3分類5分別でごみの収集を行う。 収集の対象とするごみの分別区分と出し方は、表4-8-1のとおりとする。

2 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
区分	種類	指定袋及び証紙			
可燃ごみ	固形燃料用ごみ	指定袋			
燃えないごみ	不燃物	指定袋			
	粗大ごみ	証紙			
資源ごみ	ビン・カン	指定袋			
	ペットボトル				

表 4-8-1 分別区分とごみの出し方

2. 計画収集区域と実施主体

計画収集区域は構成市町の行政区域内の全域とし、一般廃棄物の収集運搬及びその 事務を各市町が実施する。

3. 収集運搬方式

ごみの収集運搬方式は、表4-8-2~表4-8-4のとおりとする。

(1) 宮若市

収集される可燃ごみ、燃えないごみ及び資源ごみは、各家庭や事業所の前にごみ を出してもらい収集を行う、戸別収集方式とする。

なお、事業所から排出されるごみは、指定ごみ袋による排出方法とし、ごみの収 集運搬は、行政が許可業者に委託して行う。

区分	種類	収集方式
可燃ごみ	固形燃料用ごみ	戸別収集方式
燃えないごみ	不燃物	戸別収集方式
	粗大ごみ	
資源ごみ	ビン・カン	戸別収集方式
	ペットボトル	
事業系ごみ		戸別収集方式

表 4-8-2 宮若市の収集運搬方式

(2) 鞍手町

一般家庭から排出されるごみについては、可燃ごみ、燃えないごみ及び資源ごみは、各家庭の前にごみを出してもらい収集を行う戸別収集方式とする。

なお、事業所等から排出されるごみは、収集計画に添って排出する場合は、指定袋に入れてごみを出してもらい収集を行う戸別収集方式とし、収集計画を超えて排出する場合は、指定袋に入れたうえで、収集は許可業者と事業所が個別に契約して行うものとする。

区分	種類	収集方式
可燃ごみ	固形燃料用ごみ	戸別収集方式
燃えないごみ	不燃物	戸別収集方式
	粗大ごみ	
資源ごみ	ビン・カン	戸別収集方式
	ペットボトル	
事業系ごみ		戸別収集方式、又は 事業者が許可業者と個別に契約

表 4-8-3 鞍手町の収集運搬方式

(3) 小竹町

一般家庭から排出されるごみについては、可燃ごみ、燃えないごみ及び資源ごみ は、各家庭や事業所の前にごみを出してもらい収集を行う、戸別収集方式とする。

なお、事業所等から排出されるごみについては、収集計画を超えて排出する場合は、指定袋に入れたうえで、収集は許可業者と事業所が個別に契約して行うものとする。

区分	種類	収集方式
可燃ごみ	固形燃料用ごみ	戸別収集方式
燃えないごみ	不燃物	戸別収集方式
	粗大ごみ	
資源ごみ	ビン・カン	戸別収集方式
	ペットボトル	
事業系ごみ		戸別収集方式、又は 事業者が許可業者と個別に契約

表 4-8-4 小竹町の収集運搬方式

4. 収集頻度

ごみの収集頻度は、表4-8-5のとおりとする。

区分	種類	指定袋及び証紙	収集頻度
可燃ごみ	固形燃料用ごみ	指定袋	2 回/週
燃えないごみ	不燃物	指定袋	1 回/月
	粗大ごみ	証紙	
資源ごみ	ビン・カン	指定袋	1 回/月
	ペットボトル		

表 4-8-5 収集頻度

5. 収集運搬に関する計画

(分別排出と正しいごみの出し方の徹底)

ごみの分別排出を適正に実行してもらうことは、ごみの適正処理や資源物の回収に大きな影響を及ぼす。資源回収による再資源化を更に推進していくためには、引き続き分別排出の徹底について、住民及び事業者への啓発・指導の強化を図っていくものとする。

また、資源物は分別して排出されても、正しいごみの出し方と異なり、異物が混入したり付着していることで資源物としての品質や価値が低下することから、回収する資源物を有効に活用できるように、ペットボトルや容器包装の洗浄排出や異なる材質の排除について、住民及び事業者への啓発・指導の強化を図っていくものとする。

(収集運搬業務における安全衛生管理)

ごみの収集運搬時における安全衛生を図るため、収集及び運搬中におけるごみの落下や汚水の散乱対策、作業時における事故、ケガ、火災の発生等がないように、委託・許可業者の指導に努める。

また、委託業者については各市町の定めに基づいて業者の決定を行うとともに、主に事業系一般廃棄物の収集・運搬を行う許可業者については、安全対策などを含めて、適正な収集運搬業務を継続的かつ安定的に実施することに重点を置き、現状において問題がない場合には、これを継続して維持していく。ただし、問題のある場合には必要に応じて新たに許可申請を受理して審査のうえ、適正な収集・運搬を行う許可業者の選定を行っていくものとする。

(在宅医療廃棄物について)

在宅医療廃棄物**には感染性廃棄物が混入している場合もあるため、ごみの収集に従事する作業員への危険も危倶されることから、住民に対して徹底した医療廃棄物の分別排出、収集困難な医療廃棄物の適正処理についての指導、啓発の強化を図っていくものとする。

※)在宅医療廃棄物:在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物

第9節 中間処理計画

1. 計画処理区域と実施主体

計画処理区域は構成市町の行政区域内全域とし、一般廃棄物の中間処理については、本組合において施設の管理、運営及びその事務を実施する。

2. 中間処理の方式

本組合が管理運営する中間処理施設は「くらじクリーンセンター」、「泉水資源化 処理施設」である。

「くらじクリーンセンター」においては、可燃ごみをごみ固形燃料(RDF)化処理していく。また、「泉水資源化処理施設」においては、燃えないごみ及び資源ごみの破砕及び資源化処理を行う。

12 9	
施 設 名	くらじクリーンセンター
施設の種類	固形燃料(RDF)化施設
所 在 地	福岡県宮若市本城 1593 番地 38
施 設 所 管	宮若市外二町じん芥処理施設組合
敷 地 面 積	9,720 m²
建築延床面積	工場棟:3,181 ㎡ 管理棟:852 ㎡
竣 工 年 月	平成 14 年 9 月
処 理 対 象 物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ
処 理 能 力	66 t /日 (16h)

表 4-9-1 くらじクリーンセンターの概要

表 4-9-2 泉水資源化処理施設の概要

施	設	名	泉水最終処分場
施	設の種	類	資源ごみ・粗大ごみ処理施設
所	在	地	福岡県鞍手郡鞍手町大字新延 1296 番地 8
施	設 所	管	宮若市外二町じん芥処理施設組合
敷	地 面	積	5,650 m²
竣	工 年	月	昭和 62 年 1 月
処	理対象	物	資源ごみ、燃えないごみ
処	理 能	+	資源ごみ処理施設 : 25t/5h
	上	力	不燃物・粗大ごみ処理施設 : 15t/5h

3. 中間処理に関する計画

(ごみ処理施設における適正な管理運営)

本組合が管理運営する中間処理施設については、構成市町と相互に協力・連携を図りながら、公害防止及び生活環境の保全に十分な配慮を持って、適正な施設の管理運営を図っていくものとする。

(ごみ固形燃料に関する処理体制の検討)

「くらじクリーンセンター」においては、可燃ごみをごみ固形燃料(RDF)化処理後に大牟田リサイクル発電所へ引き渡している。

大牟田リサイクル発電所は、平成34年度末で事業を終了することが既に決定しており、平成35年度以降におけるごみ固形燃料(RDF)の受入先を決定するため、構成市町と連携して、ごみ固形燃料(RDF)の受入先となる民間のセメント工場にて助燃材として引き渡していくことを具体的に検討していくものとする。

ごみ固形燃料(RDF)の新たな受入先となる民間のセメント工場においても、ごみ固形燃料(RDF)をセメント工場の助燃材として活用し、化石燃料の削減に寄与するとともに、資源循環型社会を目指して、継続的にごみの再資源化(熱回収、焼却灰の活用)を図っていくものとする。



図 4-9-1 処理・処分に関する施設等の関連 (平成 35 年度以降)

第 10 節 最終処分計画

1. 計画処分区域と実施主体

計画処分区域は構成市町の行政区域内全域とし、一般廃棄物の最終処分については、 本組合において施設の管理、運営及びその事務を実施する。

2. 最終処分の方式

本組合が管理運営する最終処分場は「泉水最終処分場」である。

最終処分場においては、くらじクリーンセンターからの排出されるRDF不適物、 及び泉水資源化処理施設からの不燃性残渣を泉水最終処分場で埋立処分する。

施	設	名	泉水最終処分場	
所	在	地	福岡県鞍手郡鞍手町大字新延 1296 番地 8	
施	設	所 管	宮若市外二町じん芥処理施設組合	
埋	<u>1</u>	面積	10, 565 m²	
埋	立	容量	64, 223 m³	
竣	エ	年 月	昭和 62 年 1 月	
処 理 対 象 物		象物	不燃物	
浸と	出 液	処理方式	生物処理(回転円板法)+凝集沈殿+砂ろ過	
処理	施設	処理能力	65 m³/日	

表 4-10-1 泉水最終処分場の概要

3. 最終処分に関する計画

(最終処分場における適正な管理運営)

本組合が管理運営する最終処分場については、構成市町と相互に協力・連携を図りながら、公害防止及び生活環境の保全に十分な配慮を持って、適正な施設の管理運営を図っていくものとする。

(埋立処分による残余量の管理)

泉水最終処分場は、埋立処分を開始して31年を経過している。最終処分場の建設当時と比べて、ごみ排出量の大幅な減少に伴い、大幅に最終処分場の延命化は図られているが、最終処分場における残余量の管理を行い、埋立処分が可能な期間を適正に把握するため、定期的に埋立残容量の測定を行っていくものとする。

第11節 ごみ処理に関するその他計画

1. 野焼き及び剪定かすの処理について

野焼き(剪定かすの野焼きを含む)については、原則的に禁止(例外規定は中止) するよう積極的に住民や事業者に周知を図っていくと同時に、民間処理業者の活用等 による処理方法を検討し、生活環境の保全に努めていく。

また、建築廃材等の産業廃棄物の不法焼却については、警察及び福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所との連携を取りながら取締りを行うとともに、更に強化を図っていくものとする。

2. 廃棄物の不法投棄について

発見された不法投棄については、行政による現地調査、警察に連絡、投棄物の回収という手順を取り、投棄物が多量または悪質な場合については警察に捜査を依頼する。 不法投棄の防止対策については、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、警察及び各管理者(道路については道路管理者、河川については河川管理者)等の関係機関との連携を図り、住民・事業者・行政とが協働して、不法投棄への監視体制の強化に取り組むものとする。

3. 適正処理困難物について

受け入れられない適正処理困難物の排出については、住民及び事業者への啓発・指導の強化を図っていくとともに、適正処理困難物の処理方法の指導や排出先の紹介を行い、住民及び事業者に対して協力と情報提供に努める。

第 12 節 災害廃棄物処理計画

1. 基本的事項

1-1. 計画策定の背景及び趣旨

災害廃棄物処理計画は、東日本大震災、九州北部水害における災害廃棄物の処理経験を教訓に、構成市町が被災した場合を想定した災害廃棄物処理について、必要となる事項をあらかじめ計画として取りまとめたものである。

なお、災害廃棄物処理計画は、構成市町の地域防災計画や被害想定の見直し、県の 災害廃棄物処理計画の策定状況、廃棄物処理施設の状況等の変化に対して、適宜、見 直されるものである。

1-2. 計画の位置づけと構成

災害廃棄物処理計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針(平成26年3月)」を踏まえて、構成市町の「地域防災計画」と整合を図りながら「福岡県災害廃棄物処理計画」と連携して災害廃棄物処理を実施するものである。

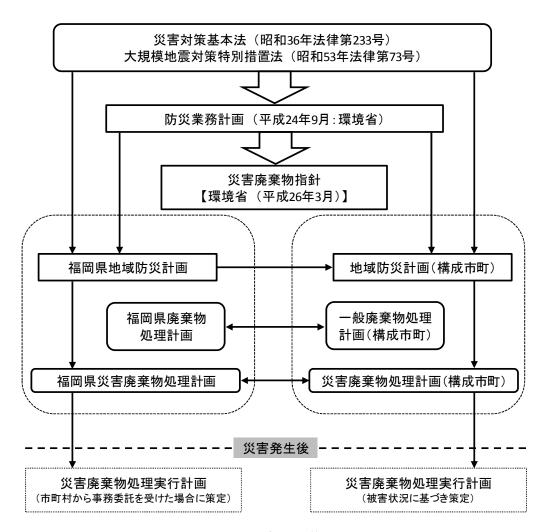


図 4-12-1 計画の位置づけ

1-3. 処理主体

災害廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃掃法」と表記)により、一般廃棄物に区分されることから、基本的には自治体が処理の責任を担う。なお、自治体の行政機関喪失等で災害廃棄物の処理をすることができない場合は、地方自治法第252条の14の規定に基づき、福岡県に事務委託を行うことができる。

また、平成27年8月6日に施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律および災害対策基本法の一部を改正する法律」では、特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置が適用された地域からの要請があり、かつ、一定の要件(処理の実施体制、専門知識・技術の必要性、広域処理の重要性等)を勘案して必要と認められる場合、環境大臣(国)は災害廃棄物の処理を代行できることが新たに定められている。

1-4. 対象とする災害と災害廃棄物

(1)対象とする災害

災害廃棄物処理計画で対象とする災害は、地震災害及び風水害とする。地震被害は地震被害想定から過去被災経験のある最大のものと、福岡県災害廃棄物処理計画において最大の被害をもたらす西山断層(中央下部)直下型地震を対象としている。風水害についても、福岡県災害廃棄物処理計画で推計されているハザードマップに基づくものを対象としている。

対 象		概 要		
地震	西山断層 (中央下部)	M=7.3 断層の長さ 約 31km		
風水害	遠賀川・西川	平成 22 年 3 月 31 日に公表した、遠賀川水系西川の 浸水想定区域図		
	遠賀川・庄内川	小竹町洪水ハザードマップ		

表4-12-1 対象とする災害

(2) 災害廃棄物の種類

災害廃棄物処理計画で対象とする災害廃棄物は、地震や大雨等の災害により発生する廃棄物と、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物である。

発生源 種 類
地震や大雨等の災害 木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、 堆積物、廃家電、廃自動車等、処理困難廃棄物 避難所ごみ、生活ごみ、し尿

表4-12-2 災害廃棄物の種類

1-5. 災害廃棄物処理の基本的な考え方

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、 生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

(1)目的・処理の基本

災害廃棄物の処理は、生活環境の改善や早期の復旧・復興を図るため、その適正な 処理を確保しつつ、迅速に処理する。

(2) 処理方法

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能 な限り分別、再生利用(リサイクル)によりその減量を図り、最終処分量を低減させ る。

(3) 処理期間

処理期間は、災害廃棄物発生量及び処理可能量を踏まえ、県内市町村による広域的な支援がなされることを前提に1年以内の処理完了を目指す。

(4) 処理体制

周辺市町村、県、九州地方、国、民間事業者と協力して処理を行う。被災状況によっては、県への事務委託等を検討する。

2. 組織体制・指示命令系統

2-1. 災害対策本部、災害廃棄物対策の組織体制

(1)災害対策本部

災害が発生し、または発生する恐れがある場合、市町長は災害対策基本法に基づき、 災害応急対策を行うための災害対策本部を設置する。災害対策本部は、災害情報の収 集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を図る。

(2) 災害廃棄物の担当組織

災害廃棄物の処理対策に関する業務は、担当組織〔宮若市:環境保全課(民生班)、 鞍手町:農政環境課、小竹町:救護防疫班〕が行う。担当組織は、災害廃棄物処理の 実施、処理に係る指揮調整、住民等への広報、被災状況等の情報管理、人材や資機材 の調整、外部との契約、補助金の取得を含む資金管理等を行う。

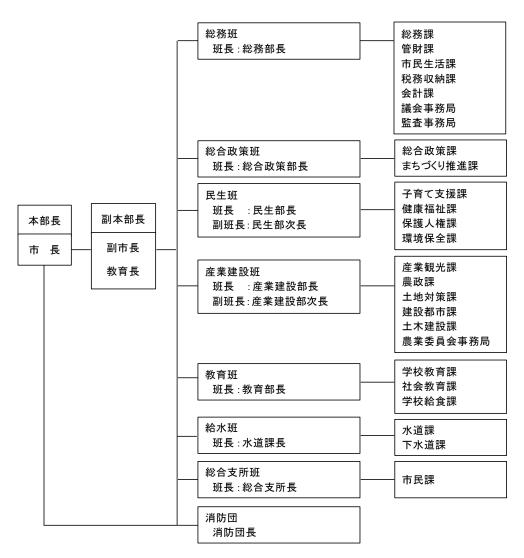


図 4-12-2 災害対策本部組織図 (宮若市)

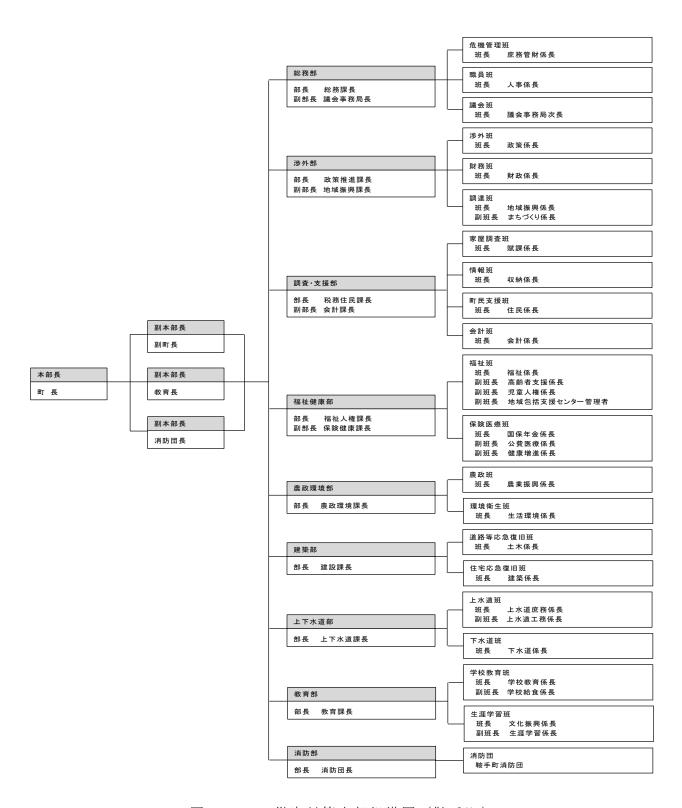


図 4-12-3 災害対策本部組織図(鞍手町)

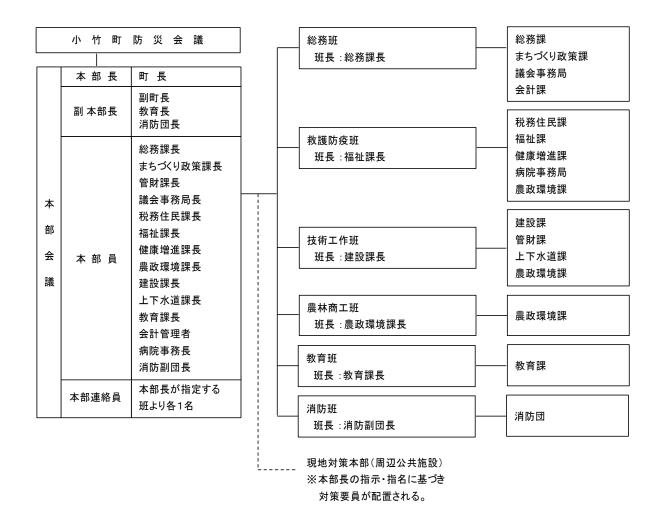


図 4-12-4 災害対策本部組織図 (小竹町)

2-2. 業務概要

発災時は、担当組織が災害廃棄物処理、し尿、避難所ごみに関する業務を担当する。 また、大規模災害時は通常の廃棄物処理、施設管理に加え災害廃棄物処理の対応が必要となり業務量の増加が予想されるので、応援要請等により必要な人員・人材の手配を行う。

なお、災害廃棄物処理計画で対象とする災害において、地震や水害により、適正処理困難廃棄物を含む大量の災害廃棄物が発生すると想定されることから、災害廃棄物の撤去・運搬・処理に際して、土木系部局(道路障害物の撤去等)、農林系部局(死亡獣畜の処理等)とも連携可能な体制を構築する。

2-3. 組織体制の留意事項

(1) 土木・建築系職員の確保

災害廃棄物処理では、家屋解体や散乱物の回収などの土木・建築工事が中心であり、 廃棄物の収集運搬・処理対応の発注も実施する必要があることから、設計書等を速や かに作成できる土木・建築系の職員確保が重要である。

(2) 災害対応経験者 (アドバイザー) の受け入れ

必要に応じて阪神・淡路大震災や東日本大震災等を経験した他自治体職員の応援を 要請する。

(3) 専門家や地元業界との連携

災害廃棄物は、通常、自治体で取り扱う廃棄物とは量や性状が異なっており、自治体や一般廃棄物処理業者では対応できないこともある。このため、地元の建設業協会、福岡県産業廃棄物協会の各支部、浄化槽協会等の関係団体と、事前に災害廃棄物処理に関する協定を締結しておくことが有効である。また、発災時には学識経験者、各種学会組織等からの協力も重要である。

3. 情報収集•連絡

3-1. 災害対策本部との連絡及び収集する情報

災害対策本部から収集する情報は、災害廃棄物の収集運搬・処理対応において必要となることから、速やかに庁内及び関係者に周知する。また、時間の経過に伴い、被災・被害状況が明らかになるとともに、問題や課題、必要となる支援内容も変化することから、定期的に新しい情報を収集する。

<u> </u>	火舌刈水本部から収集りる情報の	內谷
区分	情報収集項目	目 的
	• 指定避難所名	・トイレ不足数把握
指定避難所と避難者数 の把握	・各指定避難所の避難者数	・生活ごみ、し尿の発
0 7 1 日 1)至	・各指定避難所の仮設トイレ数	生量把握
建物の被害状況の把握	・町内の建物の全壊及び半壊棟数	要処理廃棄物量及び
建物の依古状況の丘陸	・町内の建物の焼失棟数	種類等の把握
	・水道施設の被害状況	・インフラの状況把握
上下水道の被害及び復	・断水(水道被害)の状況と復旧の	・し尿処理施設の活用
旧状況の把握	見通し	
	・下水処理施設の被災状況	
	・被害状況と開通見通し	• 廃棄物収集運搬体制
道路・橋梁の被害の把握		への影響把握
		・仮置場、運搬ルート
		の把握

表4-12-3 災害対策本部から収集する情報の内容

3-2. 他部局との連携事項

想定する災害においては、災害廃棄物の撤去・運搬・仮置き・処理に際して、道路障害物や被災家屋の解体撤去、指定避難所におけるし尿処理、運搬における道路状況の把握等の対応が必要となり、他部局との連絡・調整が必要となる。

3-3. 県及び他関連団体との連携

(1) 県との情報共有

発災後、迅速に災害廃棄物処理体制を構築し処理を進めるため、速やかに災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等について情報収集を行う。以後の災害廃棄物処理を計画的に実施するために、処理施設の被災状況や廃棄物の集積情報について県と情報を共有する。

情報共有においては、県との連絡窓口を明確にしておくとともに、発災直後だけではなく定期的な情報交換を行う。

表4-12-4 県と共有する情報の内容

区分	情報収集項目	目的
災害廃棄物の発生	・災害廃棄物の種類と量	
状況	・必要な支援	
	• 被災状況	
廃棄物処理施設の 被災状況	・復旧見通し	迅速な処理体制の
100 90 100 DE	・必要な支援	構築支援
	・仮置場の位置と規模	
仮置場整備状況	・必要資材の調達状況	
	・運営体制の確保に必要な支援	
腐敗性廃棄物・有害	・腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況	迅速な生活環境の
廃棄物の発生状況	・有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	保全に向けた支援

(2) 国、支援都道府県等との協力

災害廃棄物の処理にあたっては、構成市町が主体となって処理を行うことを基本とするが、被災規模に応じて、県に対して他自治体等による支援を要請し、必要に応じて民間事業者団体にも協力を要請する。また、他自治体が被災した場合には、他自治体からの要請に応じて必要な人員、物資、資機材等の支援を行うとともに、広域処理による災害廃棄物の受入れについても調整及び検討を行う。

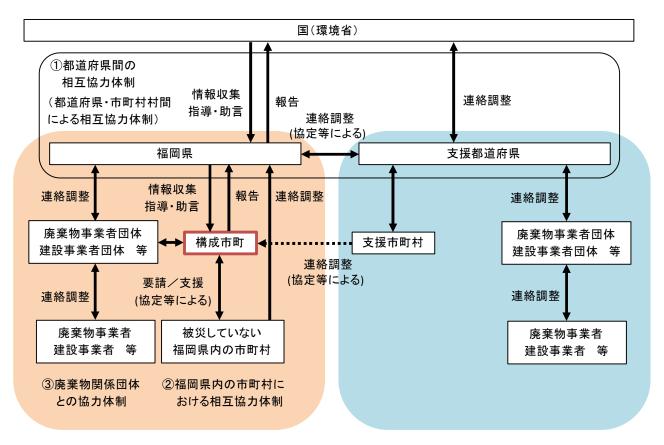


図 4-12-5 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制

3-4. 住民対応

災害廃棄物の円滑な処理のために、住民への啓発・広報を行う。

情報の発信方法としては、広報誌、マスメディア、インターネット、説明会、回覧 板等の多様な手段を用いることとする。

平常時には、災害廃棄物処理を円滑に進めるために必要な事項について、普及啓発・広報に努めるものとする。また、発災時には、相談窓口等を開設し、被災住民からの相談、要望、苦情等を聴取の上、必要な応急対策の推進にあたる。

4. 協力・支援体制

4-1. 自衛隊·警察·消防

発災時には、自衛隊・警察・消防が人命救助活動のために災害廃棄物を撤去することが想定される。その際に災害廃棄物中に有害廃棄物が混在する可能性があるため、必要に応じて自衛隊・警察・消防と有害廃棄物の情報を共有し、二次災害の防止に努める。

4-2. 他市町村、県との協力・支援体制

構成市町は県と県内市町村との間で、災害時の相互応援に関する協定を締結し、大 規模な災害が発生した場合等において、相互連携・協力する体制を構築している。

協定締結市町村による協力・支援だけでは対応できない場合については、福岡県に 支援を要請する。

衣 4-12-5 火 青 时 の 心 佐 筋 た (呂 石 川)			
協定の名称	協定先	締結日	
福岡県消防相互応援協定	福岡県内の市町村、消防の一部事務 組合及び消防を含む一部事務組合	平成 25 年 3 月 28 日	
災害時における福岡県内市町村間の相互 応援に関する基本協定	福岡県内の市町村	平成 17 年 4 月 26 日	
宫田町、小竹町、若宮町、鞍手町消防相 互応援協定	小竹町、鞍手町	平成元年 7月1日	
直方市、宮若市消防相互応援協定	直方市、宮若市	昭和 39 年 10 月 1 日	
宗像市と宮若市との消防相互応援協定	宗像市、宮若市	昭和 52 年 10 月 1 日	
福津市と宮若市との消防相互応援協定	福津市、宮若市	昭和 52 年 10 月 1 日	

表4-12-5 災害時の応援協定(宮若市)

表 1-19-6	災宝時の広揺協定	(鞍 毛 町)

協定の名称	協定先	締結日		
福岡県消防相互応援協定	福岡県内の市町村、消防の一部事務 組合及び消防を含む一部事務組合	平成 25 年 3 月 28 日		
災害時における福岡県内市町村間の相互 応援に関する基本協定	福岡県内の市町村	平成 17 年 4 月 26 日		
宫田町、小竹町、若宮町、鞍手町消防相 互応援協定	宮若市、小竹町	平成元年 7月1日		

表4-12-7 災害時の応援協定(小竹町)

協定の名称	協定先	締結日
福岡県消防相互応援協定	福岡県内の市町村、消防の一部事務 組合及び消防を含む一部事務組合	平成 25 年 3 月 28 日
災害時における福岡県内市町村間の相互 応援に関する基本協定	福岡県内の市町村	平成 17 年 4 月 26 日
宫田町、小竹町、若宮町、鞍手町消防相 互応援協定	宮若市、鞍手町	平成元年 7月1日
災害時における食糧供給に関する協定書	福岡県	平成7年 6月30日
災害時における小竹町、小竹町内郵便局 の相互協力に関する覚書	小竹郵便局	平成 10 年 11 月 2 日

4-3. 民間事業者の協力

災害支援協定の内容として、災害廃棄物の撤去・運搬・処理・処分、建物の解体・ 撤去などが考えられる。

災害廃棄物は一般廃棄物の位置づけとされているが、性状や組成は建設廃材等の産業廃棄物により近いものもある。これらの災害廃棄物の処理処分は、産業廃棄物処理のノウハウと資機材を有し、一時的な大量の産業廃棄物処理の要請に対応できる産業廃棄物許可業者を活用することで、迅速に行うことが可能である。

さらに、広域処理を円滑に進めるためには、民間事業者のノウハウや資機材を活用した運搬手段の確保も有効である。このため、福岡県と(公社)福岡県産業廃棄物協会が締結している災害時協定に基づき、福岡県に産業廃棄物許可業者のあっせんを要請することとする。また、構成市町が一般廃棄物収集運搬処理業の許可をしている民間事業者とも協力・支援体制の構築に努めるものとする。

5. 教育訓練・人材育成等

被災時に実効性のある協力体制を構築しておくためには、定期的に県、市町村、廃棄物関係団体等からなる連絡会を設置し、災害廃棄物に係る情報共有や処理に関する検討等を行い、発災時に速やかに対応できるマネジメント能力の維持・向上を図ることが望ましい。

教育訓練については、定期的な連絡会の開催や勉強会などが考えられる。また、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net:有識者、関係機関の技術者、関係団体等から構成)を活用し、専門家の活用を図るものとする。

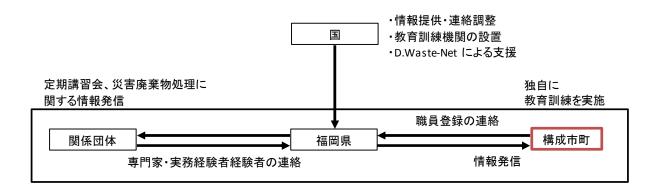


図 4-12-6 連絡会の構成案

表4-12-8 自治体における教育訓練例

- ・災害を想定したシミュレーション(収集から最終処分までを想定した図上演習等)
- ・仮置場の設置運営や危険物の管理・処分方法
- ・災害廃棄物処理に係る積算方法及び災害査定対応
- ・災害廃棄物処理に関する専門知識や専門家の活用方法 など

6. 災害廃棄物発生量の推計

6-1. 指定避難所ごみ発生量

(1)発生量

指定避難所におけるごみ発生量及び算出条件を示す。また、平常時の生活ごみ排出量を示す。指定避難所におけるごみ発生量は、西山断層(中央下部)直下型地震で想定している。

表4-12-9 避難所における生活ごみ発生量(宮若市)

五十二 0 起机//	(0,101) 0 工品 (0,7) 0 工量 (0,7)
	西山断層 (中央下部)
避難所 避難者数(人)	3, 111
生活ごみ 発生量 (t/日)	2. 16

表4-12-10 避難所における生活ごみ発生量(鞍手町)

	西山断層(中央下部)
避難所 避難者数 (人)	239
生活ごみ 発生量 (t/日)	0.17

表4-12-11 避難所における生活ごみ発生量(小竹町)

	西山断層(中央下部)
避難所 避難者数(人)	151
生活ごみ 発生量 (t/日)	0.10

表4-12-12 算出条件

避難者数	「福岡県 地震に関する防災アセスメント調査報告 平成 24 年 3 月」より、避難所避難者数を抽出
発生原単位	福岡県廃棄物処理計画(平成24年3月) 平成20年度実績値より693(g/人・日)
発生量**	避難所における生活ごみ発生量(t/日) = 避難所避難者(人)×発生原単位(g/日・人)÷10 ⁶

^{※「}災害廃棄物対策指針(平成 26 年 3 月)」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部) 技術資料【技 1-11-1-2】に準拠

(2) 収集運搬

収集運搬に用いる車両の台数と積載量を示す。構成市町では直営でごみ収集を行っていないため収集運搬車両を有していない。しかし、構成市町で委託・許可した収集 運搬業者が収集運搬車両を有している。

表4-12-13 ごみ収集運搬車両(宮若市)

管理体制	台 数	積載量 (t)
直営	0	0
委託	21	49
許可	(21)	(49)
合 計	21	49

出典:「一般廃棄物処理の現況(平成27年度版)」

表4-12-14 ごみ収集運搬車両(鞍手町)

管理体制	台 数	積載量 (t)
直営	0	0
委託	5	14
許可	3	4.35
合 計	8	18. 35

出典:「一般廃棄物処理の現況(平成27年度版)」

表4-12-15 ごみ収集運搬車両(小竹町)

管理体制	台 数	積載量(t)
直営	0	0
委託	7	18
許可	(7)	(18)
合 計	7	18

出典:「一般廃棄物処理の現況(平成27年度版)」

6-2. 地震による災害廃棄物

(1) 災害廃棄物発生量の推計方針

推計にあたっては、災害廃棄物処理計画で対象とする災害について、「地震に関する防災アセスメント調査報告書(平成24年3月)」に基づく全壊棟数を用い、組成別災害廃棄物量を算出している。

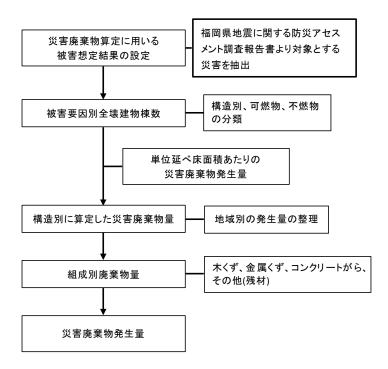


図 4-12-7 災害廃棄物の発生量の推計手順

(2) 構造別の災害廃棄物 (可燃物、不燃物) の発生量

災害廃棄物の発生量の推計方法については、建物の構造別(木造、非木造)、可燃・不燃別の廃棄物発生量原単位(t/㎡)に、建物の構造別(木造、非木造)の平均延床面積(㎡/棟)及び解体建築物の棟数を乗じて、可燃物及び不燃物の発生量を算定する内閣府方式(建築構造を発生量に反映できる方法)を採用している。

表4-12-16 災害廃棄物発生量の算定

災害廃棄物発生量 (建物構造別の可燃物・不燃物) =

廃棄物発生量原単位 (t/m²) (建物構造別、可燃・不燃別)

× 平均延床面積 (m²/棟) (建物構造別) ×解体建築物 (全壊) の棟数 (棟)

廃棄物発生量原単位:

木 造 可 燃 0.194 t/m 、木造不燃 0.502 t/m d

非木造可燃 = 0.1 t/m (RC 造可燃 0.120 t/m、S 造可燃 0.082 t/mの平均) 非木造不燃 = 0.81 t/m (RC 造不燃 0.987 t/m、S 造不燃 0.630 t/mの平均)

〈注〉RC造:鉄筋コンクリート、S造:鉄骨構造

平均延床面積:木造 99.78817 (㎡/棟) 非木造 340.36516 (㎡/棟)

※延床面積出典:総務省「平成26年度固定資産の価格等の概要調書(家屋 都道府県別表)」

解体建築物の棟数:被害想定に基づく全壊棟数

※過去の震災から、解体棟数≒全壊棟数である結果を用いており、廃棄物発生量原単位は、 この結果を基に設定

(3)組成別災害廃棄物の量

災害廃棄物の処理を行う場合は、廃棄物の種類によって処理の方法が異なることから、組成別の廃棄物量を把握し、処理先を確保する必要がある。

廃棄物組成は、阪神・淡路大震災の事例等(廃棄物学会誌等)から得られている建築物構造別の解体時及び倒壊・焼失時の割合から、次のとおり設定している。

表4-12-17 廃棄物組成

木 造 可 燃 物 = 木 く ず 100%

木 造 不 燃 物 = コンクリートがら 43.9%、金属くず 3.1%、その他 (残材) 53.0%

非木造可燃物 =木くず 100%

非木造不燃物 = コンクリートがら 94.9%、金属くず 4.9%、その他 (残材) 0.2%

前述の方法に基づき算定した、主な地震による災害廃棄物の組成別の推計発生量は、次のとおりとなる。

表4-12-18 災害廃棄物の推計発生量及びその内訳(宮若市)

(単位: 千 t)

	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合 計
西山断層 (中央下部)	31	43	2	41	117

表4-12-19 災害廃棄物の推計発生量及びその内訳 (鞍手町)

(単位: 千 t)

					(— 1 — . 1 0)
	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合 計
西山断層 (中央下部)	2	3	0	3	8

表4-12-20 災害廃棄物の推計発生量及びその内訳 (小竹町)

(単位: 千 t)

	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	合 計
西山断層 (中央下部)	1	2	0	2	5

(4) 災害廃棄物の処理見込み量

災害廃棄物処理計画では、災害廃棄物の選別率を東日本大震災の際の処理実績から得られた割合を基に、災害廃棄物の選別率を設定している。想定地震ごとの災害廃棄物の処理見込み量を次に示す。

表4-12-21 災害廃棄物の選別率

(単位:%)

			選別後						
		柱材・角材	コンクリートがら	可 燃 物	金属くず	不 燃 物	土 材 系	스 킈.	
		リサイクル	再生資材化	焼 却 処 理	リサイクル	埋立処分	再生資材化	合計	
	木くず	15	0	55	0	30	0	100	
選別	コンクリートがら	0	80	0	0	20	0	100	
前	金属くず	0	0	0	95	5	0	100	
	その他(残材)	0	0	0	0	85	15	100	

注) 選別率は、東日本大震災の事例に基づくものである

表4-12-22 想定地震ごとの災害廃棄物の処理見込み量(宮若市)

(単位: 千 t)

	柱材・角材	コンクリートがら	可燃物	金属くず	不燃物	土材系	合 計
西山断層 (中央下部)	5	34	17	2	53	6	117

表4-12-23 想定地震ごとの災害廃棄物の処理見込み量(鞍手町)

(単位: 千 t)

	柱材・角材	コンクリートがら	可燃物	金属くず	不燃物	土材系	合 計
西山断層 (中央下部)	0	3	1	0	4	0	8

表4-12-24 想定地震ごとの災害廃棄物の処理見込み量(小竹町)

(単位: 千 t)

	柱材・角材	コンクリートがら	可燃物	金属くず	不燃物	土材系	合 計
西山断層 (中央下部)	0	2	1	0	2	0	5

6-3. 地震発生推計に基づく災害廃棄物の処理フロー

(1) 災害廃棄物の性状

処理フローを策定するにあたっての前提条件と選別後の災害廃棄物における種類ご との性状を次に示す。

表4-12-25 処理フロー策定の前提条件

破砕選別後の廃棄物組成	搬出先
柱材・角材	全量を木質チップとして燃料もしくは原料として売却
コンクリートがら	全量を再生資材として活用
可燃物	全量を既往処理施設で処理
金属くず	全量を金属くずとして売却
不燃物	全量を最終処分場で埋立(再生資材として活用できないもの)

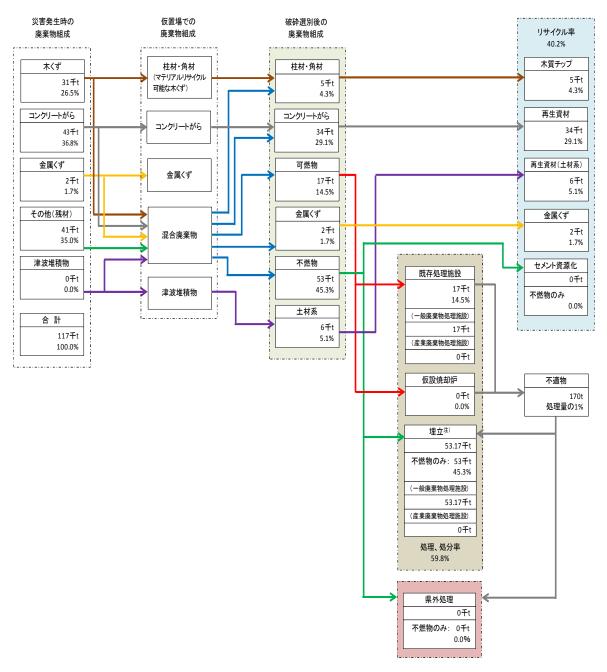
表4-12-26 災害廃棄物の種類ごとの性状

災害廃棄物の種類	性
柱材・角材	木質廃棄物のうち、重機や手選別で概ね 30cm 以上に明確に選別できるもの(倒壊した生木も 含む)。
コンクリートがら	主に建物や基礎等の解体により発生したコンクリート片やコンクリートブロック等で、鉄筋等を取り除いたもの。
可燃物	木材、プラスチック等で構成され、小粒コンク リート片や粉々になった壁材等と細かく混じ り合った状態から可燃分を選別したもの。
金属くず	災害廃棄物の中に混じっている金属片で、選別 作業によって取り除かれたもの(自動車や家電 等の大物金属くずは含まず)。
不燃物	コンクリート、土砂等で構成され、小粒コンク リート片や粉々になった壁材等と木片・プラス チック等が細かく混じり合った状態から、不燃 分を選別したもの(再生資材として活用できな いもの)。

(2)災害廃棄物処理基本フロー

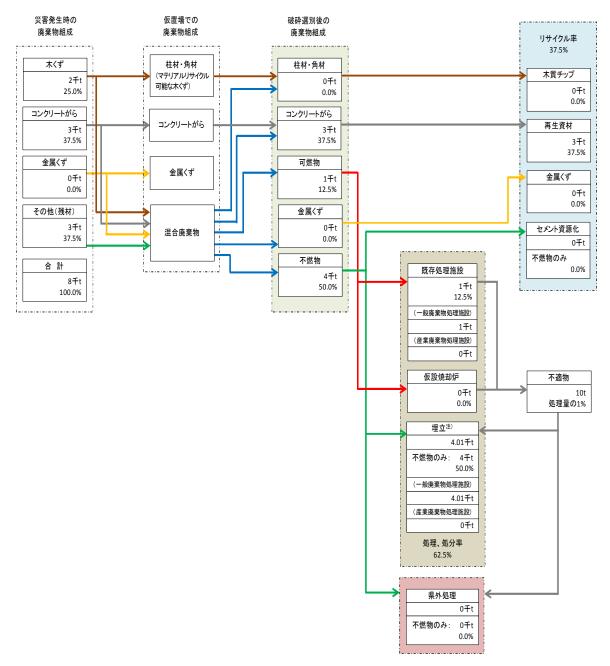
災害廃棄物は、仮置場での破砕選別等により柱材・角材、コンクリートがら、可燃物、金属くず、不燃物に分別し、最終的にリサイクルまたは処理処分を行う。なお、柱材・角材、コンクリートがら、金属くずを全量リサイクルし、最終処分場では不燃物の埋立に充てることになっている。

また、一般廃棄物処理施設及び最終処分場の余力が不足する(または余力がない)場合や中間処理施設及び運搬車両が不足する場合は、速やかに広域調整がなされることを前提としている。



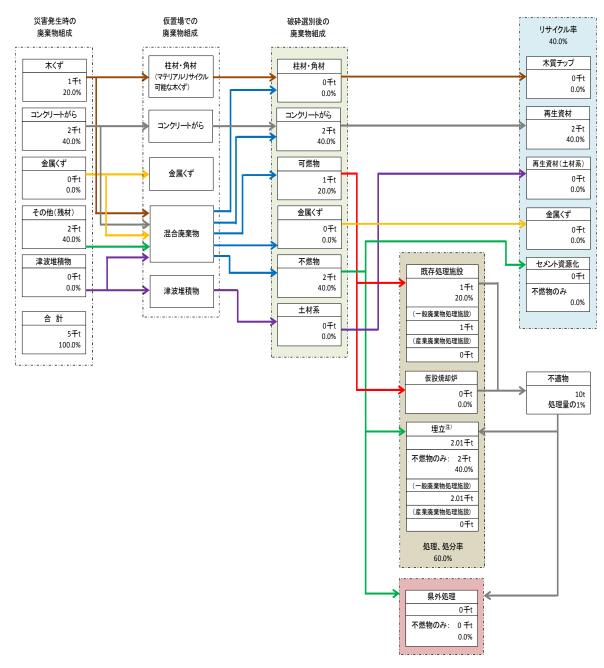
※ 既存処理施設(RDF 化処理施設)で製造したごみ固形燃料(RDF)は、大牟田リサイクル発電所に引き渡している。

図 4-12-8 災害廃棄物処理フロー(宮若市)



※ 既存処理施設(RDF 化処理施設)で製造したごみ固形燃料(RDF)は、大牟田リサイクル発電所に引き渡している。

図 4-12-9 災害廃棄物処理フロー (鞍手町)



※ 既存処理施設(RDF 化処理施設)で製造したごみ固形燃料(RDF)は、大牟田リサイクル発電所に引き渡している。

図 4-12-10 災害廃棄物処理フロー (小竹町)

(3) 処理施設の処理可能量

- 1) 一般廃棄物可燃ごみ処理施設の処理可能量
 - 一般廃棄物可燃ごみ処理施設における災害廃棄物の処理可能量、算出条件を次に示す。

表4-12-27 一般廃棄物可燃ごみ処理施設の災害廃棄物処理可能量

施設名	日処理能力	最大稼働日数	年間処理能力	年間処理実績**	余 力
	(t/日)	(日/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)
くらじクリーンセンター	66	310	20, 460	13,003	7, 457

[※] 年間の処理実績は、平成28年度の実績に基づく

表4-12-28 算出条件

最大稼働日数	各施設の稼働状況(老朽化、定期点検等)を基に設定
余力	日処理能力(t/日)×最大稼働日数(日/年)-年間処理実績(t/年)

- 注)福岡県災害廃棄物処理計画では、最大稼働日数は、県平均310日として算出。
- 2) 一般廃棄物最終処分場の埋立処分可能量
 - 一般廃棄物最終処分場の災害廃棄物の埋立処分可能量、算出条件を次に示す。

表4-12-29 一般廃棄物最終処分場の災害廃棄物処分可能量

施設名	埋立容量*1 (m³/年度)	残余容量 ^{*2} (m³)	10 年後残余容量 (t)	埋立終了予定
泉水最終処分場	457	36, 288	47, 577	2040 年

- ※1 平成 28 年度の実績 (686 t /年度、体積換算 1.5t/m³) に基づく
- ※2 残余容量は、平成28年度の実績に基づく

表4-12-30 算出条件

災害廃棄	至物	処分可能量 (t) =
処分可能		(残余容量(m³)-年間埋立実績(m³/年度)×10年) × 1.5(t/m³)
(10 年後残分		最終処分場を新たに設置するまでには数年を要することから、10 年間
	, ,	を一応の目途としたものである。

(4)粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の概要を次に示す。平成30年3月現在で1施設が稼働中である。

表4-12-31 粗大ごみ処理施設

施設名	日処理能力 (t/日)	処理内容	運転管理体制	使用開始年
泉水資源化処理施設	15	破砕	委託	昭和 62年1月

(5) 再生利用施設

再生利用施設の概要を次に示す。平成30年3月現在で1施設が稼働中である。

表4-12-32 再生利用施設

施設名	日処理能力 (t/日)	処理内容	運転管理体制	使用開始年
泉水資源化処理施設	25	破砕	委託	昭和 62 年 1 月

(6) 産業廃棄物中間処理業者

構成市町内の産業廃棄物中間処理業者 (平成29年9月現在) を次に示す。

表4-12-33 産業廃棄物中間処理業(宮若市)

業者名	施設の種類	取扱い品目	処理能力
(株)福岡亜興	選別	プラスチック、紙、木、	64.5t
		繊維、ゴム、金属、ガラス	
(株)福岡亜興	圧縮梱包	プラスチック、紙、繊維	64 t
(株)福岡亜興	破砕(移動式兼用)	プラスチック、木、繊維	移動式兼用、プ 1.08t、
			木 4.07t、繊 1.23t
(株)福岡亜興	破砕	ガラス	3t
(株)福岡亜興	被覆線の剥離	プラスチック、金属	4. 32 t
(株)ケイ・アイ・エイチ	破砕	プラスチック、紙、	プ 2.8t、紙 2.72t、
		繊維、ゴム、ガラス	繊 1.92t、ゴ 4.16t、ガ 4.8t
(株)ケイ・アイ・エイチ	圧縮	金属	1.6t
(株)ケイ・アイ・エイチ	破砕(移動式兼用)	木	移動式兼用、33.52t
(株)ケイ・アイ・エイチ	破砕	ガラス、がれき	ガ 1,040t、れ 1,360t
(株)ケイ・アイ・エイチ	破砕(移動式)	木	631t
(有)サン企画	破砕	ガラス、がれき	948t
大西化成(株)	溶融固化	プラスチック	0.40t
(株)共立砕石所	破砕・分級	ガラス、がれき	ガ 880t、れ 1,320t
福岡金網工業(株)	破砕	プラスチック、金属、	プ 2.52t、金 2.16t、ガ 2.58t
		ガラス	
本栄商事(株)	溶融固化	プラスチック	0.4t
(有)ゆめ環境	破砕	木	349 t

注) 福岡県廃棄物対策課ホームページの産業廃棄物処理業者名簿を参照

表4-12-34 産業廃棄物中間処理業者(鞍手町)

業者名	施設の種類	取扱い品目	処理能力
直鞍農業協同組合	発酵	動物のふん尿	38.4t

注) 福岡県廃棄物対策課ホームページの産業廃棄物処理業者名簿を参照

表4-12-35 産業廃棄物中間処理業者(小竹町)

業者名	施設の種類	取扱い品目	処理能力
富士開発(株)	脱水	汚泥	3 m ³
富士開発(株)	天日乾燥	汚泥	18 m³
富士開発(株)	焼却	汚泥、油、プラスチック、	汚 15.4 ㎡、油 23.9 ㎡、
		紙、木、繊維、ゴム、動植	プ 28.52t、その他の産業廃
		物性残渣	棄物 28.45t
富士開発(株)	熱処理	アルカリ	36.8 m³
富士開発(株)	油水分離	汚泥、油	8 m³
富士開発(株)	中和	酸、アルカリ	10 m³
富士開発(株)	破砕	ガラス、がれき	4. 48 t
富士開発(株)	破砕	プラスチック	3. 35 t
(株)タマテック	破砕	ガラス、鉱さい、がれき	800t
(株)タマテック	破砕(移動式)	ガラス、がれき	移動式、240t
(株)タマテック	破砕(移動式)	ガラス、がれき	移動式、136t
(株)エー・アール・シー	破砕	ガラス、がれき	800t
(株)エー・アール・シー	破砕(移動式兼用)	木	移動式兼用、4.48t
(有)寺岡環境サービス	圧縮	プラスチック、紙、繊維	プ 3.15t、紙 3.80t、繊 3.25t
筑豊舗道(株)	破砕	がれき	245 t
出本 徳規	脱水	汚泥	2. 38 m³

注)福岡県廃棄物対策課ホームページの産業廃棄物処理業者名簿を参照

6-4. 風水害による災害廃棄物

福岡県では、6月~10月にかけて梅雨、秋雨等の前線の停滞や台風の通過に伴い大雨となることがあり、過去にも大きな被害を受けている。構成市町の一部(鞍手町、小竹町)では、風水害による災害廃棄物の発生量を想定している。

(1) 風水害による災害廃棄物発生量推計

風水害による災害廃棄物発生量の推計は、河川の浸水想定区域図及び建物情報により、床上浸水と床下浸水の家屋数にそれぞれの原単位を乗じて算出している。

表4-12-36 水害廃棄物の算定

水害廃棄物 = $3.79 \times 床上浸水棟(家屋)数 + 0.08 \times 床下浸水棟(家屋)数$

発生原単位

被害区分	発生原単位
床上浸水	3.79 t/棟(家屋)
床下浸水	0.08 t/棟(家屋)

※ 水害廃棄物対策指針(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 平成17年6月)

表4-12-37 水害廃棄物発生量(鞍手町)

対 象 河 川	水害廃棄物発生量(千t)
遠賀川・西川	238

表4-12-38 水害廃棄物発生量(小竹町)

対象河川	水害廃棄物発生量(千 t)
遠賀川・庄内川	19

7. 災害廢棄物処理

7-1. 災害廃棄物処理実行計画の策定

(1)基本的な考え方

発災後、構成市町は国(環境省)が作成する災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)や本計画を基に、具体的な処理方法等を定める実行計画を作成する。さらに、被災の状況によっては、構成市町は県に災害廃棄物処理の支援を要請することもありうる。災害廃棄物処理実行計画を速やかに策定するため、発災時には災害廃棄物の発生量や既存施設・地域の被害状況等を的確に把握することが重要である。

災害廃棄物処理を進めるにつれて、発災直後に把握できなくなった被害の詳細や災害廃棄物の処理にあたって課題等が次第に判明することから、処理の進捗に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定し、適宜見直しを行う。

なお、福岡県内の市町村の支援を受けて、1年以内に処理が完了することを目指す。

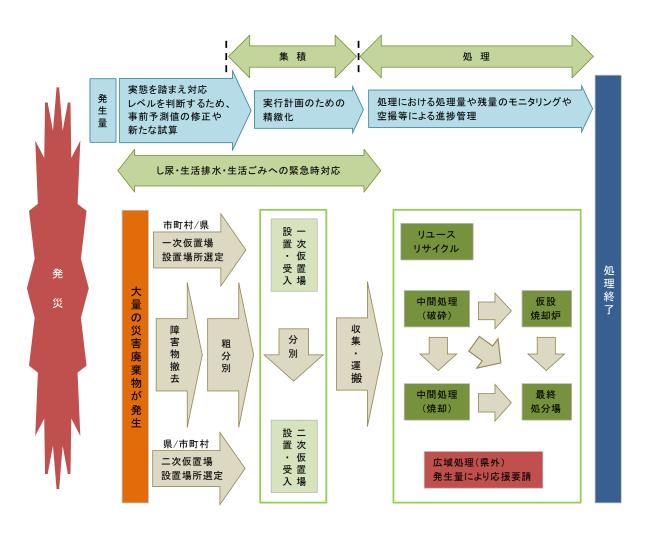


図 4-12-11 災害廃棄物処理実行計画のイメージ

(2) 災害廃棄物処理実行計画の策定例

実行計画は、基本方針、被災状況、災害廃棄物処理の概要、処理方法の具体的な内容、安全対策、管理計画等について記載する。災害廃棄物処理実行計画の目次例を次に示す。なお、実行計画の策定にあたっては、必要に応じて有識者等(環境省「D. Was te-Net」等)の技術的支援を要請する。

表4-12-39 処理実行計画の目次例

1 実行計画の基本的考え

- 1.1 基本指針
- 1.2 実行計画の特徴

2 被災状況と災害廃棄物の発生量及び性状

- 2.1 被災狀況
- 2.2 発生量の推計
- 2.3 災害廃棄物の性状

3 災害廃棄物処理の概要

- 3.1 災害廃棄物の処理にあたっての基本的考え方
- 3.2 選別過程での災害廃棄物のバランスフロー
- 3.3 市町村内の処理・処分能力
- 3.4 全体工程

4 処理方法の具体的な内容

- 4.1 解体·撤去
- 4.2 一次仮置場
- 4.3 二次仮置場
- 4.4 処理·処分
- 4.5 運搬計画

5 安全対策及び不測の事態への対応計画

- 5.1 安全·作業環境管理
- 5.2 リスク管理
- 5.3 健康被害を防止するための作業環境管理
- 5.4 周辺環境対策
- 5.5 適正処理が困難な廃棄物の保管処理方法
- 5.6 貴重品、遺品、思い出の品等の管理方法
- 5.7 取扱いに配慮が必要となる廃棄物の保管管理方法

6 管理計画

- 6.1 災害廃棄物処理量の管理
- 6.2 情報の公開
- 6.3 県、市町村等関係機関との情報共有
- 6.4 処理完了の確認 (跡地返還要領)

(3) 水害廃棄物の概要

大規模水害が発生した場合、一時的に大量の廃棄物(以下、「水害廃棄物」という。) が発生する。水害廃棄物の特徴を次に示す。

水害廃棄物の処理を行う場合、事前に組織体制の整備や処理計画を策定する等の対策を取り、水害発生時には迅速な対応を行うことが望まれる。

表4-12-40 水害廃棄物の特徴

	衣4-12-40 水青廃業物の特徴
水害廃棄物	特 徴
粗大ごみ等	■水害により一時的に大量に発生した粗大ごみ及び生活ごみ ・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。
	・水分を含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみが多量に発生するため、平常時の人員及び車両等では収集・運搬が困難である。
	・土砂が多量に混入しているため、処理にあたって留意が必要である。
	・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入している、あるいは畳等の 発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意 が必要である。
	・便乗による廃棄物(廃タイヤや業務用プロパン等)が混入すること があり、混入防止の留意が必要である。
し尿等	■水没した汲み取り槽や浄化槽を清掃した際に発生する汲み取りし尿 及び浄化槽汚泥、並びに仮設トイレからの汲み取りし尿
	・公衆衛生の確保の観点から、水没した汲み取りトイレの便槽や浄化槽については、被災後速やかに汲み取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。
その他	■流木等 ・洪水により流されてきた流木やビニール等、平常時は市町村で処理 していない廃棄物について、一時的に大量発生するため、処理が必 要となる場合がある。
水害廃棄物の 特徴に応じた 処分	・可燃系廃棄物(特に生活系ごみ)は、腐敗による悪臭・汚水が発生するため、早期の処理を行う必要がある。また、水分を含んだ畳も悪臭を発するので優先的に資源化・焼却処分を行う必要がある。
	・水分を多く含んだ災害廃棄物を焼却することは、焼却炉の燃焼効率に影響を与えることに留意する。
	・不燃系廃棄物は、施設・現場にて破砕・圧縮等をし、資源化物を選別、残渣を埋立処分する必要がある。
	・資源化物や危険物等は、必要に応じて専門業者への処分の委託を検討する。

(4) 発災直後の対応の相違

大規模な地震災害では、人命救助活動が初動となり、次に避難所対応へと移り、特に仮設トイレの手配、避難所ごみ対応が必要となる。概ね、発災の1か月後から災害廃棄物処理業務が始まる。

他方、風水害では、発災直後から、災害廃棄物処理対応業務が始まる(家屋の床上・ 床下浸水となる被害が多いため)。

7-2. 処理スケジュール

災害廃棄物処理のスケジュールは、平常時に策定した処理計画をもとに、被害実態の情報を踏まえ、緊急性の高い業務を検討する。また、処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員、資機材(重機や収集運搬車両、薬剤等)の確保状況等を踏まえ処理スケジュールの見直しを行う。

東日本大震災においては、時間の経過に伴い木くずが腐敗して再資源化が不可能となる状況が発生しており、処理スケジュールの検討は災害廃棄物の性状を考慮し、種類毎に目標を設定することも必要である。

[被害実態の情報]

- ・職員の被災状況(処理に従事できる人員)
- ・災害廃棄物の発生量
- ・処理施設の被害状況等を考慮した処理 可能量

[緊急性の高い業務]

- 道路障害物の撤去
- ・仮設トイレ等のし尿処理
- 有害廃棄物・危険物の回収
- ・倒壊の危険のある家屋等の解体・撤去
- 腐敗性廃棄物の処理

出典:「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月)」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

図 4-12-12 処理スケジュール検討のための考慮すべき事項 (例)

表4-12-41 処理スケジュール (例)

		検討すべき	経過時間						
		項 目	詳細事項	1月後	2月後	3月後	4月後	5月後	6月後
各種調整	整	廃棄物処理先との調整 (既設施設、最終処分場)							
既設処理が	拖設	市町村協議	審議会等による承認 住民説明	-					
(被災なし	ر)	処理							
		補修等	点検、補修						
既設処理が		市町村協議	審議会等による承認 住民説明						
(被災あり	J)	試験処理(必要な場合)	試験処理、結果整理	_					
		処理							
	契	施工業者選定·契約	仕様書作成、審査 (審査委員の選定)	_					
	約	金属くず、処理困難物等 回収業者選定手続き、契約	要件検討、業者抽出 (資格確認等事前審査等)						
	解体	・撤去、一次仮置場への搬入							
		重機手配	新規製作も考慮	_					
	次仮	個別指導、管理体制整備	管理マニュアル作成 施工管理契約						
		分別							
仮置場 処理施工	场	片づけ、返還	土壤汚染調査、立会、現況 復旧						
		各種事前整備	地元説明、造成、附帯工、 各種設置許可						
	_	破砕選別ユニット発注、設置							
	少仮	生活環境影響調査	廃掃法上必要な施設	-					
	置場	二次仮置場への搬入							
	- POT	破砕選別							
		片づけ、返還	土壤汚染調査、立会、現況 復旧						

〈凡例〉

青線:調整、契約、設計、手配、発注、建設

赤線:処理の実施

7-3. 広域処理体制

(1) 広域処理の考え方

福岡県災害廃棄物処理計画では、災害廃棄物処理の優先順を次のとおり示している。 市町村等で対応できない場合(第1処理先候補)は、県内での調整(第2処理先候補) を求め、それでも対応できない場合は、県外での広域処理(第3処理先候補)を求める こととなる。また、市町村は県に対して、産業廃棄物許可業者のあっせんを要請する ことも検討する。

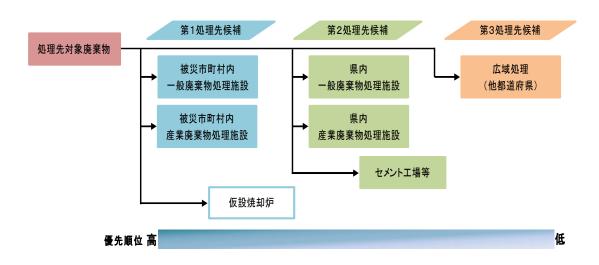


図 4-12-13 廃棄物の処理先と優先順位

(2) 広域処理必要量

市町村は県の広域処理必要量の算定にあたって、災害廃棄物発生量や既存施設の余力・被災状況等の必要な情報提供に協力する。また、処理状況に合わせて情報提供の見直しを行う。

構成市町は、県を通じて他市町村から処理の応援を求められた場合には、必要な調整を行う。

7-4. 事務委託、事務代替

甚大な被害により行政機能が喪失した場合、構成市町は県に対して地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき事務委託を行うことができる。事務委託を受けた県は市町村に代わり災害廃棄物処理を行う。

また、構成市町は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第86条の5第9項の規定に該当する場合、国に対して災害廃棄物の代行処理の要請を行うことができる。県への事務委託の内容例を次に示す。

 ・倒壊家屋等の解体・撤去
 ・処理処分

 ・一次仮置場における選別
 可燃物・不燃物の処理

 ・一次仮置場からの収集運搬
 PCB等有害廃棄物の処理

 ・二次仮置場における選別
 処理困難廃棄物の処理

 ・処理実行計画の策定

表4-12-42 事務委託の内容例

7-5. 収集運搬体制の確保

(1)被災現場からの収集運搬

1) 発災直後

発災直後の収集運搬は、道路の確保が重要である。地震による道路の陥没や土砂崩れ、河川の氾濫や津波による舗装の破壊、散乱がれきによる通行障害、道路の浸水等を速やかに解消し、生活圏域から一次仮置場までの運搬ルートを確保する必要がある。運搬経路確保のため、土木部署と道路上の障害物の撤去方法、範囲、順序等を事前に協議する必要がある。また、高台に嵩上げ用の資材を確保することや、震災時に利用できる土取り場や採石場を確認しておくことも必要である。

2) 復旧作業時

甚大な被害を受けた場合、収集運搬車両、作業員の不足が懸念されることから、県への応援派遣要請を想定しておく。

収集運搬を事業者に委託する際は、必要に応じて県に民間事業者の調整・支援を要請する。

(2) 一次仮置場からの収集運搬

収集運搬に係る市町村の実施範囲例を次に示す。なお、県の支援を受けられる場合は、事前協議を行い、構成市町が管轄する経路を明確にする。

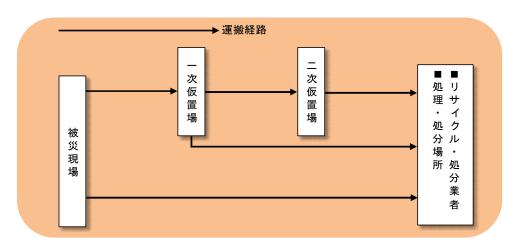


図 4-12-14 収集運搬に係る市町村の実施範囲の例

(3) 収集運搬方法

構成市町では直営でごみ収集を行っていないため、収集運搬車両を有していない。 構成市町で委託・許可した収集運搬業者が有している収集運搬車両により、収集運搬 を行う。また、緊急時には民間事業者による運送手段も検討する。

7-6. 仮置場の確保

(1)一次仮置場

一次仮置場は被災現場から災害廃棄物を速やかに撤去するために設置するが、様々な災害廃棄物を混合状態で保管した場合、後工程において分別、選別作業に多くの手間と時間を費やし、結果的に処理が遅れることになるため、災害廃棄物を可能な限り被災現場で分別して、一次仮置場に搬入する。

一次仮置場では、重機及び手選別によって柱材・角材、コンクリートがら、金属くず及びその他危険物等を分別・保管する。特に、大型のコンクリートがら、金属くず及び危険物は、二次仮置場において、ベルトコンベヤで運ばれる時や選別機に投入される際、設備に重大な損傷を生じる可能性があるため、この段階で十分に選別することで、二次仮置場における作業効率の向上を図る。マテリアルリサイクル可能な柱材・角材、金属くずやその他危険物等は、指定の専門業者に引き渡し処理する。



出典:「災害廃棄物処理情報サイト 環境省:災害廃棄物処理の過程 選別」からの引用

1) 一次仮置場の必要面積

仮置場の必要面積の算定は、災害廃棄物の発生量を基に積み上げスペースや作業スペースを考慮し、次の算定式で推定している。

表4-12-43 仮置場必要面積の算定

仮置場必要面積=

集積量 ÷ 見掛け比重 ÷ 積み上げ高さ × (1+作業スペース割合)

見掛け比重 : 可燃物 $0.4 (t/m^3)$ 、不燃物 $1.1 (t/m^3)$

積み上げ高さ:5m以下が望ましい

作業スペース割合 : 0.8~1

表4-12-44 一次仮置場の必要面積(宮若市)

西山断層 (中央下部)				
可燃物	31,000 m²			
不燃物	31, 300 m²			

表4-12-45 一次仮置場の必要面積(鞍手町)

西山断層 (中央下部)			
可燃物	2,000 m²		
不燃物	2, 200 m²		

表4-12-46 一次仮置場の必要面積(小竹町)

西山断層(中央下部)			
可燃物	1,000 m²		
不燃物	1,500 m²		

2) 一次仮置場の候補地

構成市町における一次仮置場の候補地については、現在検討中である。

(2)二次仮置場

二次仮置場は、処理処分先の品質に応じた破砕・選別の他処理前後の廃棄物の保管機能も求められるため、一次仮置場よりも広い面積(場所)を必要とする。二次仮置場においては、主に混合廃棄物や津波堆積物等の選別を破砕機、大型ふるいや手選別で行う。

構成市町が単独による設置が困難な場合は、福岡県に支援を求める。



出典:「災害廃棄物処理情報サイト 環境省:災害廃棄物処理の過程 選別」からの引用

7-7. 処理施設の確保

二次仮置場において、可能な限り破砕・選別を行った上で再資源化を行う。このため、災害廃棄物の種類を確認し、対象物や処理処分先に合わせて、破砕・選別機の選択を行う。

民間事業者のノウハウや資機材を活用するため、福岡県と(公社)福岡県産業廃棄物協会が締結している災害時協定に基づき、福岡県に産業廃棄物許可業者のあっせんを要請することとする。

(1)破砕選別施設

二次仮置場では、可能な限り破砕・選別を行った上で、残渣の焼却、再資源化及び 最終処分(埋立)を行う。このため、災害廃棄物の状態を見ながら、対象物や目的に 合わせて重機や破砕・選別装置を利用する必要がある。破砕・選別装置の利用にあた っての留意点は以下のとおりである。

- ・ 処理の優先順位としては、濡れて腐った畳等、安全性や臭気、衛生上の問題が発生 する可能性のあるものを優先。
- ・ 一般的に、家具類、畳やマットレス等は破砕機や裁断機により小形化することが望ましい(小形化により焼却炉に投入できるようになる他、積載密度を上げることで搬送効率を上げることが可能)。
- ・ 破砕の前には、不燃物や異物を十分除去することが必要。
- ・ 混合廃棄物(混廃)処理設備である風力付選別機で選別処理を行い、重いもの、細かいもの(細粒物)、軽いもの(可燃物)に分別する。重いものは、さらにライン上で手選別を実施し、木くず、コンクリートがら、鉄類及び非鉄類に選別(手選別できないものについては破砕機で破砕)、可燃、不燃の別を再度、混合廃棄物(混廃)処理設備を通して選別する。細かいものは、比重選別機により、再度、重いもの、軽いもの、細かいものに選別。
- ・ 破砕・裁断には、既存/仮設の大型破砕施設を利用する他、処理量が少ない場合等は、油圧ショベル(ミニユンボやバックホウ)、可動式の破砕機(チッパー、タブグラインダー)等も利用可能。
- ・ 分別では除去できない付着土砂や堆積物、金属粒子等の不燃物は、乾式/湿式比重 分離(プールへの投入等)や磁選別、あるいはサイズによるふるい選別(トロンメ ル等)により除去することも可能。
- ・除去された不燃物は当該許可を持つ最終処分場で処分等を実施(少量の木材等の可燃物や有機物を含むと考えられるため、管理型最終処分場での処分)。

(2) 仮設焼却炉(方式と特徴)

可燃物の処理において、既存の可燃ごみ処理施設のみでは処理能力が不足する場合には、仮設焼却炉の設置を検討する。その際、バイオマスボイラーの活用についても検討する。仮設焼却炉の規模は、廃棄物量と処理期間のバランス、そして発災直後の既存施設の処理能力等を考慮して設定する。

仮設焼却炉の設置場所は、既存インフラ(水道、電気等)が活用できることなどから、既存の可燃ごみ処理施設の敷地内及び隣地に設置する方が効率的である。やむを得ず、二次仮置場等に設置する場合にも、生活環境保全上支障が生じないよう配慮する必要がある。

7-8. 環境対策、モニタリング、火災対策

(1)基本方針

環境対策及びモニタリングを行うことにより、廃棄物処理現場(建物の解体現場や仮置場等)における労働災害の防止、その周辺等における地域住民の生活環境への影響を防止する。環境モニタリング結果を踏まえ、環境基準を超過する等周辺環境等への影響が大きいと考えられる場合には、専門家の意見を求め、的確な対策を講じ環境影響を最小限に抑える必要がある。

また、仮置場への搬入が進むにつれて、積み上げられた可燃性廃棄物の発火による 火災発生が懸念されるため、火災予防対策及びモニタリングを実施する。

(2)環境影響とその要因

災害廃棄物処理に係る主な環境影響と要因、主な環境保全策を次に示す。

表4-12-47 災害廃棄物処理に係る主な環境影響とその要因

影響。	頁目	対 象	主な環境影響とその要因		
		被災現場	・解体、撤去作業に伴う粉じんの飛散		
		(解体現場等)	・アスベスト含有廃棄物(建材等)の解体に伴う飛散		
	運搬時		・廃棄物等運搬車両の走行に伴う排ガスによる影響		
		连版时	・廃棄物等運搬車両の走行に伴う粉じんの飛散		
大	気		・重機等の稼働に伴う排ガスによる影響		
	~~		・中間処理作業に伴う粉じんの飛散		
		仮置場	・アスベスト含有廃棄物(建材)の処理によるアスベスト		
		灰巨物	の飛散		
			・廃棄物からの有害ガス、可燃性ガスの発生		
			・焼却炉(仮設)の稼働に伴う排ガスによる影響		
		被災現場	・解体・撤去等の作業時における重機等の使用に伴う騒		
		(解体現場等)	音・振動の発生		
振動・	騒音	運搬時	・廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音・振動		
1/0, 397	75年 口		・仮置場での運搬車両の走行による騒音・振動の発生		
		仮置場	・仮置場内での破砕、選別作業における重機や破砕機等の		
			使用に伴う騒音・振動の発生		
		被災現場	・被災地内の PCB 廃棄物等の有害物質による土壌への影響		
土	壌	仮置場	・仮置場内の廃棄物からの有害物質等の漏出による土壌へ		
			の影響		
臭	気	仮置場	・仮置場内の廃棄物及び廃棄物の処理に伴って発生する臭		
			気による影響		
			・仮置場内の廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公 共用水域への流出		
水質					
	仮置場	・降雨時に伴って仮直場内に堆積した材しん等の倒りを含 んだ水の公共用水域への流出			
			・焼却炉(仮設)の排水や災害廃棄物の洗浄等に使用した		
			水(排水)の公共用水域への流出		
その	他		・廃棄物(混合廃棄物、腐敗性廃棄物等)による火災発生		
(火ジ	災)	以旦勿	一虎米物(此日焼米物、腐以は焼米物等)による八火笼生		

表4-12-48 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

	四点见那	
影響項目	環境影響	対策例
大 気	・解体、撤去、仮置場作業に おける粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物(建材等) の保管、処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有毒 ガス、可燃性ガスの発生	・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周辺への飛散防止ネットの設置等 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生 抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別 による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
振動・騒音	・解体、撤去等処理作業に伴う騒音、振動・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	・低騒音、低振動の機械、重機の使用・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	・災害廃棄物から周辺土壌へ の有害物質等の漏出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・有害廃棄物の分別保管
臭気	・災害廃棄物からの悪臭	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シート による被覆等
水 質	・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共用水域への流出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

出典:環境省「災害廃棄物対策指針」技術資料 1-14-7

7-9. 有害廃棄物の処理

(1) 有害廃棄物の処理

災害時には、他の災害廃棄物とともに有害廃棄物が仮置場等に搬入されてくることが想定される。これらの有害廃棄物についての災害時の処理の方針を定めておく。 代表的な有害廃棄物と有害廃棄物の処理方針を次に示す。

表4-12-49 代表的な有害廃棄物

鉱物油 (ガソリン、灯油、軽油、重油等)、化学合成油 (潤滑油等)

有機溶媒(シンナー、塗料、トリクロロエチレン等)

薬品類 (農薬や毒劇物等)

アスベスト (飛散性) 及びアスベスト含有物 (非飛散性)

カドミウム、ヒ素含有石膏ボード

PCB 含有機器 (トランス、コンデンサ等)

ガスボンベ (LP ガス、高圧ガス等)

フロンガス封入機器 (業務用冷凍機器、空調機器等)

アンモニアガス封入機器 (業務用冷凍機器)

消火器

火薬、花火、猟銃の弾丸等

感染性廃棄物 (注射機器等)

電池類(密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、ボタン電池、カーバッテリー等)

蛍光灯

自動車・二輪車

表4-12-50 有害廃棄物の処理方針(1)

品目	回収・保管の方法	処理処分の方法
鉱物油 (ガソリン、灯油、軽油、 重油等) 化学合成油 (潤滑油等)	・河川等に漏洩している場合は、消防署に通報し対応を依頼する。 ・保管中は、固定等の転倒防止措置及びオイルパンを敷く等の漏洩防止措置を実施する。 ・火気厳禁として取り扱う。	・販売店、ガソリンスタンド等の管理者への回収や処理を依頼する。 ・産業廃棄物処理業者(許可業者)等の専門業者へ処理を依頼する。(注1)
有機溶媒 (シンナー、塗装、トリ クロロエチレン等)	・保管中は、固定等の転倒防止措置及びビニールシートで覆うとの漏洩防止措置の実施 ・火気厳禁として取り扱う。	・販売店やメーカー等の管理者への回収や処理を依頼する。・産業廃棄物処理業者(許可業者)等の専門業者へ処理を依頼する。(注1)
薬品類(農薬や毒物・劇物等)	・薬品類等はむやみに取り扱わずに、直方 鞍手広域市町村圏事務組合消防本部や県 嘉穂鞍手保健福祉環境事務所等に連絡し て、指示を仰ぐ。	 ・JA や販売店・メーカーへ回収や処理を依頼する。(注2) ・産業廃棄物処理業者(許可業者)等の専門業者へ処理を依頼する。(注1)
廃アスベスト (飛散性) アスベスト含有廃棄物 (非飛散性)	 ・調査は災害発生後できるだけ早く行うことが望ましい。 ・アスベスト含有の建物については、解体・撤去までの間、散水、立入り禁止等の措置を講じる。 ・専門の調査は、石綿作業主任者やアスベスト含有の診断士等の専門家が行うことが望ましい。 ・過去に実施した調査結果や設計図書、建物所有者への聞き取り調査を活用する。 ・暴露防止のため、適切な保護具を着用し、散水等を適宜行う。 ・回収した飛散性廃アスベストは、二重梱包等を行い、別途保管する。 	・建物所有者へ回収や処理 を依頼する。 ・産業廃棄物処理業者(許 可業者)等の専門業者へ 処理を依頼する。(注1)
CCA 処理木材 (防腐や防蟻目的の CCA(クロム、銅、ヒ素化 合物系防腐剤)を注入し た木材)	・不適正な焼却による有毒ガスが発生するため、鎮火を優先する。・焼却灰に有毒物質が含まれるため、二重梱包等を行い、飛散防止措置を行う。・外観から、普通の木材との判別は困難。	・販売店やメーカー等の管理者への回収や処理を依頼する。・産業廃棄物処理業者(許可業者)等の専門業者へ処理を依頼する。(注1)

出典:環境省「災害廃棄物対策指針」【技 1-20-15】、【技 1-20-14】、【技 1-20-6】

- 一般社団法人廃棄物資源循環学会「災害廃棄物分別・処理実務マニュアル 東日本大震災を踏まえて」 宮城県環境生活部「災害廃棄物処理指針」【参考1】
- (注1) 福岡県廃棄物対策課 (特別管理) 産業廃棄物処理業者名 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/list.html
- (注2) 農薬工業会 農薬をご使用になる方へ http://www.jcpa.or.jp/user/

表4-12-51 有害廃棄物の処理方針(2)

	数11101 自由地采用50元至为到	(-)
品目	回収・保管の方法	処理処分の方法
カドミウム、ヒ素含有石膏ボード (アスベスト含有石膏ボード)	・刻印より、吉野石膏(株)または日東石膏ボード(株)製造の場合、メーカーに問い合わせて確認する。 ・再生利用されることがないように他の石膏ボードと区別して回収・保管する。 参考:【技 1-20-14】4 頁~廃石膏ボードの取り扱いについて	・製造元へ返却・引取りを依頼 する。(アスベスト含有石膏ボードについては、非飛散性アス ベスト含有廃棄物として適正 に処理)(注3)
PCB 含有機器 (トランス、コンデンサ 等)	・トランス、コンデンサ等について PCB 含有の有無を所有者に確認する。または、メーカーや保健福祉環境事務所に照会する。 ・屋根のある建物内で保管する、密閉性のある容器に収納する、防水性のビニールシートで全体を覆う(底出、セラシ)、転倒防止等の飛散、流出、地下浸透、腐食防食措置を講じ、PCB 廃棄物が高温にさらされないための措置を講じる。	・PCB 保管事業者に引き渡す。 ・高濃度 PCB 含有機器は、中間 貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)北九州 PCB 処理業者で 処理を行う。(「福岡県ポリ塩 化ビフェニル廃棄物処理計画」 に従う。)(注4) ・低濃度 PCB 含有機器は、無害 化処理認定事業者または都道 府県知事の許可業者に処理を 依頼する。
ガスボンベ (LP ガス、高圧ガス等)	・ボンベの色毎に分別を行う。・保管中は固定等の転倒防止措置及び衝撃防止装置を行う。・火気厳禁として取り扱う。	・可能なら所有者に返還を行う。 ・高圧ガスボンベについては高 圧ガス保安協会へ、LP ガスに ついては一般社団法人全国 LP ガス協会へ回収等を依頼する。 (注5)
フロンガス封入機器 (業務用冷凍機器、空調機 器等)	・フロン排出抑制法フロン類充填回収 業者へ連絡する。	・フロン類充填回収業者(第一種 フロン類充填回収業者等)へ回 収等を依頼する。(注6)

- (注3) 一般社団法人 日本石膏ボード工業会 http://www.gypsumboard-a.or.jp/
- (注 4) 福岡県廃棄物対策課 高濃度 PCB 廃棄物の処理について http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/pcbsyori.html
- (注 5) 一般社団法人 福岡県高圧ガス保安情報 net http://f-kouatugas.com/index.php
 - 一般社団法人 福岡県 LP ガス協会 http://www.f-lpg.com/about.html
- (注 6) 福岡県環境保全課 第一種特定製品 (業務用エアコン・冷蔵冷凍機器等) を廃棄・売却する方へ

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fron-user.html

表4-12-52 有害廃棄物の処理方針(3)

□ □	双4 12 32 有音焼来物の煙煙刀町(
品目	回収・保管の方法	処理処分の方法
アンモニアガス封入機器 (業務用冷凍機器)	・漏洩時には、周辺(特に風下側)住民の 待避措置及び消防署、警察署へ通報す る。	・製造業者等の専門業者による回収・処理を依頼する。
消火器	・保管中は転倒防止措置及び衝撃防止措置を行う。 ・火気厳禁として取り扱う。	・一般社団法人日本消火器工業 会に連絡して回収や処理等を 依頼する。(注7)
火薬、花火、猟銃の弾丸 等	・発見現場の状況を保全しつつ、消防署 や警察署、自衛隊等に通報する。	・関係行政機関の指示に従う。 (注8)
感染性廃棄物(注射器等)	・「感染性廃棄物」等と表記されている容器は、破損に注意し収集・運搬する。・注射針等の鋭利なものは、耐久性のあるプラスチック袋、フレコンバッの丈夫な容器に入れて運搬する。・屋根のある建物内で保管するか、屋根のある建物内で保管するかにを選が、大性のビニールシートを強けるを選け、が大性のビニールシーの大きな必要では、感染性を選け、高面を含むかど、感染性廃棄物がよう、大気にない、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	・特別管理産業廃棄物処理業者 (許可業者)等の専門業者へ処 理を依頼する。
廃電池類 (密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、ボタン電池、カーバッテリー等)	 ・可能な限り分別して集積所に保管し、 平常時の回収ルートの回復まで待って、回収ルートにのせる。 ・水銀が含まれるボタン電池等は、容器を指定して保管し回収ルートが回復するまで保管する。 ・リチウム電池は発火の可能性等があるため注意する。 	・リサイクル協力店またはボタン電池回収協力店による回収 を依頼する。
廃蛍光管	・可能な限り分別して集積所に保管し、 平常時の回収ルートの回復まで待っ て、回収ルートにのせる。	・リサイクル協力店による回収 を依頼する。
廃自動車・廃二輪車	・所有者もしくは引取業者へ引き渡すまでの保管対応を行う。 ・冠水歴のある車両は、エンジン内部に水が浸入しているに、エンジンをかけない。 ・電気系統のショートを防ぐため、バッテリーのマイナス端子を外す。 ・廃油・廃液が漏出して廃液を抜きで、東西に依頼して廃液を抜きで、地域では、東西では、東西で、東西では、東西で、東西で、東西で、東西で、東西で、東西で、東西で、東西で、東西で、地域で、地域で、東西で、地域で、東西で、東西で、東西で、東西で、東西で、東西で、東西で、東西で、東西で、東西	・廃車となった自動車等は、自 動車リサイクル法及び二輪車 リサイクルシステムに基づき 処理する。

(注7) 一般社団法人 日本消火器工業会 http://www.jfema.or.jp/

(注 8) 福岡県工業保安課 火薬類に関する手続きを行うには http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kayakurui.html

(2) PRTR 届出事業所

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register:化学物質排出移動量届出制度) とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計して公表する仕組みである。

対象の化学物資を製造・使用している事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年1回届け出る。PRTRによって、毎年どんな科学物質がどの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができる。

有害性のある化学物質を取り扱う事業所の所在を構成市町が事前に把握し、平常時から事業者と協議を行い、地震や風水害の被害による流出防止対策を講じておくことが望ましい。また、発災時には被害状況の確認を速やかに行う必要がある。

7-10. 適正処理困難廃棄物の処理

(1) 廃家電製品等

廃家電製品のうち、家電リサイクル法対象品目は、小売業者による回収を実施し、その他の家電製品(PC、携帯電話、小型家電等)は、既存の回収ルートでリサイクルすることを原則とする。また、リサイクルルートに回すことが困難である廃家電製品等は、粗大ごみとして他の不燃物等と同様に取り扱うこととなり、破砕処理が必要である。

(2)自動車

大破した自動車も含め、自動車リサイクル法に基づき処理することを原則とする。 よって、被災自動車を被災現場から仮置場まで撤去・移動し、所有者もしくは処理業 者(自動車販売業者、解体業者等)へ引き渡すことが主な作業となる。

(3) 二輪車

原則として、ハンドル、車体(フレーム)、ガソリンタンク、エンジン、前後輪が 一体となっているものは、二輪車リサイクルシステムに基づき処理を行う。

(4) 腐敗性の強い廃棄物

腐敗性の強い廃棄物として、魚体や水産加工品が挙げられる。腐敗は時間とともに進行するため、公衆衛生の確保を優先し、腐敗状況の緊急度に応じて海洋投入や焼却処分等を行う。なお、水産加工品はプラスチックや紙などの容器類も付随するため、これらはできる限り分離する。

また、家畜の死体は、「化製場等に関する法律」(昭和23年法律第140号)に基づいて化製場にて処理が必要となる。災害時に処理能力不足等により通常の処理ができない場合は、土層の土地あるいは底部をビニールシートで覆った穴を埋めて一時保管を行う。腐敗が懸念される場合は消石灰を散布して腐敗の遅延対策を実施する。

(5) 思い出の品等

災害廃棄物処理の過程で発見された思い出の品等*について、保管・周知・返還に関する方法、ルールを事前に検討しておくことが望ましい。

※)思い出の品:アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、金庫、貴重品(財布、通帳、印鑑、 貴金属)等

資 料

目 次

資料1.関連法令の概要	資料-1
資料 2. 県廃棄物処理計画の概要	資料-3
資料3. 計画ごみ処理量の設定	資料-5
資料4. 将来人口の推計について	資料-7
資料5.ごみ1人1日当たり排出量の推計について	資料-11
資料 6. ごみ排出量の見込み〔組合(構成市町の合計)〕	資料-20
資料7. ごみ排出量の計画値〔組合(構成市町の合計)〕	資料-21
資料8. ごみ排出量の見込み〔宮若市〕	資料-22
資料9. ごみ排出量の計画値〔宮若市〕	資料-23
資料 10. ごみ排出量の見込み〔鞍手町〕	資料-24
資料 11. ごみ排出量の計画値〔鞍手町〕	資料-25
資料 12. ごみ排出量の見込み〔小竹町〕	資料-26
資料 13. ごみ排出量の計画値〔小竹町〕	資料-27

資料1. 関連法令の概要

名 称		目的・概要
環境基本法	【目的】	環境保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国 民の責務、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることによ り、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で 文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する。
	【概 要】	基本理念として、環境の恵みの享受と継承、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築、国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。また、環境保全に関する基本的な施策のプログラムが規定されている。
循環型社会形成推進 基本法	【目的】	環境基本法の基本理念に則り、循環型社会の形成について、基本原則、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務を明確にし、基本計画の策定、その他施策の基本事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。
	【概 要】	形成すべき循環型社会の姿を提示しており、法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを循環資源と定義している。また、処理の優先順位を法定化(①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の優先順位)し、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を規定している。政府が循環型社会形成推進基本計画を策定し、循環型社会形成に関する国の施策を明示している。
循環型社会形成推進 基本計画	【目的】	循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策 の総合的かつ計画的な推進を図る。
	【概 要】	環境保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題となっていることを踏まえ、新たにつぎの内容を充実・強化し、循環型社会の形成を一層推進するように規定されている。 ・環境の保全を前提とした循環型社会の形成 ・循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合 ・地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築 ・数値目標の拡充に加え、補助指標やモニタリング指標を導入 ・各主体が連携・協働した3Rの取組 ・3Rの技術とシステムの高度化 ・国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割
廃棄物の処理及び清 掃に関する法律	【目的】	廃棄物を排出抑制、適正な処理(分別、保管、収集、運搬、再生、処分等)、 生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。
(廃棄物処理法)	【概 要】	廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置 許可、廃棄物処理基準の設定などについて規定している。
資源の有効な利用の促 進に関する法律 (資源有効利用促進法)	【目的】	資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制及び環境 保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生抑制並びに再生資源 及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずる。
	【概 要】	製品の製造段階における3R(リデュース、リユース、リサイクル)対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、製造業者による自主回収・リサイクルシステムの構築など、事業者として取り組むべき事項が規定されている。また、パソコンは本法律によって、メーカーによる回収・リサイクルが義務づけられている。
容器包装に係る分別収 集及び再商品化の促進 等に関する法律	【目的】	容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化を進め、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図る。
(容器包装リサイクル法)	【概 要】	家庭などから一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物(ガラス製容器、ペットボトル、紙製容器、プラスチック製容器など)について、消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化するという役割分担を定めるなど、容器包装廃棄物の回収及びリサイクルについて規定している。

名称		 目的・概要
特定家庭用機器再商 品化法 (家電リサイクル法)	【目的】	特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物(使用済み廃家電製品)の適正かつ円滑な収集・運搬及び再商品化等を実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正処理と資源の有効利用を図る。
	【概 要】	特定家庭用機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類 乾燥機の家電4品目)が廃棄物となったものについて、小売業者による 引き取り及び製造業者等(製造業者、輸入業者)による再商品化等が義務 付けられ、消費者(排出者)については、家電4品目を廃棄する際におけ る収集運搬料金とリサイクル料金の負担を定めるなど、特定家庭用機器 廃棄物の回収及びリサイクルについて規定している。
食品循環資源の再生 利用等の促進に関す る法律 (食品リサイクル法)	【目的】	食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量化に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図る。
	【概 要】	基本方針が示されており、再生利用等の促進の基本的方向、実施すべき量に関する目標、促進のための措置に関する事項及び意義に関する知識の普及、その他再生利用等の促進に関する重要事項が掲げられる。また、関係者(事業者、消費者、国、地方公共団体)の責務、食品関連事業者による再生利用等の実施、再生利用を実施するための措置が示されている。
建設工事に係る資材 の再資源化等に関する法律	【目的】	特定の建設資材について、分別解体等及び再資源化等を促進するため の措置を講ずることにより、資源の有効利用及び廃棄物の適正処理を図 る。
(建設リサイクル法)	【概 要】	特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)を用いた建築物等に係る解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事(対象建設工事)について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付けている。
使用済自動車の再資源 化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	【目的】	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の適正かつ円滑な 引取り及び引渡し並びに再資源化等を実施するための措置を講ずるこ とにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正処理と資源の有効利用を図 る。
	【概 要】	使用済み自動車から発生するフロン類、エアバック類、シュレッダーダストについて、自動車メーカー・輸入業者による引取り及びリサイクル等が義務付けられ、所有者には、リサイクル料金の負担及び引取業者への使用済自動車の引渡しを定めるなど、使用済自動車の引取りや引渡し、再資源化等について規定している。
使用済小型電子機器等 の再資源化の促進に関	【目的】	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずること により、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。
する法律 (小型家電リサイクル法)	【概 要】	使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する制度である。なお、対象品目は、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令で指定している。
国等による環境物品 等の調達の推進等に 関する法律	【目的】	国や地方公共団体などによる環境物品等の調達の推進や情報提供その 他需要の転換の推進を図ることにより、再生資源を利用した製品など環 境負荷を低減する製品市場を創出・発展させる。
(グリーン購入法)	【概 要】	国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会を構築し、推進することを目指す。また、国等の各機関の取り組みに関することのほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務などについても定めている。

資料 2. 県廃棄物処理計画の概要

福岡県は、環境大臣が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即して、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定から、平成28年3月に福岡県廃棄物処理計画を策定している。

【基本方針】

○ 循環型社会の構築

私たちの暮らしや経済が持続的に発展していくためには、資源の消費をできるだけ抑制し、地球上の限りある資源を持続的に利用していく循環型の社会の構築を目指していくことが必要であり、廃棄物をできるだけ発生させない(Reduce:リデュース)、使えるものは繰り返し使う(Reuse:リユース)、再び資源として利用する(Recycle:リサイクル)の順番で取り組み、リサイクルと比べて環境負荷軽減効果が大きい2R(リデュース、リユース)を優先的に推進していきます。

一般廃棄物については、生活系ごみのうち、食品廃棄物と新聞、雑誌等の紙類が合わせて50%以上を占めており、特にこれらへの対応が必要となります。

また、環境教育・環境学習を通じて地域の課題について自ら考え解決に向けて 行動する力を育むような人づくり、そして、人づくりを支え、それらの行動を地 域全体に広げ、地域に根差したものにしていく地域づくりに取り組んでいきます。

○ 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

発生した廃棄物については、県民や事業者においては分別を徹底し、定められたルールに基づいて排出するとともに、廃棄物を処理する市町村や処理業者において、生活環境保全上の支障が生じないよう、廃棄物処理法等の関連法規を遵守し、しっかりした管理体制を整備し、適正に処理を行うよう図っていきます。

また、不適正処理事案については、適切な指導や厳正な処分で臨むとともに、 各主体の連携による監視指導に係る取組みの一層の充実強化が必要です。

○ 災害廃棄物の適正処理

東日本大震災や近年の風水害で災害廃棄物の処理が課題となったことを踏まえ、 災害発生地域の迅速な復興には災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が重要であり、 災害廃棄物の処理手順等を早急に定めるとともに、市町村との連携を図っていく ことが必要です。

【計画の期間】

計画の対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間となっています。

【一般廃棄物の目標値】

- ごみ総排出量について、本県における平成32年度までの人口推計及び国民総生産(GDP)の伸び率を踏まえると5年間で1%程度の減少が予想されますが、一層の排出抑制を進めるため、特に紙類及び食品廃棄物の量を5年間で5%削減することにより、平成32年度目標値は、平成26年度比−2%とします。
- 国の基本指針では、新たに「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」が減量化の目標として追加されています。本県においても、これを目標として定めることとし、上記のとおり、紙類及び食品廃棄物・生ごみの削減(5年間で5%削減)等により、平成26年度の実績(1人1日当たり544g)を平成32年度において1%削減(1人1日当たり538g)とすることを目標とします。
- 再生利用率は、本県における実績(平成26年度:22%)を踏まえ、家庭から可燃ごみとして出されている紙類について、資源の循環利用という観点から、リサイクルを促すことで、平成32年度における目標値を23%とします。
- 最終処分量については、総排出量の削減を踏まえ、平成 32 年度目標値を平成 26 年度比 2%の削減とします。

	本県の平成 32 年度目標値 (実績値)	備考
ごみ総排出量の増減率 (平成 26 年度比)	-2%	
1人1日当たり家庭系 ごみ排出量(平成26年度比)	-1%	県平均 538 g
再生利用率(排出量比)	23%	
最終処分量の増減率 (平成 26 年度比)	-2%	

総排出量 = 計画収集量+直接搬入量+集団回収量

再生利用率 = (直接資源化量+中間処理後資源化量+集団回収量)÷総排出量×100

最終処分量 = 直接最終処分量+中間処理後最終処分量+焼却残さ量

ただし、1人1日当たり家庭系ごみ排出量は、生活系ごみから資源ごみを控除した量

出典:「福岡県廃棄物処理計画」平成28年3月

資料3.計画ごみ処理量の設定

ごみ処理量の見込みは、過去の実績から推測される将来人口とごみの1人1日当たりの排出量及び集団回収等を勘案して、ごみの排出量を推計し、更にごみの排出抑制、再生利用及び最終処分に関する目標を反映し、計画ごみ処理量を設定する。

(1) 将来人口とごみ量の推計方法

将来における人口やごみ量は、過去の実績値を基に推計を行う。推計にあたっては、ごみ 処理施設構造指針解説(社団法人全国都市清掃会議)及び廃棄物関係の計画に用いられてい る、趨勢予測(トレンド法)による推計で行うものとする。

趨勢予測は、過去の推移を数式で捉えて推計を行う手法であり、下記に示す代表的な数式 (以下、回帰式という)を用いて推計を行う。

推計に用いる回帰式 一般的な特徴 式が示す一般的線形 (1) 直線式 最も一般的な式であり、過去の実績の傾 向が一定している場合に適合しやすい 特徴を持っている。 Y = aX + b(2)二次傾向線 式が示す傾向線は、変曲点を1ヶ所持ち、 増加傾向→減少傾向、又はその逆の傾向 $Y = aX^2 + bX + c$ を示す特徴を持っている。 (3)一次指数曲線 式が示す曲線は、直線式よりも大きな増 減を示すため、過去の実績が等比級数的 な傾向を示している場合に適合しやす $Y = ab^X$ い特徴を持っている。 (4)べき乗曲線 式が示す曲線は、直線式よりも緩やかな 増減傾向を示すため、過去の実績が直線 的な傾向より緩やかな傾向を示してい る場合に適合しやすい特徴を持ってい $Y = aX^b$ る。 (5)ロジスティック曲線 式が示す曲線は、中間に大きな増減傾向 を示し、ある一定の値(上限値)に収束す $Y = k \div (1 + a \times e^{-bX})$ る成長曲線の代表的な式である。

表 3-1 推計に用いる回帰式の特徴

(2) 将来人口の推計値の採用について

趨勢予測(トレンド法)による推計値と、策定されている「総合計画」の人口推計に用いられている、国立社会保障・人口問題研究所*が公表している人口推計の推計値を照らし合わせて検討する。

採用した将来人口の推計値は、原則として一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の上位計画となる「総合計画」の人口推計に用いられている、国立社会保障・人口問題研究所*が公表している人口推計を採用する。ただし、人口実績とかけ離れている場合は、趨勢予測(トレンド法)による推計値を採用する。

なお、回帰式の採用方法については、原則として下記の手法に準じるものとする。

- ① 非現実的、又は極端な傾向を示す回帰式を除く。
- ② 回帰式の選択に際しては、相関係数を参考にする。 (相関係数が1に近いほど、実績値の推移に対して相関が良いとされる。)
- ※) 国立社会保障・人口問題研究所:厚生労働省に設置された国立の政策研究機関

(3) ごみ排出量の推計値の採用について

趣勢予測(トレンド法)による推計値を採用する。なお、回帰式の採用方法については、 原則として下記の手法に準じるものとする。

- ① 非現実的、又は極端な傾向を示す回帰式を除く。
- ② 回帰式の選択に際しては、相関係数を参考にする。 (相関係数が1に近いほど、実績値の推移に対して相関が良いとされる。)
- ③ 以上の方法での回帰式の採用が困難な場合は、直近の実績値をもって推計値とする。

資料4. 将来人口の推計について

将来人口の推計にあたっては、平成19年度から平成28年度までの過去10年間における、 住民基本台帳(各年度の10月1日現在)の人口に基づき推計を行っている。

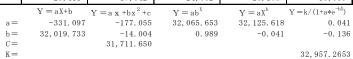
表 4-1 将来人口の推計結果

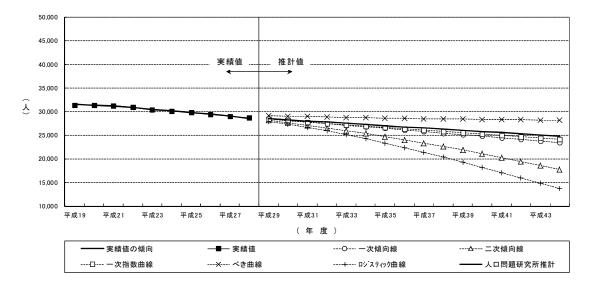
	年度	宮若市	鞍手町	小竹町	組合圏域 合計
	平成19	31,372	18,492	9,409	59,273
	平成20	31,388	18,234	9,217	58,839
	平成21	31,228	17,968	9,054	58,250
	平成22	30,861	17,703	8,881	57,445
実績	平成23	30,282	17,507	8,733	56,522
値	平成24	30,134	17,229	8,577	55,940
	平成25	29,834	17,089	8,392	55,315
	平成26	29,324	16,980	8,237	54,541
	平成27	28,947	16,734	8,152	53,833
	平成28	28,617	16,530	8,025	53,172
	平成29	28,452	16,328	7,742	52,522
	平成30	28,209	16,132	7,628	51,969
	平成31	27,965	15,939	7,513	51,417
	平成32	27,721	15,747	7,399	50,867
	平成33	27,473	15,558	7,283	50,314
	平成34	27,226	15,372	7,168	49,766
	平成35	26,978	15,187	7,052	49,217
推計	平成36	26,731	15,005	6,937	48,673
値	平成37	26,483	14,825	6,821	48,129
	平成38	26,237	14,647	6,704	47,588
	平成39	25,992	14,471	6,588	47,051
	平成40	25,746	14,298	6,471	46,515
	平成41	25,501	14,126	6,355	45,982
	平成42	25,255	13,957	6,238	45,450
	平成43	25,008	13,789	6,125	44,922
	平成44	24,762	13,624	6,011	44,397

表 4-2 趨勢予測における人口推計(宮若市)

(単位:人)

				回帰線の傾向			人口問題研究所	(単位:人)
年 度	実績値	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロシ゛スティック曲線	推計	採用
平成19年度	31, 372							
平成20年度	31, 388							
平成21年度	31, 228							
平成22年度	30,861							
平成23年度	30, 282							
平成24年度	30, 134							
平成25年度	29,834							
平成26年度	29, 324							
平成27年度	28, 947							
平成28年度	28,617							
平成29年度	_	28, 378	28,070	28, 392	29, 118	27,859	28, 452	28, 452
平成30年度	_	28,047	27,570	28,080	29,014	27, 245	28, 209	28, 209
平成31年度	_	27,715	27, 043	27, 771	28, 919	26, 574	27, 965	27, 965
平成32年度	_	27, 384	26, 488	27, 466	28, 831	25,844	27, 721	27, 721
平成33年度	_	27,053	25, 905	27, 163	28, 750	25,057	27, 473	27, 473
平成34年度	_	26, 722	25, 294	26, 865	28, 674	24, 211	27, 226	27, 226
平成35年度	_	26, 391	24, 655	26, 569	28, 602	23, 310	26, 978	26, 978
平成36年度		26,060	23, 987	26, 277	28, 535	22, 356	26, 731	26, 731
平成37年度	_	25,729	23, 292	25, 988	28, 472	21,356	26, 483	26, 483
平成38年度	_	25, 398	22, 569	25, 702	28, 412	20, 314	26, 237	26, 237
平成39年度	-	25, 067	21, 818	25, 419	28, 356	19, 239	25, 992	25, 992
平成40年度	-	24, 736	21,039	25, 140	28, 302	18, 139	25, 746	25, 746
平成41年度	_	24, 405	20, 231	24, 863	28, 250	17,024	25, 501	25, 501
平成42年度	_	24,073	19, 396	24, 590	28, 201	15, 904	25, 255	25, 255
平成43年度	_	23,742	18, 533	24, 319	28, 154	14, 789	25,008	25, 008
平成44年度	_	23, 411	17,642	24, 052	28, 108	13,689	24, 762	24, 762



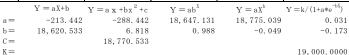


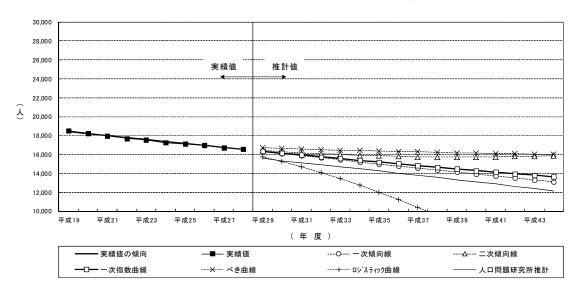
【実績値の期間】	【推計値の採用】
平成19年度から平成28年度の人口数(住民基本台帳による各年度10月1日現在)※外国人住民を含む	人口問題研究所の人口推計を採用する。
【実績値の動向】 減少傾向を示している。	

表 4-3 趨勢予測における人口推計(鞍手町)

(単位:人)

	-1- (-t- (-t-			回帰線の傾向			人口問題研究	(単位:人)
年 度	実績値	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロシ゛スティック曲線	所推計	採用
平成19年度	18, 492							
平成20年度	18, 234							
平成21年度	17,968							
平成22年度	17, 703							
平成23年度	17, 507							
平成24年度	17, 229							
平成25年度	17,089							
平成26年度	16,980							
平成27年度	16, 734							
平成28年度	16,530							
平成29年度	_	16, 273	16, 423	16, 328	16, 694	15,730	15, 558	16, 328
平成30年度	_	16,059	16, 291	16, 132	16, 623	15, 235	15, 344	16, 132
平成31年度	_	15,846	16, 173	15, 939	16, 558	14,685	15, 129	15, 939
平成32年度	_	15,632	16,069	15, 747	16, 498	14,081	14, 915	15, 747
平成33年度	_	15, 419	15, 978	15, 558	16, 442	13, 425	14, 689	15, 558
平成34年度	_	15, 205	15, 901	15, 372	16, 390	12,720	14, 464	15, 372
平成35年度	_	14, 992	15, 837	15, 187	16, 341	11,972	14, 238	15, 187
平成36年度	_	14, 779	15, 788	15,005	16, 296	11, 191	14,013	15, 005
平成37年度	_	14, 565	15, 751	14, 825	16, 253	10,385	13, 787	14, 825
平成38年度	_	14, 352	15, 729	14, 647	16, 212	9,565	13, 553	14, 647
平成39年度	_	14, 138	15,720	14, 471	16, 173	8,745	13, 320	14, 471
平成40年度	_	13, 925	15, 725	14, 298	16, 136	7,936	13, 086	14, 298
平成41年度	_	13, 711	15, 743	14, 126	16, 101	7, 150	12,853	14, 126
平成42年度	_	13, 498	15, 775	13, 957	16, 068	6, 396	12,619	13, 957
平成43年度	_	13, 284	15, 821	13, 789	16, 035	5,684	12, 383	13, 789
平成44年度	_	13,071	15, 880	13, 624	16, 005	5,020	12, 148	13, 624
	相関係数	0. 9976	0.9992	0.9981	0.9837	0.9796		
	備考			0				





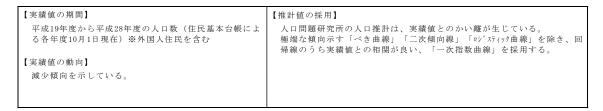
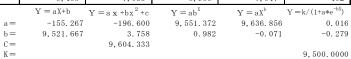
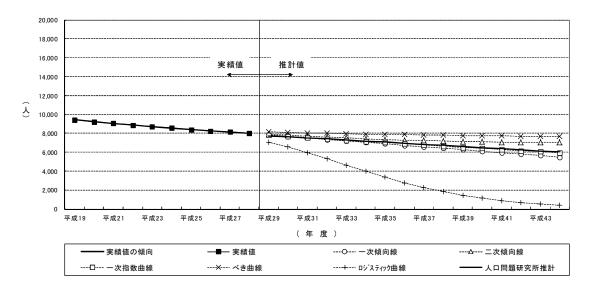


表 4-4 趨勢予測における人口推計(小竹町)

(単位:人)

her other	ete data lete			回帰線の傾向			人口問題研究所	(単位:人)
年 度	実績値	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロシ゛スティック曲線	推計	備考
平成19年度	9, 409							
平成20年度	9, 217							
平成21年度	9,054							
平成22年度	8,881							
平成23年度	8, 733							
平成24年度	8, 577							
平成25年度	8, 392							
平成26年度	8, 237							
平成27年度	8, 152							
平成28年度	8,025							
平成29年度	_	7,814	7, 896	7,822	8, 128	7,067	7,742	
平成30年度	_	7,658	7, 786	7, 681	8,078	6, 529	7,628	
平成31年度	_	7, 503	7,684	7, 542	8,032	5, 932	7, 513	
平成32年度	_	7, 348	7, 589	7, 407	7,990	5, 292	7, 399	
平成33年度	_	7, 193	7, 501	7, 273	7, 951	4,632	7, 283	
平成34年度	_	7,037	7, 421	7, 142	7,915	3,976	7, 168	
平成35年度	_	6,882	7, 348	7,014	7,881	3, 349	7,052	
平成36年度	_	6,727	7, 283	6, 888	7,849	2,772	6, 937	
平成37年度	_	6,572	7, 226	6,764	7,819	2, 257	6,821	
平成38年度	-	6,416	7, 176	6,642	7, 790	1,813	6,704	
平成39年度	_	6, 261	7, 133	6, 522	7,764	1, 438	6, 588	
平成40年度	_	6, 106	7, 098	6, 405	7, 738	1, 130	6, 471	
平成41年度	_	5, 951	7, 071	6, 290	7,714	880	6, 355	
平成42年度	_	5, 795	7, 051	6, 176	7,690	681	6, 238	
平成43年度	_	5,640	7, 038	6, 065	7,668	524	6, 125	
平成44年度	_	5, 485	7, 033	5, 956	7,647	402	6,011	





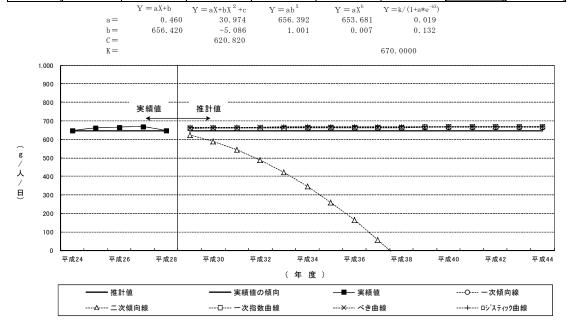
【実績値の期間】	【推計値の採用】
平成19年度から平成28年度の人口数(住民基本台帳による各年度10月1日現在)※外国人住民を含む	人口問題研究所の人口推計を採用する。
【実績値の動向】	
減少傾向を示している。	

資料5. ごみ1人1日当たり排出量の推計について

ごみ1人1日当たり排出量の推計にあたっては、ごみの種類別に推計を行い、平成24年度から平成28年度までの過去5年間における実績値に基づき推計を行っている。

表 5-1 趨勢予測における可燃ごみ 1人 1日当たり排出量推計(宮若市)

								(1	单位:g/人/日)
年	度	実績値			回帰線の傾向		_	推計値	備考
+	汉	大順胆	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロシ゛スティック曲線	7年月1世	VH 175
平成2	4年度	647.8							
平成2	5年度	661.0							
平成2	6年度	665.7							
平成2	7年度	667.8							
平成2	8年度	646.7							
平成2	9年度	-	659	624	660	662	664	647	
平成3	0年度	_	660	588	661	663	665	647	
平成3	1年度	_	660	543	662	663	666	647	
平成3	2年度	_	661	488	662	664	666	647	
平成3	3年度	_	661	422	663	664	667	647	
平成3	4年度	_	661	346	664	665	667	647	
平成3	5年度	_	662	260	664	665	667	647	
平成3	6年度	_	662	164	665	666	668	647	
平成3	7年度	_	663	58	666	666	668	647	
平成3	8年度	_	663	-59	666	666	668	647	
平成3	9年度	_	664	-186	667	666	668	647	
平成4	0年度	-	664	-322	668	667	669	647	
平成4	1年度	_	665	-470	668	667	669	647	
平成4	2年度	_	665	-627	669	667	669	647	
平成4	3年度	_	666	-794	670	668	669	647	
平成4	4年度	-	666	-972	670	668	669	647	
		相関係数	0. 2704	0.9794	0.2670	0. 5208	0. 4471		
		備考							 \



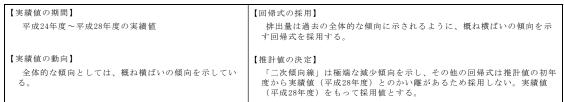
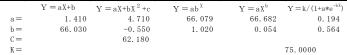
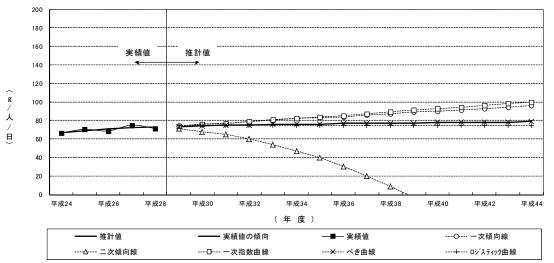


表 5-2 趨勢予測における燃えないごみ 1人 1日当たり排出量推計(宮若市)

(単位:g/人/日)

f 144	et+ (de (++			回帰線の傾向				非似·g/八/日)
年 度	実績値	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロシ゛スティック曲線	推計値	備考
平成24年度	66.3							
平成25年度	70.4							
平成26年度	68.6							
平成27年度	74.9							
平成28年度	71.1							
平成29年度	_	74	71	74	73	75	73	
平成30年度		76	68	76	74	75	74	
平成31年度	_	77	65	77	75	75	75	
平成32年度	_	79	60	79	75	75	75	
平成33年度		80	54	81	76	75	76	
平成34年度	I	82	47	82	76	75	76	
平成35年度	-	83	40	84	76	75	76	
平成36年度		84	30	85	77	75	77	
平成37年度		86	20	87	77	75	77	
平成38年度		87	9	89	77	75	77	
平成39年度		89	-3	91	77	75	77	
平成40年度		90	-17	93	78	75	78	
平成41年度	-	91	-31	94	78	75	78	
平成42年度	_	93	-47	96	78	75	78	
平成43年度	-	94	-64	98	78	75	78	
平成44年度	_	96	-81	100	79	75	79	
	相関係数	0.8361	0.8774	0.8402	0.8693	0.6905		
	備考				0			





【実績値の期間】

平成24年度~平成28年度の実績値

【実績値の動向】

全体的な傾向としては、緩やかな増加傾向を示している。

【回帰式の採用】

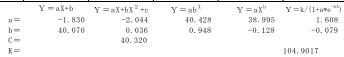
排出量は過去の全体的な傾向に示されるように、緩やかな増加傾向を示す回帰式を採用する。

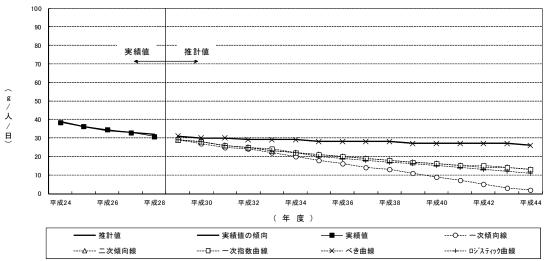
【推計値の決定】

極端な減少傾向を示す回帰式「二次傾向線」及び極端な増加傾向を示す 回帰式「一次傾向線」「一次指数曲線」を除き、回帰式のうち実績値との 相関が良い、「べき曲線」を採用する。

表 5-3 趨勢予測における資源ごみ 1人 1日当たり排出量推計(宮若市)

/r #	力体は			回帰線の傾向	/#: -t-	٤.		単位:g/人/日)
年 度	実績値	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線 備考	ロシ゛スティック曲線	推計値	
平成24年度	38.4							
平成25年度	36.2							
平成26年度	34.5							
平成27年度	32.9							
平成28年度	30.9							
平成29年度		29	29	29	31	29	31	
平成30年度	-	27	28	28	30	28	30	
平成31年度	-	25	26	26	30	26	30	
平成32年度		24	25	25	29	25	29	
平成33年度		22	23	24	29	23	29	
平成34年度	ı	20	22	22	29	22	29	
平成35年度	_	18	21	21	28	20	28	
平成36年度		16	20	20	28	19	28	
平成37年度		14	19	19	28	18	28	
平成38年度		13	18	18	28	17	28	
平成39年度		11	17	17	27	16	27	
平成40年度		9	16	16	27	15	27	
平成41年度	-	7	15	15	27	14	27	
平成42年度	-	5	14	15	27	13	27	
平成43年度	_	3	14	14	27	12	27	
平成44年度	ı	2	13	13	26	11	26	
	相関係数	0.9992	0. 9994	0. 9993	0.9861	0.9994		
	備考				0			

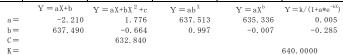


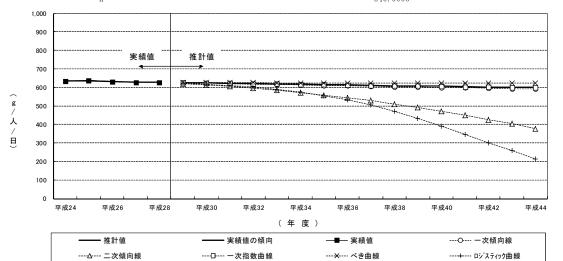


【実績値の期間】	【回帰式の採用】
平成24年度〜平成28年度の実績値	減少傾向を示す回帰式を採用する。
【実績値の動向】 減少傾向を示している。	【推計値の決定】 極端な減少傾向を示す回帰式「一次傾向線」「二次傾向線」「一次指数 曲線」「ロジスティック曲線」を除き、「べき曲線」を採用する。

表 5-4 趨勢予測における可燃ごみ 1人 1日当たり排出量推計(鞍手町)

fr: pk	実績値			回帰線の傾向				単位:g/人/目)
年 度	夫棋他	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロシ゛スティック曲線	推計値	備考
平成24年度	632.1							
平成25年度	637.7							
平成26年度	631.4							
平成27年度	626.4							
平成28年度	626.7							
平成29年度	_	624	620	626	627	623	626	
平成30年度	_	622	613	624	627	617	624	
平成31年度	_	620	605	622	626	610	622	
平成32年度	_	618	595	621	626	601	621	
平成33年度	_	615	584	619	625	589	619	
平成34年度	_	613	572	617	625	574	617	
平成35年度	_	611	559	615	624	555	615	
平成36年度	_	609	544	613	624	532	613	
平成37年度	_	607	528	611	624	504	611	
平成38年度	_	604	510	609	623	471	609	
平成39年度	_	602	491	608	623	433	608	
平成40年度	_	600	471	606	623	391	606	
平成41年度	_	598	450	604	623	347	604	
平成42年度	_	596	427	602	622	301	602	
平成43年度	_	593	403	600	622	257	600	
平成44年度	-	591	377	599	622	214	599	
	相関係数	0.8686	0.8948	0.8693	0.8013	0.7858		
	備考			0				





【実績値の期間】

平成24年度~平成28年度の実績値

【回帰式の採用】

排出量は過去の全体的な傾向に示されるように、緩やかな減少傾向を示 す回帰式を採用する。

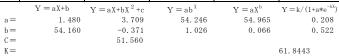
-全体的な傾向としては、緩やかな減少傾向を示している。

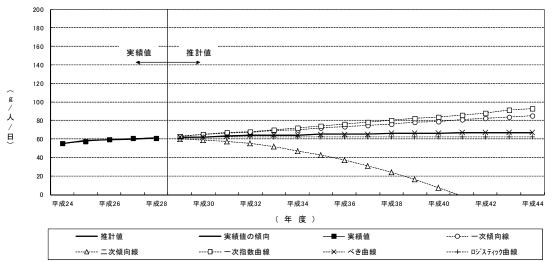
【推計値の決定】

極端な減少傾向を示す回帰式「二次傾向線」「ロジスティック曲線」を除き、 回帰式のうち実績値との相関が良い、「一次指数曲線」を採用する。

表 5-5 趨勢予測における燃えないごみ 1人 1日当たり排出量推計(鞍手町)

/r ##	力体は			回帰線の傾向	(±±. ±±	٤.		単位:g/人/日)
年 度	実績値	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線 備考	ロシ゛スティック曲線	推計値	
平成24年度	54.9							
平成25年度	57.5							
平成26年度	59.3							
平成27年度	60.5							
平成28年度	60.8							
平成29年度		63	60	63	62	61	62	
平成30年度	_	65	59	65	62	62	62	
平成31年度	_	66	57	67	63	62	63	
平成32年度	_	67	55	68	64	62	64	
平成33年度	_	69	52	70	64	62	64	
平成34年度	_	70	47	72	64	62	64	
平成35年度		72	43	74	65	62	65	
平成36年度	_	73	37	76	65	62	65	
平成37年度	_	75	31	78	65	62	65	
平成38年度	_	76	24	80	66	62	66	
平成39年度	_	78	16	82	66	62	66	
平成40年度	_	79	7	84	66	62	66	
平成41年度	_	81	-2	86	67	62	67	
平成42年度	_	82	-12	88	67	62	67	
平成43年度	_	84	-23	91	67	62	67	
平成44年度	-	85	-34	93	67	62	67	
	相関係数	0.9790	0. 9999	0.9773	0. 9978	0.9966		
	備考				0			





【実績値の期間】

平成24年度~平成28年度の実績値

【実績値の動向】

全体的な傾向としては、緩やかな増加傾向を示している。

【回帰式の採用】

排出量は過去の全体的な傾向に示されるように、緩やかな増加傾向を示す回帰式を採用する。

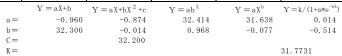
【推計値の決定】

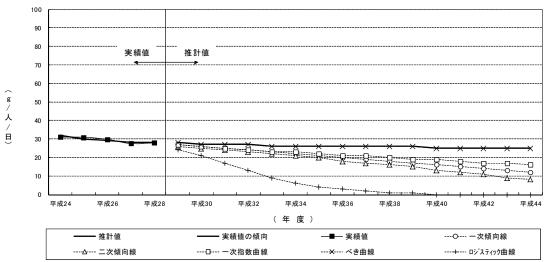
極端な減少傾向を示す回帰式「二次傾向線」及び極端な増加傾向を示す回帰式「一次傾向線」「一次指数曲線」を除き、回帰式のうち実績値との相関が良い、「べき曲線」を採用する。

表 5-6 趨勢予測における資源ごみ 1人 1日当たり排出量推計(鞍手町)

(単位:g/人/日)

				回帰線の傾向		_		単位:g/人/目)
年 度	実績値	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロシ゛スティック曲線	推計値	
平成24年度	31.0							
平成25年度	30.9							
平成26年度	29.8							
平成27年度	27.5							
平成28年度	27.9							
平成29年度	_	27	26	27	28	24	28	
平成30年度	_	26	25	26	27	21	27	
平成31年度	_	25	24	25	27	17	27	
平成32年度	_	24	23	24	27	13	27	
平成33年度	_	23	22	23	26	9	26	
平成34年度	-	22	21	23	26	6	26	
平成35年度	_	21	20	22	26	4	26	
平成36年度	_	20	18	21	26	3	26	
平成37年度	_	19	17	21	26	2	26	
平成38年度	_	18	16	20	26	1	26	
平成39年度	-	17	15	19	26	1	26	
平成40年度	_	16	13	19	25	0	25	
平成41年度	_	15	12	18	25	0	25	
平成 42 年度	_	14	11	17	25	0	25	
平成43年度	_	13	9	17	25	0	25	
平成44年度	_	12	8	16	25	0	25	
	相関係数	0.9605	0.9606	0.9589	0. 9339	0.9732		
	備考				0			





【実績値の期間】

平成24年度~平成28年度の実績値

【実績値の動向】

全体的な傾向としては、緩やかな減少傾向を示している。

【回帰式の採用】

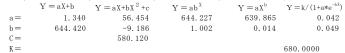
排出量は過去の全体的な傾向に示されるように、緩やかな減少傾向を示す回帰式を採用する。

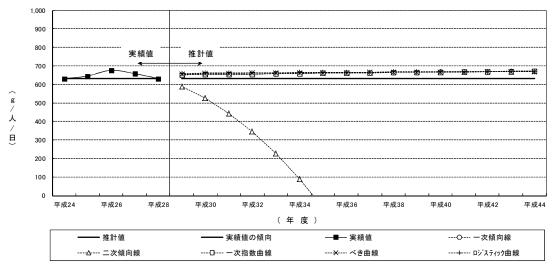
【推計値の決定】

極端な減少傾向を示す回帰式「一次傾向線」「二次傾向線」「一次指数曲線」「ロシ゚ススティック曲線」を除き、「べき曲線」を採用する。

表 5-7 趨勢予測における可燃ごみ 1人 1日当たり排出量推計(小竹町)

fr: pk	dz (書 (古			回帰線の傾向				単位:g/人/目)
年 度	実績値	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロシ゛スティック曲線	推計値	備考
平成24年度	631.4							
平成25年度	645.2							
平成26年度	676.0							
平成27年度	657.8							
平成28年度	631.8							
平成29年度	_	652	588	652	656	659	632	
平成30年度	_	654	525	653	658	660	632	
平成31年度	_	655	444	655	659	661	632	
平成32年度	_	656	344	656	660	662	632	
平成33年度	_	658	226	657	661	663	632	
平成34年度	_	659	90	659	662	664	632	
平成35年度	_	661	-65	660	663	664	632	
平成36年度	_	662	-238	661	663	665	632	
平成37年度	_	663	-430	663	664	666	632	
平成38年度	_	665	-640	664	665	667	632	
平成39年度	_	666	-868	665	665	667	632	
平成40年度	_	667	-1115	666	666	668	632	
平成41年度	_	669	-1380	668	666	668	632	
平成42年度	_	670	-1663	669	667	669	632	
平成43年度	_	671	-1965	670	667	669	632	
平成44年度	-	673	-2285	672	668	670	632	
	相関係数	0.3351	0. 9578	0.3356	0.5456	0.2683		
	備考							





【実績値の期間】

平成24年度~平成28年度の実績値

【実績値の動向】

当初は増加傾向を示していたが、減少に転じて同水準まで減少している。全体的な傾向としては、概ね横ばいの傾向を示している。

【回帰式の採用】

排出量は過去の全体的な傾向に示されるように、概ね横ばいの傾向を示す回帰式を採用する。

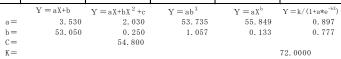
【推計値の決定】

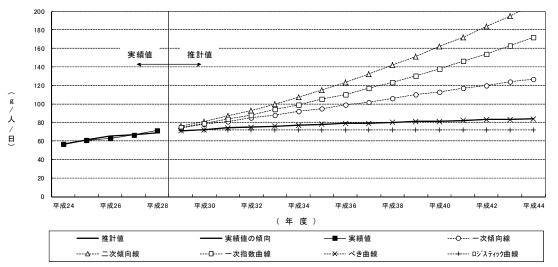
「二次傾向線」は極端な減少傾向を示し、その他の回帰式は推計値の初年度から実績値(平成28年度)とのかい離があり、増加傾向を示しているため採用しない。実績値(平成28年度)をもって採用値とする。

表 5-8 趨勢予測における燃えないごみ 1 人 1 日当たり排出量推計(小竹町)

(単	14	- /	Ā	-/	ľ

/c: ph:	安德林			回帰線の傾向				₽似·g/人/日) /#-≭
年 度	実績値	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロシ゛スティック曲線	推計値	備考
平成24年度	56.8							
平成25年度	60.5							
平成26年度	62.9							
平成27年度	66.6							
平成28年度	71.4							
平成29年度	_	74	76	75	71	71	71	
平成30年度	_	78	81	79	72	72	72	
平成31年度	_	81	87	84	74	72	74	
平成32年度	_	85	93	88	75	72	75	
平成33年度	_	88	100	94	76	72	76	
平成34年度	_	92	107	99	77	72	77	
平成35年度	_	95	115	105	78	72	78	
平成36年度	_	99	123	110	79	72	79	
平成37年度	_	102	132	117	79	72	79	
平成38年度	_	106	142	123	80	72	80	
平成39年度	_	110	151	130	81	72	81	
平成40年度	_	113	162	138	81	72	81	
平成41年度	_	117	172	146	82	72	82	
平成42年度	_	120	184	154	83	72	83	
平成43年度	_	124	195	163	83	72	83	
平成44年度	_	127	208	172	84	72	84	
	相関係数	0.9969	0. 9986	0.9981	0.9813	0.9443		
	備考				0			



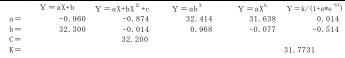


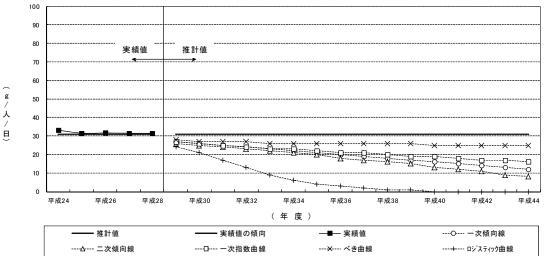
【実績値の期間】	【回帰式の採用】
平成24年度~平成28年度の実績値	排出量は過去の全体的な傾向に示されるように、増加傾向を示す回帰式 を採用する。
【実績値の動向】	【推計値の決定】
増加傾向を示している。	極端な増加傾向を示す回帰式「一次傾向線」「二次傾向線」「一次指数 曲線」を除き、回帰式のうち実績値との相関が良い、「べき曲線」を採用 する。

表 5-9 趨勢予測における資源ごみ 1人 1日当たり排出量推計(小竹町)

(単位:g/人/日)

/r #	ct (# (#			回帰線の傾向				担位·g/八/日)
年 度	実績値	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロシ゛スティック曲線	推計値	備考
平成24年度	33. 1				-			
平成25年度	31.5							
平成26年度	31.6							
平成27年度	31.5							
平成28年度	31.4							
平成29年度	_	27	26	27	28	24	31	
平成30年度	_	26	25	26	27	21	31	
平成31年度	_	25	24	25	27	17	31	
平成32年度	_	24	23	24	27	13	31	
平成33年度	_	23	22	23	26	9	31	
平成34年度	_	22	21	23	26	6	31	
平成35年度	_	21	20	22	26	4	31	
平成36年度	_	20	18	21	26	3	31	
平成37年度	_	19	17	21	26	2	31	
平成38年度	_	18	16	20	26	1	31	
平成39年度	_	17	15	19	26	1	31	
平成40年度	_	16	13	19	25	0	31	
平成41年度	_	15	12	18	25	0	31	
平成 42年度	_	14	11	17	25	0	31	
平成43年度	_	13	9	17	25	0	31	
平成44年度	_	12	8	16	25	0	31	
	相関係数	0.9605	0.9606	0.9589	0. 9339	0.9732		
	備考				0			





【実績値の期間】

平成24年度~平成28年度の実績値

【実績値の動向】

全体的な傾向としては、概ね横ばいの傾向を示してい る。

【回帰式の採用】

排出量は過去の全体的な傾向に示されるように、概ね横ばいの傾向を示す回帰式を採用する。

【推計値の決定】

「一次傾向線」「二次傾向線」「一次指数曲線」「ロジスティック曲線」は極端な減少傾向を示し、「べき曲線」は推計値の初年度から実績値(平成28年度)とのかい離があるため採用しない。実績値(平成28年度)をもって採用値とする。

資料 6. ごみ排出量の見込み〔組合(構成市町の合計)〕

	_		実績値引用	単位			実績値			備考	記号	算定方法								計 値()							· · · I	b
		行政区域内人口	構成市町の合計	٨.	平成24 55,940		平成26 54,541	平成27 53,833	平成28 53,172		a	構成市町の合計	平成29 52,522	平成30 51,969	平成31 51,417	平成32 50,867	平成33 50,314	平成34 49,766	平成35 49,217	平成36 48,673	平成37 48,129	平成38 47,588	平成39 47,051	平成40 46,515	平成41 45,982		平成43 44,922	平成44 44,397
, ,	,	処理人口	行政区域内人口一自家処理人口	,	55,940		54,541	53,833	53,172		a1	a-a?	52,522	51,969	51,417	50,867	50,314	49,766	49,217	48,673	48,129	47,588		46,515	45,982		44,922	44,397
	`	自家処理人口	=0人	1	00,010	00,010	0 1,0 11	00,000	00,172		a2	構成市町の合計	02,022	01,000	01,117	00,007	00,014	0,700	0	0	0	17,000	17,001	10,010	10,002	0	0	0
\vdash		可燃ごみ	組合集計資料	t/年	13,076.90	13,152.34	13,070.40	12,838.56	12,386.77		ь	構成市町の合計	12,236	12,096	11,956	11,822	11,683	11,546	11,407	11,270	11,133	10,998	10,869	10,736	10,602	10,470	10,339	10,214
		-1	可燃ごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	640.5		-		-		ьо	b÷a1÷365⊟	638	638	637	637		636	635	634	-	633		632	-		631	630
	ŀ	₩ = +\\\ \ ~ 7.	組合集計資料	t/年			656.6		638.2			構成市町の合計	_				636	-			634				632			
	_	燃えないごみ		+	1,251.69	 	1,290.76		1,318.75		c		1,329	1,327	1,336	1,330	1,327	1,315	1,309	1,307	1,293	1,286	1,275	1,268	1,261	1,249	1,235	1,231
	みー	Verver ⇒ 4.	燃えないごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	61.3		64.8		67.9		c0	c÷a1÷365日	69	70	71	72	72	72	73	74	74	14	74	75	75		75	/6
	出	資源ごみ	ビン・カン +ペットボトル	t/年	720.84	 	648.81	609.82	583.04		d	d1+d2	577	554	548	532		515	500	493	489	483		457	452		441	427
ヹ	量		資源ごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	35.3		32.6		30.0		d0	d÷a1÷365日	30	29	29	29	28	28	28	28	28	28	27	27	27		27	26
発		ビン・カン	組合集計資料	t/年	647.44		579.01	543.68	522.87		d1	構成市町の合計	519	498	493	480	469	463	450	444	440	434	421	412	407	402	396	385
生量	-	ペットボトル	組合集計資料	t/年	73.40		69.80	66.14	60.17		d2	構成市町の合計	58	56	55	52	52	52	50	49	49	49	47	45	45	45	45	42
	ľ	ごみ排出量合計	可燃ごみ+燃えないごみ+資源ごみ	t/年	15,049.43	15,145.88	15,009.97	14,807.51	14,288.56		е	b+c+d	14,142	13,977	13,840	13,684	13,531	13,376	13,216	13,070	12,915	12,767	12,612	12,461	12,315	12,166	12,015	11,872
		1人1日ごみ排出量(資源ごみを除く)	(可燃ごみ+燃えないごみ)÷処理人口÷365日	g/人·日	701.8	716.3	721.4	722.6	706.2		e1	(b+c)÷a1÷365日	708	708	708	708	708	708	708	708	707	707	707	707	707	706	706	706
3	資源物	勿回収(組合:資源回収事業)	組合集計資料	t/年	38.72	54.97	54.55	57.75	60.23		fl	構成市町の合計	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
1	見団事	回収	自治体集計資料	t/年	1,495.43	1,343.27	1,216.83	1,251.81	1,154.38		f2	構成市町の合計	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154
	ごみ角	巻生量 合計	ごみ排出量合計+資源物回収+集団回収	t/年	16,583.58	16,544.12	16,281.35	16,117.07	15,503.17		g	e+f1+f2	15,356	15,191	15,054	14,898	14,745	14,590	14,430	14,284	14,129	13,981	13,826	13,675	13,529	13,380	13,229	13,086
1	人1	日当たりのごみ発生量	ごみ発生量÷処理人口÷365日	g/人·日	812.2	819.4	817.9	820.2	798.8		h	g÷a1÷365日	801	801	802	802	803	803	803	804	804	805	805	805	806	807	807	808
	中間処	心理量	=ごみ排出量	t/年	15,049.43	15,145.88	15,009.97	14,807.51	14,288.56		i	=e	14,142	13,977	13,840	13,684	13,531	13,376	13,216	13,070	12,915	12,767	12,612	12,461	12,315	12,166	12,015	11,872
	:	搬入量		t/年	13,615.52	13,723.11	13,677.83	13,424.47	12,936.31		j	j1+j2	12,787	12,640	12,500	12,360	12,217	12,074	11,930	11,790	11,647	11,509	11,372	11,234	11,097	10,960	10,824	10,693
	R	可燃ごみ		t/年	13,076.90	13,152.34	13,070.40	12,838.56	12,386.77		j1	=b	12,236	12,096	11,956	11,822	11,683	11,546	11,407	11,270	11,133	10,998	10,869	10,736	10,602	10,470	10,339	10,214
	D F	可燃性残渣(泉水施設分)		t/年	538.62	570.77	607.43	585.91	549.54		j2	=0	551	544	544	538	534	528	523	520	514	511	503	498	495	490	485	479
	化処	処理量	組合集計資料	t/年	13,161.60	13,453.10	13,322.20	13,424.30	13,002.90		j0	≒j	12,787	12,640	12,500	12,360	12,217	12,074	11,930	11,790	11,647	11,509	11,372	11,234	11,097	10,960	10,824	10,693
	理施	RDF製造量	組合集計資料	t/年	7,123.83	7,251.92	7,109.49	7,200.72	7,078.07	54.43%	k	構成市町の合計	6,960	6,880	6,803	6,727	6,650	6,572	6,494	6,417	6,340	6,264	6,190	6,114	6,040	5,966	5,891	5,820
	設	金属類	組合集計資料	t/年	20.47	20.00	19.93	21.01	21.28	0.16%	1	構成市町の合計	20	20	20	20	20	20	20	20	19	18	18	18	17	17	17	17
中間		不適物	組合集計資料	t/年	110.42	119.19	126.13	103.79	101.23	0.78%	n	構成市町の合計	100	98	97	96	96	95	93	92	91	91	88	88	86	86	85	83
処理	泉水	資源回収量		t/年	663.59	654.07	701.40	690.83	685.74		m	Σ (m1~m5)	686	675	675	667	663	656	647	642	638	633	622	616	612	607	598	590
-	施設	鉄類 ※1	組合集計資料	t/年	337.27	339.92	375.09	342.33	295.81	15.55%	m1	構成市町の合計	297	293	293	290	287	285	281	279	278	275	271	268	267	264	261	258
	資	アルミ類 ※2	組合集計資料	t/年	54.41	53.88	49.40	57.75	54.97	2.89%	m2	構成市町の合計	55	54	54	53	53	53	53	52	51	51	51	51	50	50	48	47
	源	ペットボトル(資源化)	組合集計資料	t/年	50.20	52.51	46.94	45.15	42.77	71.08%	m3	構成市町の合計	41	39	39	38	38	38	36	35	35	35	33	32	32	32	32	30
	粗大	空きびん ※3	組合集計資料	t/年	212.22	188.54	213.79	186.75	204.25	10.74%	m4	構成市町の合計	205	202	202	200	199	196	194	193	191	190	187	185	184	182	180	178
	ごみ	有価物 ※4	組合集計資料	t/年	9.49	19.22	16.18	58.85	87.94	4.62%	m5	構成市町の合計	88	87	87	86	86	84	83	83	83	82	80	80	79	79	77	77
	理 .	 可燃性残渣	組合集計資料	t/年	538.62	570.77	607.43	585.91	549.54	28.90%	0	構成市町の合計	551	544	544	538	534	528	523	520	514	511	503	498	495	490	485	479
	肥		組合集計資料	t/年	572.77	541.01	549.37	522.50	500.45	26.31%	р	構成市町の合計	501	496	496	490	486	481	476	473	469	465	459	454	451	446	441	436
	_	心分量		t/年	683.19		675.50		601.68		q	q1+q2	601	594	593	586	582	576	569	565	560	556		542	537		526	519
	Г	不適物(RDF化処理施設)		t/年	110.42		126.13		101.23		q1	=n	100		97	96	96	95	93	92	91	91	88	88	86		85	83
終	H	不燃性残渣(泉水施設分)		t/年	572.77		549.37	522.50	500.45		q2	=p	501	496	496	490	486	481	476	473	469	465	459	454	451	446	441	436
分 炊		で(し尿処理施設)	組合集計資料	t/年	95.07		86.70		83.98		—	構成市町の合計	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84		84	84
- - -		()最終処分量	最終処分量+焼却灰(U尿処理施設)	t/年	778.26		762.20		685.66		s	q+r	685	678	677	670		660	653	649	644	640		626	621	616	610	603
資源化		/·사업자기로		t/年	9,342.04		9,102.20				t	t1+t2	8,880	8,789	8,712	8,628	-	8,462	8,375	8,293	8,211	8,129		7,962			7,720	7,641
具 MR 1E	里	五 生 利 田 変	資源化量÷ごみ発生量合計								_		+					-		-	-							•
<u> </u>	호 11년 시	再生利用率 	資源化量÷こみ発生量合計 資源物回収+集団回収	% +/Æ	1 524 15		1 271 29		1 214 61		t0	t÷g =f1 +f2	1 214	58%	1 214	1 214		1 214	1 214	1 214	1 214	1 214		58%	1 214		58%	1 214
- 1 - ⊦		物回収+集団回収 		t/年	1,534.15	 	1,271.38						1,214		1,214	1,214			1,214	1,214	1,214	1,214		1,214			1,214	1,214
		比量(中間処理に伴う資源回収) : 破砕鉄、プレス鉄、2級鉄、1級鉄:	RDF+金属類+資源回収量	t/年	7,807.9	7,925.99	7,830.82	7,912.56	7,785.09		t2	k+1+m	7,666	7,575	7,498	7,414	7,333	7,248	7,161	7,079	6,997	6,915	6,830	6,748	6,669	6,590	6,506	6,427

^{※1} 鉄類:破砕鉄、プレス鉄、2級鉄、1級鉄外 ※2 アルミ:プレスアルミ、がらアルミ ※3 空きびん:茶色びん、無色びん、その他色びん ※4 有価物:段ボール、雑誌、衣類、廃家電

資料7. ごみ排出量の計画値〔組合(構成市町の合計)〕

			実績値引用	単位			実績値			備考	記号	算定方法								上画 値(記								
		行政区域内人口	構成市町の合計		平成24 55,940	平成25 55,315	平成26 54,541	平成27 53,833	平成28 53,172		a	構成市町の合計	平成29 52,522	平成30 51,969	平成31 51,417	平成32 50,867	平成33 50,314	平成34 49,766	平成35 49,217	平成36 48,673	平成37 48,129	平成38 47,588	平成39 47,051	平成40 46,515	平成41 45,982		平成43 44,922	平成44 44,397
人	,	処理人口	行政区域内人口一自家処理人口	\ \	55,940		54,541	53,833	53,172		a1	a-a2	52,522	51,969		50,867	50,314	49,766	49,217	48,673	48,129	47,588		46,515	45,982		44,922	44,397
	_	自家処理人口	=0人	1	0	0	0 1,0 11	0	0		a2	構成市町の合計	0	0.,555	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			組合集計資料	t/年	13,076.90	13,152.34	13,070.40	12,838.56	12,386.77		ь	構成市町の合計	12,224	12,084	11,944	11,799	11,672	11,546	11,407	11,270	11,133	10,998	10,869	10,736	10,602	10,470	10,339	10,214
			可燃ごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	640.5	<u> </u>	656.6		638.2		ьо	b÷a1÷365日	638	637	636	636	636	636	635	634	634	633		632	632		631	630
	ŀ	 燃えないごみ	組合集計資料	t/年	1,251.69		1,290.76		1,318.75		c	構成市町の合計	1,296	1,282	1,269	1,255	1,242	1,229	1,215	1,202	1,188			1.148	1,135		1,109	1,096
	_			+ -							c0	(中国の) (1 年	68	1,202		68	68	68	68	68	1,100	1,175	1,102	68	68		68	1,090
	み排		燃えないごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	61.3		64.8	69.2	67.9		_		- "	554	68						400	400	100			68		107
	出	資源ごみ	ピン・カン +ペットボトル	t/年	720.84	 	648.81	609.82	583.04		d	d1+d2	577	554	548	532	521	515	500	493	489	483	468	457	452		441	427
ヹ	量		資源ごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	35.3	33.8	32.6	31.0	30.0		d0	d÷a1÷365日	30	29	29	29	28	28	28	28	28	28	27	27	27	27	27	26
発			組合集計資料	t/年	647.44		579.01	543.68	522.87		d1	構成市町の合計	519	498	493	480	469	463	450	444	440	434	421	412	407	402	396	385
生量	ŀ	ペットボトル	組合集計資料	t/年	73.40		69.80		60.17		d2	構成市町の合計	58	56	55	52	52	52	50	49	49	49	47	45	45	45	45	42
	ľ	ごみ排出量合計	可燃ごみ+燃えないごみ+資源ごみ	t/年	15,049.43		15,009.97	14,807.51	14,288.56		е	b+c+d	14,097	13,920	13,761	13,586	13,435	13,290	13,122	12,965	12,810	12,656	12,499	12,341	12,189		11,889	11,737
		1人1日ごみ排出量(資源ごみを除く)	(可燃ごみ+燃えないごみ)÷処理人口÷365日	g/人·日	701.8	716.3	721.4	722.6	706.2		e1	(b+c)÷a1÷365日	705	705	704	703	703	703	703	702	701	701	701	700	699	699	698	698
	資源物	物回収(組合:資源回収事業) 	組合集計資料	t/年	38.72	54.97	54.55	57.75	60.23		fl	構成市町の合計	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	集団匠	142	自治体集計資料	t/年	1,495.43	1,343.27	1,216.83	1,251.81	1,154.38		f2	構成市町の合計	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154	1,154
	ごみ剤	性量 合計	ごみ排出量合計+資源物回収+集団回収	t/年	16,583.58	16,544.12	16,281.35	16,117.07	15,503.17		g	e+f1+f2	15,311	15,134	14,975	14,800	14,649	14,504	14,336	14,179	14,024	13,870	13,713	13,555	13,403	13,253	13,103	12,951
	1人1	日当たりのごみ発生量	ごみ発生量÷処理人口÷365日	g/人·日	812.2	819.4	817.9	820.2	798.8		h	g÷a1÷365日	798	798	797	797	798	798	798	798	798	799	799	798	799	799	799	799
	中間処	D.理量	=ごみ排出量	t/年	15,049.43	15,145.88	15,009.97	14,807.51	14,288.56		i	=e	14,097	13,920	13,761	13,586	13,435	13,290	13,122	12,965	12,810	12,656	12,499	12,341	12,189	12,039	11,889	11,737
	1	搬入量		t/年	13,615.52	13,723.11	13,677.83	13,424.47	12,936.31		j	j1+j2	12,766	12,615	12,469	12,316	12,181	12,050	11,903	11,760	11,618	11,477	11,340	11,200	11,061	10,923	10,787	10,654
	R	可燃ごみ		t/年	13,076.90	13,152.34	13,070.40	12,838.56	12,386.77		j1	=b	12,224	12,084	11,944	11,799	11,672	11,546	11,407	11,270	11,133	10,998	10,869	10,736	10,602	10,470	10,339	10,214
	D F	可燃性残渣(泉水施設分)		t/年	538.62	570.77	607.43	585.91	549.54		j2	=o	542	531	525	517	509	504	496	490	485	479	471	464	459	453	448	440
	化処	処理量	組合集計資料	t/年	13,161.60	13,453.10	13,322.20	13,424.30	13,002.90		j0	≡j	12,766	12,615	12,469	12,316	12,181	12,050	11,903	11,760	11,618	11,477	11,340	11,200	11,061	10,923	10,787	10,654
	理 施	RDF製造量	組合集計資料	t/年	7,123.83	7,251.92	7,109.49	7,200.72	7,078.07	54.43%	i k	構成市町の合計	6,949	6,867	6,787	6,704	6,630	6,559	6,479	6,401	6,324	6,248	6,172	6,096	6,020	5,945	5,871	5,799
	設	金属類	組合集計資料	t/年	20.47	20.00	19.93	21.01	21.28	0.16%	i I	構成市町の合計	20	20	20	20	20	20	20	20	19	18	18	18	17	17	17	17
中間	:	不適物	組合集計資料	t/年	110.42	119.19	126.13	103.79	101.23	0.78%	i n	構成市町の合計	100	98	97	96	95	94	93	91	91	89	88	87	86	86	85	83
処理	泉水	資源回収量		t/年	663.59	654.07	701.40	690.83	685.74		m	Σ (m1~m5)	838	821	814	800	790	781	768	759	750	743	730	719	711	703	694	682
	施 設	鉄類 ※1	組合集計資料	t/年	337.27	339.92	375.09	342.33	295.81	15.55%	i m1	構成市町の合計	292	287	283	278	274	272	267	263	260	258	254	249	247	243	241	237
	資源	アルミ類 ※2	組合集計資料	t/年	54.41	53.88	49.40	57.75	54.97	2.89%	m2	構成市町の合計	54	53	53	51	51	51	50	49	48	47	47	47	46	46	45	43
	湖 相	ペットボトル (資源化)	組合集計資料	t/年	50.20	52.51	46.94	45.15	42.77	71.089	i m3	構成市町の合計	41	39	39	38	38	38	36	35	35	35	33	32	32	32	32	30
	大プ	空きびん ※3	組合集計資料	t/年	212.22	188.54	213.79	186.75	204.25	10.749	i m4	構成市町の合計	201	198	195	193	190	188	184	183	180	178	175	173	170	169	166	163
	み処	有価物 ※4	組合集計資料	t/年	9.49	19.22	16.18	58.85	87.94	4.629	m5	構成市町の合計	250	244	244	240	237	232	231	229	227	225	221	218	216	213	210	209
	T00	可燃性残渣	組合集計資料	t/年	538.62	570.77	607.43	585.91	549.54	28.90%		構成市町の合計	542	531	525	517	509	504	496	490	485	479	471	464	459	453	448	440
	記	不燃性残渣	組合集計資料	t/年	572.77	541.01	549.37	522.50	500.45	26.315	р	構成市町の合計	493	484	478	470	464	459	451	446	442	436	429	422	417	413	408	401
	最終処	ủ 分量		t/年	683.19	660.20	675.50	626.29	601.68		q	q1+q2	593	582	575	566	559	553	544	537	533	525	517	509	503	499	493	484
最	[不適物(RDF化処理施設)		t/年	110.42	119.19	126.13	103.79	101.23		q1	=n	100	98	97	96	95	94	93	91	91	89	88	87	86	86	85	83
終処		不燃性残渣(泉水施設分)		t/年	572.77	541.01	549.37	522.50	500.45		q2	=p	493	484	478	470	464	459	451	446	442	436	429	422	417	413	408	401
	焼却反	で(し尿処理施設)	組合集計資料	t/年	95.07	96.74	86.70	91.14	83.98		r	構成市町の合計	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
	(総量)最終処分量	最終処分量+焼却灰(U尿処理施設)	t/年	778.26	756.94	762.20	717.43	685.66		s	q+r	677	666	659	650	643	637	628	621	617	609	601	593	587	583	577	568
資源化	:量			t/年	9,342.04	9,324.23	9,102.20	9,222.12	8,999.70		t	t1+t2	9,021	8,922	8,835	8,738	8,654	8,574	8,481	8,394	8,307	8,223	8,134	8,047	7,962	7,879	7,796	7,712
		再生利用率	資源化量÷ごみ発生量合計	%	56%	56%	56%	57%	58%		t0	t÷g	59%	59%	59%	59%	59%	59%	59%	59%	59%	59%	59%	59%	59%	59%	59%	60%
	資源物	加回収+集団回収	=資源物回収+集団回収	t/年	1,534.15	1,398.24	1,271.38	1,309.56	1,214.61		t1	=f1 +f2	1,214	1,214	1,214	1,214	1,214	1,214	1,214	1,214	1,214	1,214	1,214	1,214	1,214	1,214	1,214	1,214
	資源化	と量(中間処理に伴う資源回収)	RDF+金属類+資源回収量	t/年	7,807.9	7,925.99	7,830.82	7,912.56	7,785.09		t2	k+I+m	7,807	7,708	7,621	7,524	7,440	7,360	7,267	7,180	7,093	7,009	6,920	6,833	6,748		6,582	6,498
		破砕鉄、プレス鉄、2級鉄、1級鉄5	」 外	1	I							<u> </u>																

^{※1} 鉄類: 破砕鉄、フレス鉄、2級鉄、1級鉄外 ※2 アルミ: プレスアルミ、がらアルミ ※3 空きびん: 茶色びん、無色びん、その他色びん ※4 有価物: 段ボール、雑誌、衣類、廃家電

資料8. ごみ排出量の見込み〔宮若市〕

	_		実績値引用	単位		metas	実績値	TT ===================================	ш св 22	備考	記号	算定方法		ш с.	TI cha	TI chan	ш. с. Т	ш _е . Т		計値(TT ct-00	 1	ш. с.	π 	шeв	ш.е., Т	ш. г.
		行政区域内人口	住民基本台帳(10月1日現在)	٨	平成24 30,134		平成26 29,324	平成27 28,947	平成28 28,617		a	人口推計より	平成29 28,452	平成30 28,209	平成31 27,965	平成32 27,721	平成33 27,473	平成34 27,226	平成35 26,978	平成36 26,731	平成37 26,483	平成38 26,237	平成39 25,992	平成40 25,746	平成41 25,501	平成42 25,255	平成43 25,008	平成44 24,762
	,		行政区域内人口一自家処理人口		30,134		29,324	28,947	28,617		a1	a-a2	28,452	28,209	27,965	27,721	27,473	27,226	26,978	26,731	26,483	26,237	25,992	25,746	25,501	25,255	25,008	24,762
		自家処理人口	=0A		0	0	0		_5,5.7		a2	=0	10,.32		0		0	0	0	0	0	-3,207	0	-5,7.13	n	-5,250	0	0
		可燃ごみ	組合集計資料	t/年	7,125.37	7,198.23	7,125.03	7,055.45	6,754.70		ь	b0×a1×365日	6,719	6,662	6,604	6,546	6,488	6,430	6,371	6,313	6,254	6,196	6,138	6,080	6,022	5,964	5,906	5,848
		-1 mc - 1	可燃ごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	647.8	 	665.7	667.8	646.7		ь0	ごみ排出量推計より	647	647	647	647	647	647	647	647	647	647	647	647	647	_	647	647
	-	燃えないごみ	組合集計資料	t/年	728.96		734.01	791.66	742.43		6	c0×a1×365日	758	762	766	759	762	755	748	751	744	737	731	733	726		712	714
	<u>.</u>	Am / C & C C C /	燃えないごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	66.3	 	68.6	74.9	71.1		c0	ごみ排出量推計より	73	74	75	75	76	76	76	77	77	77	77	78	78		78	79
	み排		ビン・カン +ペットボトル	t/年	422.19		368.87	348.08	322.37		d	d0×a1×365日	322	309	306	293		288	276	273	271	268		254	251	249	246	235
	出量	兵 /赤こ 0 7	資源ごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	38.4	36.2	34.5		30.9		dO	ごみ排出量推計より	31	303	300	293	291	29	28	28	28	28	27	27	27		270	260
ごみ	_	ビン・カン	組合集計資料	t/年	379.54		328.09	309.09	288.46	90%	d1	d×90%	290	278		264	262	259	248	246	244	241	230	229	226		221	212
発生		ペットボトル	組合集計資料	t/年	42.65	 	40.78	38.99	33.91	108	d2	d-d1	32	210	31	29	202	29	28	27	27	27	26	25	25		25	212
量	-	ごみ排出量合計	***ロコ米ロ! 54年*** 可燃ごみ+燃えないごみ+資源ごみ	t/年	8,276.52		8,227.91	8,195.19	7,819.50	10.1	e 02	b+c+d	7,799	7,733	7,676	7,598	7,541	7,473	7,395	7,337	7,269	7,201	7,125	7,067	6,999		6,864	6,797
		1人1日ごみ排出量(資源ごみを除く)	(可燃ごみ+燃えないごみ)÷処理人口÷365日	g/人·日	714.1		734.3	742.7	7,819.30		e1	(b+c)÷a1÷365⊟	7,799	7,733	7,070	7,398	7,341	7,473	7,393	7,337	7,203	7,201	7,123	7,007	725		725	726
	次活力		組合集計資料	t/年					34.03		fl	実績値(平成28)と同値とする	34	721	34	34	34	34		34	34	724	34	34	34		34	720
		勿回収(組合:資源回収事業)		+ +	23.70	 	32.50						1	34			• •		34			34	•	•				34
1 1	集団回		自治体集計資料	t/年	810.50		701.82		680.37		f2	実績値(平成28)と同値とする	680	680	680	680	680	680	680	680	680	680		680	680		680	680
1 1		発生量 合計	ごみ排出量合計+資源物回収+集団回収	t/年	9,110.72	 	8,962.23		8,533.90		g	e+f1+f2	8,513	8,447	8,390	8,312		8,187	8,109	8,051	7,983	7,915		7,781	7,713		7,578	7,511
├		日当たりのごみ発生量	ごみ発生量÷処理人口÷365日	g/人·日	828.3		837.3	847.3	817.0		h	g÷a1÷365日	820	820	822	822	823	824	824	825	826	826	826	828	829		830	831
		心理量 	=ごみ排出量	t/年	8,276.52	 	8,227.91	8,195.19	7,819.50		i	=e	7,799	7,733		7,598		7,473	7,395	7,337	7,269	7,201		7,067	6,999		6,864	6,797
		搬入量		t/年	7,458.05		7,443.76		7,062.43		j	j1+j2	7,031	6,972	6,914	6,850		6,731	6,667	6,609	6,547	6,486		6,365	6,304		6,183	6,122
	R D	可燃ごみ		t/年	7,125.37	7,198.23	7,125.03	7,055.45	6,754.70		j1	=b	6,719	6,662	6,604	6,546	6,488	6,430	6,371	6,313	6,254	6,196	6,138	6,080	6,022	5,964	5,906	5,848
	F	可燃性残渣(泉水施設分)		t/年	332.68	335.27	318.73	329.38	307.73		j2	=o	312	310	310	304	304	301	296	296	293	290	285	285	282	280	277	274
	化処	処理量	=搬入量	t/年	7,458.05	7,533.50	7,443.76	7,384.83	7,062.43		j0	ij	7,031	6,972	6,914	6,850	6,792	6,731	6,667	6,609	6,547	6,486	6,423	6,365	6,304	6,244	6,183	6,122
	理 施	RDF製造量	処理量×製造率	t/年	4,059.42	4,100.48	4,051.64	4,019.56	3,844.08	54.43%	k k	j×54.43%	3,827	3,795	3,763	3,728	3,697	3,664	3,629	3,597	3,564	3,530	3,496	3,464	3,431	3,399	3,365	3,332
1.1	設	金属類	処理量×回収率	t/年	11.93	12.05	11.91	11.82	11.30	0.16%	i I	j×0.16%	11	11	11	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10
申間		不適物	処理量×発生率	t/年	58.17	58.76	58.06	57.60	55.09	0.78%	i n	j×0.78%	55	54	54	53	53	53	52	52	51	51	50	50	49	49	48	48
型 理	泉水	資源回収量 		t/年	419.40	422.25	401.76	412.95	384.00		m	Σ (m1~m5)	388	385	385	377	377	373	366	365	362	358	352	352	348	346	342	337
	施設	鉄類 ※1	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	179.00	180.40	171.50	177.23	165.58	15.55%	m1	(c+b) × 15.55%	168	167	167	164	164	162	159	159	158	156	153	153	152	151	149	148
	資源	アルミ類 ※2	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	33.27	33.53	31.87	32.94	30.77	2.89%	m2	(c+b) × 2.89%	31	31	31	30	30	30	30	30	29	29	29	29	28	28	28	27
	源 • 粗	ペットボトル(資源化)	ベットボトル×回収率	t/年	30.32	30.12	28.99	27.71	24.10	71.08%	m3	b2×71.08%	23	22	22	21	21	21	20	19	19	19	18	18	18	18	18	16
	大ご	空きびん ※3	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	123.63	124.60	118.45	122.41	114.36	10.74%	i m4	(c+b) × 10.74%	116	115	115	113	113	112	110	110	109	108	106	106	105	104	103	102
	み処	有価物 ※4	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	53.18	53.60	50.95	52.66	49.19	4.62%	m5	(c+b) × 4.62%	50	50	50	49	49	48	47	47	47	46	46	46	45	45	44	44
	700	可燃性残渣	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	332.68	335.27	318.73	329.38	307.73	28.90%	. 0	(c+b) × 28.90%	312	310	310	304	304	301	296	296	293	290	285	285	282	280	277	274
	設	不燃性残渣	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	302.87	305.23	290.17	299.87	280.15	26.31%	р	(c+b) × 26.31%	284	282	282	277	277	274	269	269	267	264	260	260	257	255	252	250
	最終処	心 分量		t/年	361.04	363.99	348.23	357.47	335.24		q	q1+q2	339	336	336	330	330	327	321	321	318	315	310	310	306	304	300	298
最		不適物(RDF化処理施設)		t/年	58.17	58.76	58.06	57.60	55.09		q1	=n	55	54	54	53	53	53	52	52	51	51	50	50	49	49	48	48
終処	ļ	不燃性残渣(泉水施設分)		t/年	302.87	305.23	290.17	299.87	280.15		q2	=p	284	282	282	277	277	274	269	269	267	264	260	260	257	255	252	250
	焼却反	灭(し尿処理施設)	組合集計資料	t/年	78.52	74.73	68.90	72.56	67.70		r	実績値(平成28)と同値とする	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68
	(総量)最終処分量	最終処分量+焼却灰(し尿処理施設)	t/年	439.56	438.72	417.13	430.03	402.94		s	q+r	407	404	404	398	398	395	389	389	386	383	378	378	374	372	368	366
資源化	:量			t/年	5,324.95	5,350.95	5,199.63	5,201.53	4,953.78		t	t1+t2	4,940	4,905	4,873	4,830	4,799	4,762	4,720	4,687	4,650	4,612	4,572	4,540	4,503	4,469	4,431	4,393
		再生利用率	資源化量÷ごみ発生量合計	%	58%	58%	58%	58%	58%		t0	t÷g	58%	58%	58%	58%	58%	58%	58%	58%	58%	58%	58%	58%	58%	58%	58%	58%
[資源物	勿回収+集団回収	=資源物回収+集団回収	t/年	834.20	816.17	734.32	757.20	714.40		t1	=f1 +f2	714	714	714	714	714	714	714	714	714	714	714	714	714	714	714	714
	資源化	と量(中間処理に伴う資源回収)	RDF+金属類+資源回収量	t/年	4,490.8	4,534.78	4,465.31	4,444.33	4,239.38		t2	k+I+m	4,226	4,191	4,159	4,116	4,085	4,048	4,006	3,973	3,936	3,898	3,858	3,826	3,789	3,755	3,717	3,679
<u> </u>	鉄類·	: 破砕鉄、プレス鉄、2級鉄、1級鉄:	」 外	1																								

^{※1} 鉄類:破砕鉄、プレス鉄、2級鉄、1級鉄外 ※2 アルミ:プレスアルミ、がらアルミ ※3 空きびん:茶色びん、無色びん、その他色びん ※4 有価物:段ボール、雑誌、衣類、廃家電

資料9. ごみ排出量の計画値〔宮若市〕

			実績値引用	単位			実績値			備考	記号	算定方法					- A I			上画 値(i			- A I				· · · I	
	1	行政区域内人口	住民基本台帳(10月1日現在)	٨.	平成24 30,134		平成26 29,324	平成27 28,947	平成28 28,617		a	人口推計より	平成29 28,452	平成30 28,209	平成31 27,965	平成32 27,721	平成33 27,473	平成34 27,226	平成35 26,978	平成36 26,731	平成37 26,483	平成38 26,237	平成39 25,992	平成40 25,746	平成41 25,501	平成42 25,255	平成43 25,008	平成44 24,762
	.	処理人口	行政区域内人口一自家処理人口	\ \	30,134		29,324	28,947	28,617		a1	a-a2	28,452	28,209	27,965	27,721	27,473	27,226	26,978	26,731	26,483	26,237	25,992	25,746	25,501	25,255	25,008	24,762
	_	自家処理人口	=0人	1	0	0	0	0	0		a2	=0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		可燃ごみ	組合集計資料	t/年	7,125.37	7,198.23	7,125.03	7,055.45	6,754.70		ь	b0×a1×365日	6,719	6,662	6,604	6,546	6,488	6,430	6,371	6,313	6,254	6,196	6,138	6,080	6,022	5,964	5,906	5,848
		- J Am C O /	可燃ごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	647.8	 	665.7	667.8	646.7		ь0	計画値	647	647	647	647	647	647	647	647	647	647	647	647	647	_	647	647
	}	燃えないごみ	組合集計資料	t/年	728.96		734.01	791.66	742.43		c	c0×a1×365日	737	731	725	718	712	706	699	693	686	680	674	667	661	654	648	642
	l	Am / C-G V C V /	燃えないごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	66.3	 	68.6	74.9	71.1		c0	計画値	71	701	71	710	712	71	71	71	71	71	71	71	71		71	71
	み排		ビン・カン +ペットボトル	t/年	422.19		368.87	348.08	322.37		d	d0×a1×365日	322	309	306	293		288	276	273	271	268		254	251	249	246	235
	出量	<i>東⊪</i> に♥ダ	資源ごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	38.4	36.2	34.5		30.9		dO	ごみ排出量推計より	31	20	30	29	29	29	28	28	28	28	27	27	27		27	260
ごみ	_	ビン・カン	組合集計資料	t/年	379.54		328.09	309.09	288.46	90%	6 d1	d×90%	290	278		264	262	259	248	246	244	241	230	229	226		221	212
発生		ペットボトル	組合集計資料	t/年	42.65	 	40.78	38.99	33.91	10%	d2	d-d1	32	270	31	29	202	29	28	27	27	27	26	25	25		25	212
量	ŀ	ごみ排出量合計	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	t/年	8,276.52		8,227.91	8,195.19	7,819.50	101	- uz	b+c+d	7,778	7,702	7,635	7,557	7,491	7,424	7,346	7,279	7,211	7,144		7,001	6,934		6,800	6,725
	-	1人1日ごみ排出量(資源ごみを除く)	可燃ごみ+燃えないごみ)÷処理人口÷365日	g/人·日	714.1		734.3	742.7	7,819.30		e1	(b+c) ÷a1÷365⊟	7,778	7,702	7,033	7,557	7,491	7,424	7,340	7,279	7,211	7,144	7,008	7,001	718		718	718
	次派出		組合集計資料	t/年					34.03		fl	実績値(平成28)と同値とする	34	710	34	34	34	710		34	34	710	34	34	34		34	710
		物回収(組合:資源回収事業)		+ +	23.70	 	32.50						1	600			• • •	680	34			600						680
	集団回		自治体集計資料	t/年	810.50		701.82		680.37		f2	実績値(平成28)と同値とする	680	680	680	680	680		680	680	680	680		680	680		680	
		発生量 合計	ごみ排出量合計+資源物回収+集団回収	t/年	9,110.72	 	8,962.23		8,533.90		g	e+f1+f2	8,492	8,416	8,349	8,271	8,205	8,138	8,060	7,993	7,925	7,858	7,782	7,715	7,648		7,514	7,439
		日当たりのごみ発生量	ごみ発生量÷処理人口÷365日	g/人·日	828.3		837.3	847.3	817.0		h	g÷a1÷365日	818	817	818	818	818	819	819	819	820	820	820	821	822		823	823
	- 1		=ごみ排出量	t/年	8,276.52	 	8,227.91	8,195.19	7,819.50		i	=e	7,778		7,635	7,557		7,424	7,346	7,279	7,211	7,144	-	7,001	6,934		6,800	6,725
		搬入量		t/年	7,458.05		7,443.76		7,062.43		j	j1+j2	7,025		6,902	6,838		6,717	6,653	6,592	6,531	6,470		6,346	6,286		6,164	6,101
	R D	可燃ごみ		t/年	7,125.37	 	7,125.03		6,754.70		j1	=b	6,719	6,662	6,604	6,546		6,430	6,371	6,313	6,254	6,196	-	6,080	6,022		5,906	5,848
	F 化	可燃性残渣(泉水施設分)		t/年	332.68	 	318.73		307.73		j2	=0	306	301	298	292	290	287	282	279	277	274	269	266	264		258	253
	処理	処理量	=搬入量	t/年	7,458.05	7,533.50	7,443.76	7,384.83	7,062.43)O	i i	7,025	6,963	6,902	6,838	6,778	6,717	6,653	6,592	6,531	6,470	6,407	6,346	6,286	6,225	6,164	6,101
	施設	RDF製造量 ————————————————————————————————————	処理量×製造率	t/年	4,059.42	4,100.48	4,051.64	4,019.56	3,844.08	54.43%	6 k	j×54.43%	3,824	3,790	3,757	3,722	3,689	3,656	3,621	3,588	3,555	3,522	3,487	3,454	3,421	3,388	3,355	3,321
	āX -	金属類	処理量×回収率	t/年	11.93	12.05	11.91	11.82	11.30	0.16%	6 1	j×0.16%	11	11	11	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10
間加	ė	不適物	処理量×発生率	t/年	58.17	58.76	58.06	57.60	55.09	0.78%	i n	j×0.78%	55	54	54	53	53	52	52	51	51	50	50	49	49	49	48	48
型 理	水施	資源回収量 「		t/年	419.40	422.25	401.76	412.95	384.00		m	Σ (m1~m5)	474	465	462	453	449	445	436	433	428	425	416	413	408	404	401	393
	設	鉄類 ※1	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	179.00	180.40	171.50	177.23	165.58	15.55%	6 m1	(c+b) × 15.55%	165	162	160	157	156	155	152	150	149	147	145	143	142	140	139	136
	資源	アルミ類 ※2	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	33.27	33.53	31.87	32.94	30.77	2.89%	6 m2	(c+b) × 2.89%	31	30	30	29	29	29	28	28	28	27	27	27	26	26	26	25
	粗	ペットボトル(資源化)	ペットボトル×回収率	t/年	30.32	30.12	28.99	27.71	24.10	71.08%	6 m3	b2×71.08%	23	22	22	21	21	21	20	19	19	19	18	18	18	18	18	16
	大ご	空きびん ※3	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	123.63	124.60	118.45	122.41	114.36	10.74%	6 m4	(c+b) × 10.74%	114	112	111	109	108	107	105	104	103	102	100	99	98	97	96	94
	み 処	有価物 ※4	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	53.18	53.60	50.95	52.66	49.19	4.62%	6 m5	計画値	141	139	139	137	135	133	131	132	129	130	126	126	124	123	122	122
	旭	可燃性残渣	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	332.68	335.27	318.73	329.38	307.73	28.90%	6 0	(c+b) ×28.90%	306	301	298	292	290	287	282	279	277	274	269	266	264	261	258	253
	設	不燃性残渣	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	302.87	305.23	290.17	299.87	280.15	26.31%	6 р	(c+b) ×26.31%	279	274	271	266	264	262	257	254	252	249	245	242	240	238	235	231
	最終処	心分量		t/年	361.04	363.99	348.23	357.47	335.24		q	q1+q2	334	328	325	319	317	314	309	305	303	299	295	291	289	287	283	279
最		不適物(RDF化処理施設)		t/年	58.17	58.76	58.06	57.60	55.09		q1	≕n	55	54	54	53	53	52	52	51	51	50	50	49	49	49	48	48
終処		不燃性残渣(泉水施設分)		t/年	302.87	305.23	290.17	299.87	280.15		q2	=p	279	274	271	266	264	262	257	254	252	249	245	242	240	238	235	231
分	焼却層	灭(し尿処理施設)	組合集計資料	t/年	78.52	74.73	68.90	72.56	67.70		r	実績値(平成28)と同値とする	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68
	(総量)最終処分量	最終処分量+焼却灰(し尿処理施設)	t/年	439.56	438.72	417.13	430.03	402.94		s	q+r	402	396	393	387	385	382	377	373	371	367	363	359	357	355	351	347
資源	比量			t/年	5,324.95	5,350.95	5,199.63	5,201.53	4,953.78		t	t1+t2	5,023	4,980	4,944	4,900	4,863	4,826	4,782	4,746	4,707	4,671	4,627	4,591	4,553	4,516	4,480	4,438
		再生利用率	資源化量÷ごみ発生量合計	%	58%	58%	58%	58%	58%		t0	t÷g	59%	59%	59%	59%	59%	59%	59%	59%	59%	59%	59%	60%	60%	60%	60%	60%
	資源物	勿回収+集団回収	=資源物回収+集団回収	t/年	834.20	816.17	734.32	757.20	714.40		t1	=f1 +f2	714	714	714	714	714	714	714	714	714	714	714	714	714	714	714	714
	資源(比量(中間処理に伴う資源回収)	RDF+金属類+資源回収量	t/年	4,490.8	4,534.78	4,465.31	4,444.33	4,239.38		t2	k+1+m	4,309	4,266	4,230	4,186	4,149	4,112	4,068	4,032	3,993	3,957	3,913	3,877	3,839	3,802	3,766	3,724
※ 1	鉄箱	: 破砕鉄、プレス鉄、2級鉄、1級鉄	<u>,</u> 外									•						-										

^{※1} 鉄類:破砕鉄、プレス鉄、2級鉄、1級鉄外 ※2 アルミ:プレスアルミ、がらアルミ ※3 空きびん:茶色びん、無色びん、その他色びん ※4 有価物:段ボール、雑誌、衣類、廃家電

資料 10. ごみ排出量の見込み〔鞍手町〕

	_		実績値引用	単位		I I	実績値			備考	記号	算定方法								生計 値(記								
		行政区域内人口	住民基本台帳(10月1日現在)		平成24 17,229		平成26 16,980	平成27 16,734	平成28 16,530		a	人口推計より	平成29 16,328	平成30 16,132	平成31 15,939	平成32 15,747	平成33 15,558	平成34 15,372	平成35 15,187	平成36 15,005	平成37 14,825	平成38 14,647	平成39 14,471	平成40 14,298	平成41 14,126		平成43 13,789	平成44 13,624
	_	処理人口	行政区域内人口一自家処理人口	1	17,229		16,980	16,734	16,530		a1	a-a2	16,328	16,132	15,939	15,747	15,558	15,372	15,187	15,005	14,825	14,647	14,471	14,298	14,126		13,789	13,624
	_	自家処理人口	=0A	1	17,220	17,000	10,000	10,704	10,000		a2	=0	10,020	10,102	10,000	10,747	10,000	10,072	0	0	0	0	0	0	0	10,007	10,700	0
		可燃ごみ	組合集計資料	t/年	3,974.78	3,977.83	3,913.02	3,825.91	3,781.38		ь	b0×a1×365日	3,731	3,674	3,619	3,569	3,515	3,462	3,409	3,357	3,306	3,256	3,211	3,163	3,114	3,067	3,020	2,979
		-1) KMC 07	可燃ごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	632.1	637.7	631.4	626.4	626.7		ьо	ごみ排出量推計より	626	624	622	621	619	617	615	613	611	609	608	606	604		600	599
	-		組合集計資料	t/年		 					, s	この対抗山里性前より c0×a1×365日	370	365		368			360	356			349	344				333
		燃えないごみ		+	345.06	 	367.76	369.30	367.13		c0		62	300	367	64	363	359	65	330	352	353	349	66	345		337 67	000
	み排	Verver ⇒ 4.	燃えないごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	54.9		59.3	60.5	60.8			ごみ排出量推計より	-	62	63			64	-	65	65	00	00					67
	出量	資源ごみ	ピン・カン +ベットボトル	t/年	194.89	 	184.90	168.15	168.58		d	d0×a1×365日	167	159	157	155		146	144	142	141	139	137	130	129		126	124
ご	里		資源ごみ÷処理人ロ÷365日	g/人·日	31.0		29.8	27.5	27.9		d0	ごみ排出量推計より	28	27	27	27		26	26	26	26	26	26	25	25		25	25
発		ビン・カン	組合集計資料	t/年	176.03	 	167.14	151.73	151.73	90%	d1	d×90%	150	143		140		131	130	128	127	125	123	117	116		113	112
生量	-	ペットボトル	組合集計資料	t/年	18.86	 	17.76	16.42	16.85	10%	d2	d-d1	17	16	16	15	15	15	14	14	14	14	14	13	13		13	12
		ごみ排出量合計	可燃ごみ+燃えないごみ+資源ごみ	t/年	4,514.73	 	4,465.68	4,363.36	4,317.09		е	b+c+d	4,268	4,198	4,143	4,092	4,026	3,967	3,913	3,855	3,799	3,748	3,697	3,637	3,588	3,535	3,483	3,436
		1人1日ごみ排出量(資源ごみを除く)	(可燃ごみ+燃えないごみ)÷処理人口÷365日	g/人·日	686.9	695.2	690.7	686.8	687.6		e1	(b+c)÷a1÷365日	688	686	685	685	683	681	680	678	676	675	674	672	671	669	667	666
	資源物	勿回収(組合∶資源回収事業) ──────	組合集計資料	t/年	11.37	14.40	17.26	20.11	20.09		fl	実績値(平成28)と同値とする	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	集団回	回収	自治体集計資料	t/年	548.04	432.57	374.72	380.34	327.97		f2	実績値(平成28)と同値とする	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328
	ごみ多	後生量 合計 	ごみ排出量合計+資源物回収+集団回収	t/年	5,074.14	4,976.42	4,857.66	4,763.81	4,665.15		g	e+f1+f2	4,616	4,546	4,491	4,440	4,374	4,315	4,261	4,203	4,147	4,096	4,045	3,985	3,936	3,883	3,831	3,784
	1人1	日当たりのごみ発生量	ごみ発生量÷処理人口÷365日	g/人·日	806.9	797.8	783.8	779.9	773.2		h	g÷a1÷365日	775	772	772	773	770	769	769	767	766	766	766	764	763	762	761	761
	中間処	D.理量	=ごみ排出量	t/年	4,514.73	4,529.45	4,465.68	4,363.36	4,317.09		i	=е	4,268	4,198	4,143	4,092	4,026	3,967	3,913	3,855	3,799	3,748	3,697	3,637	3,588	3,535	3,483	3,436
	:	搬入量		t/年	4,130.83	4,137.25	4,072.74	3,981.23	3,936.20		j	j1+j2	3,886	3,825	3,770	3,720	3,663	3,608	3,555	3,501	3,448	3,398	3,351	3,300	3,251	3,202	3,154	3,111
	R	可燃ごみ		t/年	3,974.78	3,977.83	3,913.02	3,825.91	3,781.38		j1	=b	3,731	3,674	3,619	3,569	3,515	3,462	3,409	3,357	3,306	3,256	3,211	3,163	3,114	3,067	3,020	2,979
	D F	可燃性残渣(泉水施設分)		t/年	156.05	159.42	159.72	155.32	154.82		j2	=0	155	151	151	151	148	146	146	144	142	142	140	137	137	135	134	132
	化処	処理量	=搬入量	t/年	4,130.83	4,137.25	4,072.74	3,981.23	3,936.20		j0	≡j	3,886	3,825	3,770	3,720	3,663	3,608	3,555	3,501	3,448	3,398	3,351	3,300	3,251	3,202	3,154	3,111
	理 施	RDF製造量	処理量×製造率	t/年	2,248.41	2,251.91	2,216.79	2,166.98	2,142.47	54.43%	i k	j×54.43%	2,115	2,082	2,052	2,025	1,994	1,964	1,935	1,906	1,877	1,850	1,824	1,796	1,770	1,743	1,717	1,693
	設	金属類	処理量×回収率	t/年	6.61	6.62	6.52	6.37	6.30	0.16%	i I	j×0.16%	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5
中間		不適物	処理量×発生率	t/年	32.22	32.27	31.77	31.05	30.70	0.78%	i n	j×0.78%	30	30	29	29	29	28	28	27	27	27	26	26	25	25	25	24
処理	泉水	資源回収量		t/年	195.91	200.62	199.42	193.32	193.05		m	Σ (m1~m5)	195	187	187	187	184	182	180	177	177	177	174	170	170	168	165	163
	施 設	鉄類 ※1	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	83.96	85.78	85.94	83.57	83.30	15.55%	i m1	(c+b) × 15.55%	84	81	81	81	79	79	78	77	77	77	76	74	74	73	72	71
	資	アルミ類 ※2	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	15.60	15.94	15.97	15.53	15.48	2.89%	m2	(c+b) × 2.89%	16	15	15	15	15	15	15	14	14	14	14	14	14	14	13	13
	源	ペットボトル(資源化)	ペットボトル×回収率	t/年	13.41	14.18	12.62	11.67	11.98	71.08%	m3	b2×71.08%	12	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9
	粗大	空きびん ※3	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	57.99	59.24	59.36	57.72	57.54	10.74%	i m4	(c+b) × 10.74%	58	56	56	56	55	54	54	53	53	53	52	51	51	50	50	49
	ごみ 処	有価物 ※4	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	24.95	25.48	25.53	24.83	24.75	4.62%	m5	(c+b) × 4.62%	25	24	24	24	24	23	23	23	23	23	22	22	22	22	21	21
	T00	可燃性残渣	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	156.05	159.42	159.72	155.32	154.82	28.90%		(c+b) × 28.90%	155	151	151	151	148	146	146	144	142	142	140	137	137	135	134	132
	記	不燃性残渣	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	142.06	145.13	145.40	141.40	140.95	26.31%	р	(c+b) ×26.31%	141	138	138	138	134	133	133	131	130	129	128	125	125	123	122	120
	最終処	见分量		t/年	174.28	177.40	177.17	172.45	171.65		q	q1+q2	171	168	167	167	163	161	161	158	157	156	154	151	150	148	147	144
晨	ſ	不適物(RDF化処理施設)		t/年	32.22	32.27	31.77	31.05	30.70		q1	=n	30	30	29	29	29	28	28	27	27	27	26	26	25	25	25	24
終処	ŀ	不燃性残渣(泉水施設分)		t/年	142.06	145.13	145.40	141.40	140.95		q2	=p	141	138	138	138	134	133	133	131	130	129	128	125	125	123	122	120
슈	焼却の	灭(し尿処理施設)	組合集計資料	t/年	16.55	22.01	17.80	18.58	16.28		r	実績値(平成28)と同値とする	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
	(総量)最終処分量	最終処分量+焼却灰(し尿処理施設)	t/年	190.83	199.41	194.97	191.03	187.93		s	q+r	187	184	183	183	179	177	177	174	173	172	170	167	166	164	163	160
資源化				t/年	3,010.34		2,814.71	2,767.12			t	t1+t2	2,664	2,623		2,566		2,500	2,469	2,437	2,408	2,380		2,319	2,293		2,235	2,209
		再生利用率	資源化量÷ごみ発生量合計	%	59%	 	58%	58%	58%		t0	t÷g	58%	58%		58%		58%	58%	58%	58%	58%	58%	58%	58%		58%	58%
[資源物	勿回収+集団回収	=資源物回収+集団回収	t/年	559.41	 	391.98				-	=f1 +f2	348	348		348		348	348	348	348	348	348	348	348		348	348
1 -		と量(中間処理に伴う資源回収)	RDF+金属類+資源回収量	t/年	2,450.9	 	2,422.73		2,341.82			k+1+m	2,316	2,275		2,218		2,152	2,121	2,089	2,060	2,032	2,003	1,971	1,945		1,887	1,861
		: 破砕鉄、プレス鉄、2級鉄、1級鉄			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,	,/			I	l		_, 0	-,- : -	-,	-, '	.,	,,	,	,	,	-,2	, /	.,	,	,	,

^{※1} 鉄類:破砕鉄、プレス鉄、2級鉄、1級鉄外 ※2 アルミ:プレスアルミ、がらアルミ ※3 空きびん:茶色びん、無色びん、その他色びん ※4 有価物:段ボール、雑誌、衣類、廃家電

資料 11. ごみ排出量の計画値〔鞍手町〕

			実績値引用	単位			実績値	1		備考	記号	算定方法				A 1				画値(記								
		行政区域内上口	住民基本台帳(10月1日現在)	1	平成24		平成26 16,980	平成27 16,734	平成28	- m - D		井たガム 人口推計より	平成29 16,328	平成30	平成31 15,939	平成32 15,747		平成34 15,372	平成35 15,187	平成36 15,005			平成39	平成40 14,298	平成41		平成43	平成44
人		行政区域内人口 	住民基本台帳(10月1日現在) 行政区域内人口一自家処理人口	^	17,229		16,980	16,734	16,530 16,530		a a1	人口推計より	16,328	16,132	15,939	15,747	15,558 15,558	15,372	15,187	15,005	14,825	14,647	14,471	14,298	14,126		13,789	13,624
	<u> </u>		=0人		17,229	17,089	10,960	10,734	10,530		a2	a-az	10,328	10,132	13,939	15,747	10,000	15,372	15,167	15,005	14,020	14,047	14,4/1	14,290	14,120	13,957	13,769	13,024
		自家処理人口		+	0.07470	0 0 7 7 0 0	0 0 1 0 0 0	0 005 04	0 701 00				0.740	0.000	0.007	0 540	0.504	0 400	0 400	0 057	0 000	0.050	0 011	0.100	0.114	0 007	- 0	
		可燃ごみ	組合集計資料	t/年	3,974.78	<u> </u>	3,913.02	3,825.91	3,781.38		ь	b0×a1×365日	3,719	3,662	3,607	3,546	3,504	3,462	3,409	3,357	3,306	3,256		3,163	3,114		3,020	2,979
		IAb = 4	可燃ごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	632.1	637.7	631.4	626.4	626.7		ь0	計画値	624	622	620	617	617	617	615	613	611	609		606	604		600	599
		燃えないごみ	組合集計資料	t/年	345.06	 	367.76	369.30	367.13		С	c0×a1×365日	358	353	349	345	341	337	333	329	325	321	317	313	309		302	298
	み		燃えないごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	54.9		59.3	60.5	60.8		c0	計画値	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	出	資源ごみ	ピン・カン +ペットボトル	t/年	194.89		184.90	168.15	168.58		d	d0×a1×365日	167	159	157	155	148	146	144	142	141	139	137	130	129		126	124
ご	量		資源ごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	31.0		29.8	27.5	27.9		d0	ごみ排出量推計より	28	27	27	27	26	26	26	26	26	26	26	25	25		25	25
発		ビン・カン	組合集計資料	t/年	176.03	172.92	167.14	151.73	151.73	90%	d1	d×90%	150	143	141	140	133	131	130	128	127	125	123	117	116	114	113	112
生量		ペットボトル	組合集計資料	t/年	18.86	19.95	17.76	16.42	16.85	10%	d2	d-d1	17	16	16	15	15	15	14	14	14	14	14	13	13	13	13	12
		ごみ排出量合計	可燃ごみ+燃えないごみ+資源ごみ	t/年	4,514.73	4,529.45	4,465.68	4,363.36	4,317.09		е	b+c+d	4,244	4,174	4,113	4,046	3,993	3,945	3,886	3,828	3,772	3,716	3,665	3,606	3,552	3,500	3,448	3,401
		1人1日ごみ排出量(資源ごみを除く)	(可燃ごみ+燃えないごみ)÷処理人口÷365日	g/人·日	686.9	695.2	690.7	686.8	687.6		e1	(b+c)÷a1÷365日	684	682	680	677	677	677	675	673	671	669	668	666	664	662	660	659
	資源物	物回収(組合:資源回収事業)	組合集計資料	t/年	11.37	14.40	17.26	20.11	20.09		fl	実績値(平成28)と同値とする	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	集団[回収	自治体集計資料	t/年	548.04	432.57	374.72	380.34	327.97		f2	実績値(平成28)と同値とする	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328	328
	ごみす	発生量 合計	ごみ排出量合計+資源物回収+集団回収	t/年	5,074.14	4,976.42	4,857.66	4,763.81	4,665.15		g	e+f1+f2	4,592	4,522	4,461	4,394	4,341	4,293	4,234	4,176	4,120	4,064	4,013	3,954	3,900	3,848	3,796	3,749
	1人1	日当たりのごみ発生量	ごみ発生量÷処理人口÷365日	g/人·日	806.9	797.8	783.8	779.9	773.2		h	g÷a1÷365日	771	768	767	765	764	765	764	763	761	760	760	758	756	755	754	754
	中間外	処理量	=ごみ排出量	t/年	4,514.73	4,529.45	4,465.68	4,363.36	4,317.09		i	=e	4,244	4,174	4,113	4,046	3,993	3,945	3,886	3,828	3,772	3,716	3,665	3,606	3,552	3,500	3,448	3,401
		搬入量		t/年	4,130.83	4,137.25	4,072.74	3,981.23	3,936.20		j	j1+j2	3,871	3,810	3,753	3,691	3,645	3,602	3,547	3,493	3,441	3,389	3,342	3,291	3,241	3,192	3,144	3,101
	R	可燃ごみ		t/年	3,974.78	3,977.83	3,913.02	3,825.91	3,781.38		j1	≡b	3,719	3,662	3,607	3,546	3,504	3,462	3,409	3,357	3,306	3,256	3,211	3,163	3,114	3,067	3,020	2,979
	D F	可燃性残渣(泉水施設分)		t/年	156.05	159.42	159.72	155.32	154.82		j2	=0	152	148	146	145	141	140	138	136	135	133	131	128	127	125	124	122
	化処	処理量	=搬入量	t/年	4,130.83	4,137.25	4,072.74	3,981.23	3,936.20		j0	ij	3,871	3,810	3,753	3,691	3,645	3,602	3,547	3,493	3,441	3,389	3,342	3,291	3,241	3,192	3,144	3,101
	理 施	RDF製造量	処理量×製造率	t/年	2,248.41	2,251.91	2,216.79	2,166.98	2,142.47	54.43%	í k	j×54.43%	2,107	2,074	2,043	2,009	1,984	1,961	1,931	1,901	1,873	1,845	1,819	1,791	1,764	1,737	1,711	1,688
	設	金属類	処理量×回収率	t/年	6.61	6.62	6.52	6.37	6.30	0.16%	6 1	j×0.16%	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5
中間		不適物	処理量×発生率	t/年	32.22	32.27	31.77	31.05	30.70	0.78%	6 n	j×0.78%	30	30	29	29	28	28	28	27	27	26	26	26	25	25	25	24
処理	泉水	資源回収量		t/年	195.91	200.62	199.42	193.32	193.05		m	Σ (m1~m5)	235	229	227	223	219	216	214	211	208	206	204	198	196	194	191	189
	施 設	鉄類 ※1	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	83.96	85.78	85.94	83.57	83.30	15.55%	6 m1	(c+b) × 15.55%	82	80	79	78	76	75	74	73	72	72	71	69	68	67	67	66
	資	アルミ類 ※2	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	15.60	15.94	15.97	15.53	15.48	2.89%	6 m2	(c+b) × 2.89%	15	15	15	14	14	14	14	14	13	13	13	13	13	13	12	12
	源 • 粗	ペットボトル(資源化)	ベットポトル×回収率	t/年	13.41	14.18	12.62	11.67	11.98	71.08%	6 m3	b2×71.08%	12	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9
	杜大ご	空きびん ※3	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	57.99	59.24	59.36	57.72	57.54	10.74%	6 m4	(c+b) × 10.74%	56	55	54	54	53	52	51	51	50	49	49	48	47	47	46	45
	み処	有価物 ※4	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	24.95	25.48	25.53	24.83	24.75	4.62%	6 m5	計画値	70	68	68	66	65	64	65	63	63	62	61	59	59	58	57	57
	理施	可燃性残渣	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	156.05	159.42	159.72	155.32	154.82	28.90%	6 0	(c+b) ×28.90%	152	148	146	145	141	140	138	136	135	133	131	128	127	125	124	122
	⊕n.	不燃性残渣	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	142.06	145.13	145.40	141.40	140.95	26.31%	р	(c+b) × 26.31%	138	135	133	132	129	127	125	124	123	121	119	117	115	114	113	111
	最終外	処分量		t/年	174.28	177.40	177.17	172.45	171.65		q	q1+q2	168	165	162	161	157	155	153	151	150	147	145	143	140	139	138	135
最		不適物(RDF化処理施設)		t/年	32.22	32.27	31.77	31.05	30.70		q1	=n	30	30	29	29	28	28	28	27	27	26	26	26	25	25	25	24
終処		不燃性残渣(泉水施設分)		t/年	142.06	145.13	145.40	141.40	140.95		q2	=p	138	135	133	132	129	127	125	124	123	121	119	117	115	114	113	111
分	焼却		組合集計資料	t/年	16.55	22.01	17.80	18.58	16.28		r	実績値(平成28)と同値とする	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
F	(総量	:)最終処分量	最終処分量+焼却灰(し尿処理施設)	t/年	190.83	199.41	194.97	191.03	187.93		s	q+r	184	181	178	177	173	171	169	167	166	163	161	159	156	155	154	151
資源化	七量			t/年	3,010.34	2,906.12	2,814.71	2,767.12	2,689.88		t	t1+t2	2,696	2,657	2,624	2,586	2,557	2,531	2,499	2,466	2,435	2,404	2,376	2,342	2,313	2,284	2,255	2,230
		再生利用率	資源化量÷ごみ発生量合計	%	59%		58%	58%	58%		t0	t÷g	59%	59%		59%	59%	59%	59%	59%	59%	59%		59%	59%		59%	59%
	資源物	物回収+集団回収	=資源物回収+集団回収	t/年	559.41	446.97	391.98	400.45			t1	=f1 +f2	348	348		348	348	348	348	348	348	348		348	348		348	348
1 1		化量(中間処理に伴う資源回収)	RDF+金属類+資源回収量	t/年	2,450.9	 	2,422.73		2,341.82		t2	k+1+m	2,348	2,309	2,276	2,238	2,209	2,183	2,151	2,118	2,087	2,056		1,994	1,965		1,907	1,882
		: 破砕鉄、プレス鉄、2級鉄、1級鉄	」 外									<u> </u>																

^{※1} 飲料: 吹件鉄、ノレ入鉄、2級鉄、1級鉄介 ※2 アルミ: プレスアルミ、がらアルミ ※3 空きびん: 茶色びん、無色びん、その他色びん ※4 有価物:段ボール、雑誌、衣類、廃家電

資料 12. ごみ排出量の見込み〔小竹町〕

		実績値引用	単位			実績値			備考	記号	算定方法		-	I I					生計 値(記								
	行政区域内人口	住民基本台帳(10月1日現在)	١	平成24 8,577	平成25 8,392	平成26 8,237	平成27 8,152	平成28 8,025		a	人口推計より	平成29 7,742	平成30 7,628	平成31 7,513	平成32 7,399	平成33 7,283	平成34 7,168	平成35 7,052	平成36	平成37 平6,821	平成38 6,704	平成39 6,588	平成40 6,471	平成41 6,355	平成42 6,238	平成43 6,125	平成44 6,011
		行政区域内人口一自家処理人口	1	8,577	8,392	8,237	8,152	8,025		a1	a-a?	7,742	7,628	 	7,399	7,283	7,168	7,052	6,937	6,821	6,704	6,588	6,471	6,355		6,125	6,011
	自家処理人口	=0A	1	0,077	0,032	0,207	0,132	0,020		a2	-0	7,742	7,020	7,510	7,000	7,200	7,100	7,032	0,557	0,021	0,704	0,000	0,471	0,000	0,230	0,120	0,011
\vdash		組合集計資料	t/年	1 076 75	107600	0 000 05	1.057.00	1.050.00		b	LOW AWOOFF	1 700	1.760	1722	1 707	1 600	1.054	1 607	1 000	1 570	1.546	1 500	1 402	1.400	1 420	1.410	1 207
	可燃ごみ		-	1,976.75		2,032.35	1,957.20	1,850.69			b0×a1×365日	1,786	1,760		1,707	1,680	1,654	1,627	1,600	1,573	1,546	1,520	1,493	1,466		1,413	1,387
	Mb = 4-1 , =0 +	可燃ごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	631.4		676.0		631.8		ь0	ごみ排出量推計より	632	632		632	632	632	632	632	632	632	632	632	632		632	632
	燃えないごみ	組合集計資料	t/年	177.67	185.25	188.99	198.17	209.19		С	c0×a1×365日	201	200		203	202	201	201	200	197	196	195	191	190	189	186	184
		燃えないごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	56.8	 	62.9		71.4		c0	ごみ排出量推計より	71	72	74	75	76	77	78	79	79	80	81	81	82		83	84
1 1		ビン・カン +ベットボトル	t/年	103.76	 	95.04		92.09		d	d0×a1×365日	88	86	85	84		81	80	78	77	76	75	73	72		69	68
	_	資源ごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	33.1	31.5	31.6		31.4		d0	ごみ排出量推計より	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
発	ビン・カン	組合集計資料	t/年	91.87	85.47	83.78	82.86	82.68	90%	d1	d×90%	79	77	77	76	74	73	72	70	69	68	68	66	65	64	62	61
生量	ペットボトル	組合集計資料	t/年	11.89	11.08	11.26	10.73	9.41	10%	d2	d-d1	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7
	ごみ排出量合計	可燃ごみ+燃えないごみ+資源ごみ	t/年	2,258.18	2,258.08	2,316.38	2,248.96	2,151.97		е	b+c+d	2,075	2,046	2,021	1,994	1,964	1,936	1,908	1,878	1,847	1,818	1,790	1,757	1,728	1,699	1,668	1,639
	1人1日ごみ排出量(資源ごみを除く)	(可燃ごみ+燃えないごみ)÷処理人口÷365日	g/人·日	688.2	705.7	738.8	724.4	703.2		e1	(b+c)÷a1÷365日	703	704	706	707	708	709	710	711	711	712	713	713	714	715	715	716
資	源物回収(組合:資源回収事業)	組合集計資料	t/年	3.65	7.47	4.79	4.85	6.11		fl	実績値(平成28)と同値とする	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
集	団回収	自治体集計資料	t/年	136.89	127.63	140.29	147.06	146.04		f2	実績値(平成28)と同値とする	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146
=	み発生量 合計	ごみ排出量合計+資源物回収+集団回収	t/年	2,398.72	2,393.18	2,461.46	2,400.87	2,304.12		g	e+f1+f2	2,227	2,198	2,173	2,146	2,116	2,088	2,060	2,030	1,999	1,970	1,942	1,909	1,880	1,851	1,820	1,791
1.	人1日当たりのごみ発生量	ごみ発生量÷処理人口÷365日	g/人·日	766.2	781.3	818.7	806.9	786.6		h	g÷a1÷365日	788	789	792	795	796	798	800	802	803	805	808	808	811	813	814	816
4	間処理量	=ごみ排出量	t/年	2,258.18	2,258.08	2,316.38	2,248.96	2,151.97		i	=е	2,075	2,046	2,021	1,994	1,964	1,936	1,908	1,878	1,847	1,818	1,790	1,757	1,728	1,699	1,668	1,639
	搬入量		t/年	2,058.08	2,057.72	2,114.43	2,041.52	1,937.76		j	j1+j2	1,870	1,843	1,816	1,790	1,762	1,735	1,708	1,680	1,652	1,625	1,598	1,569	1,542	1,514	1,487	1,460
,	可燃ごみ		t/年	1,976.75	1,976.28	2,032.35	1,957.20	1,850.69		j1	=b	1,786	1,760	1,733	1,707	1,680	1,654	1,627	1,600	1,573	1,546	1,520	1,493	1,466	1,439	1,413	1,387
;	可燃性残渣(泉水施設分)		t/年	81.33	81.44	82.08	84.32	87.07		j2	=0	84	83	83	83	82	81	81	80	79	79	78	76	76	75	74	73
	上 処理量	=搬入量	t/年	2,058.08	2,057.72	2,114.43	2,041.52	1,937.76		j0	≡j	1,870	1,843	1,816	1,790	1,762	1,735	1,708	1,680	1,652	1,625	1,598	1,569	1,542	1,514	1,487	1,460
] J	RDF製造量	処理量×製造率	t/年	1,120.21	1,120.02	1,150.88	1,111.20	1,054.72	54.43%	i k	j×54.43%	1,018	1,003	988	974	959	944	930	914	899	884	870	854	839	824	809	795
	金属類	処理量×回収率	t/年	3.29	3.29	3.38	3.27	3.10	0.16%	1	j×0.16%	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2
中間	不適物	処理量×発生率	t/年	16.05	16.05	16.49	15.92	15.11	0.78%	n	j×0.78%	15	14	14	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	11
処	資源回収量		t/年	103.57	103.13	104.00	106.25	108.53		m	Σ (m1~m5)	103	103	103	103	102	101	101	100	99	98	96	94	94	93	91	90
1 1	选 数類 ※1	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	43.76	43.82	44.17	45.37	46.85	15.55%	m1	(c+b) × 15.55%	45	45	45	45	44	44	44	43	43	42	42	41	41	40	40	39
1 1 1	アルミ類 ※2	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	8.13	8.14	8.21	8.43	8.71	2.89%	m2	(c+b) × 2.89%	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	7	7
	ペットボトル (資源化)	ペットボトル×回収率	t/年	8.45	7.88	8.00	7.63	6.69	71.08%	m3	b2×71.08%	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5
	∄ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	30.23	30.27	30.50	31.34	32.36	10.74%	i m4	(c+b) × 10.74%	31	31	31	31	31	30	30	30	29	29	29	28	28	28	27	27
;	有価物 ※4	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	13.00	 	13.12		13.92			(c+b) ×4.62%	13	13	13	13		13	13	13	13	13	12	12	12		12	12
]] 3	型可燃性残渣	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	81.33		82.08		87.07	28.90%		(c+b) ×28.90%	84	83		83		81	81	80	79	79	78	76	76		74	73
1 1	在 安 不燃性残渣	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	74.04	 	74.73		79.27	26.31%		(c+b) × 26.31%	76	76		75		74	74	73	72	72	71	69	69		67	66
	終処分量		t/年	90.09		91.22		94.38		q	q1+q2	91	90		89	89	88	87	86	85	85	83	81	81	80	79	77
	不適物(RDF化処理施設)		t/年	16.05		16.49		15.11		q1	=n	15	14	 	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12		12	11
最終	不燃性残渣(泉水施設分)		t/年	74.04	 	74.73		79.27		q2	=0	76	76	76	75	75	74	74	73	72	72	71	69	69	68	67	66
分 性	却灰(し尿処理施設)	組合集計資料	t/年			-	-	- 19.21		 	- P 実績値(平成28)と同値とする		_		-	_			- /3	_	_	- /1	_ 09	_	_		_
1 ⊢		和古来aT 具在 最終処分量+焼却灰(し尿処理施設)								-						89	- 88		86					_		79	77
\vdash		- MXボミル2刀里下が34八(し水型)	t/年	90.09		91.22		94.38		s		91	90	90	89			1.100		85	85	83	81	1.007	80	,,,	1.000
資源化:			t/年	1,367.61		1,403.34				t	t1+t2	1,276			1,232		1,200	1,186	1,169	1,153	1,137	1,121	1,103	1,087		1,054	1,039
[再生利用率	資源化量÷ごみ発生量合計	%	57%	 	57%		57%		t0	t÷g	57%	57%	 	57%		57%	58%	58%	58%	58%	58%	58%	58%		58%	58%
	源物回収+集団回収	=資源物回収+集団回収	t/年	140.54	 	145.08		152.15			=f1 +f2	152	152		152		152	152	152	152	152	152	152	152		152	152
	源化量(中間処理に伴う資源回収) 類:破砕鉄、プレス鉄、2級鉄、1級鉄	RDF+金属類+資源回収量	t/年	1,227.1	1,226.44	1,258.26	1,220.72	1,166.35		t2	k+I+m	1,124	1,109	1,094	1,080	1,064	1,048	1,034	1,017	1,001	985	969	951	935	919	902	887

^{※1} 鉄類:破砕鉄、プレス鉄、2級鉄、1級鉄外 ※2 アルミ:プレスアルミ、がらアルミ ※3 空きびん:茶色びん、無色びん、その他色びん ※4 有価物:段ボール、雑誌、衣類、廃家電

資料 13. ごみ排出量の計画値〔小竹町〕

	_		実績値引用	単位			実績値			備考	記号	算定方法			I I					一画 値(記		I						
		行政区域内人口	住民基本台帳(10月1日現在)		平成24 8,577	平成25 8,392	平成26 8,237	平成27 8,152	平成28 8,025		a	人口推計より	平成29 7,742	平成30 7,628	平成31 7,513	平成32 7,399	平成33 7,283	平成34 7,168	平成35 7,052	平成36	平成37 5	平成38	平成39 6,588	平成40 6,471	平成41 6,355		平成43 6,125	平成44 6,011
	_	処理人口	行政区域内人口一自家処理人口	1	8,577	8,392	8,237	8,152	8,025		a1	a-a2	7,742		 	7,399	7,283	7,168	7,052	6,937	6,821	6,704	6,588	6,471	6,355		6,125	6,011
	_	自家処理人口	=0人	1	0,077	0,552	0,237	0,132	0,020		a2	-0	7,742	7,020	7,510	7,000	7,200	7,100	7,002	0,557	0,021	0,704	0,000	0,471	0,555	0,200	0,120	0,011
\vdash			組合集計資料	t/年	1 076 75	107600	0.000.05	1.057.00	1.050.00		b	b0×a1×365日	1,786	1.700	1722	1 707	1 000	1.054	1 607	1 000	1 570	1 546	1 500	1 402	1.400	1 420	1 412	1,387
		可燃ごみ		+ -	1,976.75		2,032.35	1,957.20	1,850.69					1,760		1,707	1,680	1,654	1,627	1,600	1,573	1,546	1,520	1,493	1,466		1,413	
	ŀ	LAN - 4. ,	可燃ごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	631.4		676.0		631.8		ь0	ごみ排出量推計より	632	632		632	632	632	632	632	632	632	632	632	632		632	632
	_	燃えないごみ	組合集計資料	t/年	177.67	185.25	188.99	198.17	209.19		С	c0×a1×365日	201	198		192	189	186	183	180	177	174	171	168	165		159	156
	み		燃えないごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	56.8		62.9		71.4		c0	計画値	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71		71	71
	出	資源ごみ	ビン・カン +ベットボトル	t/年	103.76	 	95.04		92.09		d	d0×a1×365日	88	86	85	84	82	81	80	78	77	76	75	73	72		69	68
ご	量		資源ごみ÷処理人口÷365日	g/人·日	33.1	31.5	31.6		31.4		d0	ごみ排出量推計より	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31		31	31
み発		ビン・カン	組合集計資料	t/年	91.87	85.47	83.78	82.86	82.68	90%	d1	d×90%	79	77	77	76	74	73	72	70	69	68	68	66	65	64	62	61
生量	-	ペットボトル	組合集計資料	t/年	11.89	11.08	11.26	10.73	9.41	10%	d2	d-d1	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7
	-	ごみ排出量合計	可燃ごみ+燃えないごみ+資源ごみ	t/年	2,258.18	2,258.08	2,316.38	2,248.96	2,151.97		е	b+c+d	2,075	2,044	2,013	1,983	1,951	1,921	1,890	1,858	1,827	1,796	1,766	1,734	1,703	1,672	1,641	1,611
		1人1日ごみ排出量(資源ごみを除く)	(可燃ごみ+燃えないごみ)÷処理人口÷365日	g/人·日	688.2	705.7	738.8	724.4	703.2		e1	(b+c)÷a1÷365⊟	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703	703
	資源物	勿回収(組合:資源回収事業)	組合集計資料	t/年	3.65	7.47	4.79	4.85	6.11		fl	実績値(平成28)と同値とする	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	集団匠	回収	自治体集計資料	t/年	136.89	127.63	140.29	147.06	146.04		f2	実績値(平成28)と同値とする	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146	146
	ごみ多	発生量 合計	ごみ排出量合計+資源物回収+集団回収	t/年	2,398.72	2,393.18	2,461.46	2,400.87	2,304.12		g	e+f1+f2	2,227	2,196	2,165	2,135	2,103	2,073	2,042	2,010	1,979	1,948	1,918	1,886	1,855	1,824	1,793	1,763
	1人1	日当たりのごみ発生量	ごみ発生量÷処理人口÷365日	g/人·日	766.2	781.3	818.7	806.9	786.6		h	g÷a1÷365日	788	789	790	791	791	792	793	794	795	796	798	799	800	801	802	804
	中間処	心理量	=ごみ排出量	t/年	2,258.18	2,258.08	2,316.38	2,248.96	2,151.97		i	=e	2,075	2,044	2,013	1,983	1,951	1,921	1,890	1,858	1,827	1,796	1,766	1,734	1,703	1,672	1,641	1,611
	:	搬入量		t/年	2,058.08	2,057.72	2,114.43	2,041.52	1,937.76		j	j1+j2	1,870	1,842	1,814	1,787	1,758	1,731	1,703	1,675	1,646	1,618	1,591	1,563	1,534	1,506	1,479	1,452
	R	可燃ごみ		t/年	1,976.75	1,976.28	2,032.35	1,957.20	1,850.69		j1	=b	1,786	1,760	1,733	1,707	1,680	1,654	1,627	1,600	1,573	1,546	1,520	1,493	1,466	1,439	1,413	1,387
	D F	可燃性残渣(泉水施設分)		t/年	81.33	81.44	82.08	84.32	87.07		j2	=0	84	82	81	80	78	77	76	75	73	72	71	70	68	67	66	65
	化処	処理量	=搬入量	t/年	2,058.08	2,057.72	2,114.43	2,041.52	1,937.76		Oi,	ij	1,870	1,842	1,814	1,787	1,758	1,731	1,703	1,675	1,646	1,618	1,591	1,563	1,534	1,506	1,479	1,452
	理施	RDF製造量	処理量×製造率	t/年	1,120.21	1,120.02	1,150.88	1,111.20	1,054.72	54.43%	i k	j×54.43%	1,018	1,003	987	973	957	942	927	912	896	881	866	851	835	820	805	790
	設	金属類	処理量×回収率	t/年	3.29	3.29	3.38	3.27	3.10	0.16%	i I	j×0.16%	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2
中間		不適物	処理量×発生率	t/年	16.05	16.05	16.49	15.92	15.11	0.78%	i n	j×0.78%	15	14	14	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	11
処理	泉水	資源回収量		t/年	103.57	103.13	104.00	106.25	108.53		m	Σ (m1~m5)	129	127	125	124	122	120	118	115	114	112	110	108	107	105	102	100
	施設	鉄類 ※1	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	43.76	43.82	44.17	45.37	46.85	15.55%	m1	(c+b) × 15.55%	45	45	44	43	42	42	41	40	39	39	38	37	37	36	35	35
	~ 資	アルミ類 ※2	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	8.13	8.14	8.21	8.43	8.71	2.89%	m2	(c+b) × 2.89%	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	6
	源	ペットボトル(資源化)	ペットボトル×回収率	t/年	8.45	7.88	8.00	7.63	6.69	71.08%	m3	b2×71.08%	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5
	粗大	空きびん ※3	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	30.23	30.27	30.50	31.34	32.36	10.74%	m4	(c+b) × 10.74%	31	31	30	30	29	29	28	28	27	27	26	26	25	25	24	24
	ごみ処	有価物 ※4	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	13.00	13.02	13.12	13.48	13.92	4.62%	m5	計画値	39	37	37	37	37	35	35	34	35	33	34	33	33	32	31	30
	T00	可燃性残渣	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	81.33	81.44	82.08	84.32	87.07	28.90%		(c+b) × 28.90%	84	82	81	80	78	77	76	75	73	72	71	70	68	67	66	65
	⊕r.	不燃性残渣	(燃えないごみ+資源ごみ)×回収率	t/年	74.04	74.14	74.73	76.76	79.27	26.31%	р	(c+b) × 26.31%	76	75	74	72	71	70	69	68	67	66	65	63	62	61	60	59
	最終処	型分量		t/年	90.09	90.19	91.22	92.68	94.38		q	q1+q2	91	89	88	86	85	84	82	81	80	79	77	75	74	73	72	70
₌	ſ	不適物(RDF化処理施設)		t/年	16.05	16.05	16.49		15.11		q1	=n	15	14	14	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	11
終処	ŀ			t/年	74.04		74.73		79.27		q2	=p	76	75	74	72	71	70	69	68	67	66	65	63	62	61	60	59
		灭(し尿処理施設)	組合集計資料	t/年	_	_	_	_	_		 	実績値(平成28)と同値とする	<u> </u>	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
)最終処分量	最終処分量+焼却灰(し尿処理施設)	t/年	90.09	90.19	91.22		94.38		s	q+r	91	89		86	85	84	82	81	80	79	77	75	74		72	70
資源化				t/年	1,367.61		1,403.34				t	t1+t2	1,302			1,252		1,217	1,200	1,182	1,165	1,148	1,131	1,114	1,096		1,061	1,044
	_	再生利用率	資源化量÷ごみ発生量合計	%	57%		57%		57%		t0	t÷g	58%			59%		59%	59%	59%	59%	59%	59%	59%	59%		59%	59%
	資源地	勿回収+集団回収	-資源物回収+集団回収	t/年	140.54	 	145.08				-	=f1 +f2	152		 	152		152	152	152	152	152	152	152	152		152	152
1 1		プロス・米田田水 	RDF+金属類+資源回収量	t/年	1,227.1	 	1,258.26					k+1+m	1,150			1,100		1,065	1,048	1,030	1,013	996	979	962	944		909	892
		: 破砕鉄、プレス鉄、2級鉄、1級鉄:		L +	1,227.1	1,220.44	1,200.20	1,220.12	1,100.00				1,130	1,100	1,113	1,100	1,002	1,000	1,040	1,030	1,010	530	3/3	302	244	321	303	092

^{※1} 鉄類:破砕鉄、プレス鉄、2級鉄、1級鉄外 ※2 アルミ:プレスアルミ、がらアルミ ※3 空きびん:茶色びん、無色びん、その他色びん ※4 有価物:段ボール、雑誌、衣類、廃家電